

本章のポイント

第1節 国の政策・方針決定過程への女性の参画

- 国会議員に占める女性の割合は、衆議院9.9%（令和3（2021）年4月現在）、参議院23.0%（令和3（2021）年5月現在）。
- 国家公務員の地方機関課長・本省課長補佐相当職、本省課室長相当職及び指定職相当に占める女性の割合は、令和2（2020）年7月現在では12.3%、5.9%及び4.4%。令和2（2020）年4月1日時点での国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合は36.8%、総合職試験からの採用者に占める女性の割合は35.4%。
- 国の審議会等における女性委員の割合は、令和2（2020）年9月現在、40.7%。女性の専門委員等の割合は30.3%。

第2節 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画

- 令和2（2020）年12月末現在の地方議会における議員に占める女性の割合は、特別区議会が最も高く30.2%、政令指定都市の市議会は20.4%、市議会全体は16.2%、都道府県議会は11.5%。全ての都道府県議会に女性議員がいる一方、3割近くの町村議会ではいまだに女性議員がゼロとなっている。
- 地方公務員に占める女性の割合について、役職段階別に見ると、令和2（2020）年4月現在における本庁課長補佐相当職、本庁課長相当職、本庁部局長・次長相当職に占める女性の割合は、都道府県で20.4%、12.2%、7.0%、市区町村で29.2%、17.8%、10.1%（うち、政令指定都市で22.6%、16.9%、10.8%）。令和元（2019）年度の採用者に占める女性の割合は、都道府県全体で36.6%、うち大学卒業程度試験は33.6%。

第3節 様々な分野における女性の参画

- 司法分野においては、令和元（2019）年12月現在、裁判官22.6%、令和2（2020）年3月現在、検察官（検事）25.4%、令和2年9月現在、弁護士19.1%。
- 令和3（2021）年に公表された我が国のジェンダー・ギャップ指数（GGI）は0.656（156か国中120位）。「政治」と「経済」の値が低い。

第1節 国の政策・方針決定過程への女性の参画

（国会議員に占める女性の割合）

内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」により、国会議員に占める女性の割合について、その推移を見ると、衆議院議員総選

挙当選者においては、戦後の一時期を除いて、1～2%台で推移していた。その後、平成8（1996）年（第41回選挙）に小選挙区比例代表並立制が導入されて以降、衆議院議員に占める女性の割合は上昇傾向にあり、平成29（2017）年10月執行の衆議院議員総選挙を経て、令和3年（2021）年4月現在で9.9%

(46人) となり、国際比較すると、189か国中165位 (令和3 (2021) 年4月現在)¹⁸ となっている。

また、参議院においては、昭和22 (1947) 年4月 (第1回選挙後) の4.0% (10人) からおおむね上昇傾向にあり、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 (平成30年法律第28号) の施行後初めての大型国政選挙となる参議院議員通常選挙が、令和元 (2019) 年7月に執行された結果、参議院議員に占める女性の割合は約2%ポイント増加し、令和3 (2021) 年5月現在で23.0% (56人) となっている。

(候補者、当選者に占める女性の割合)

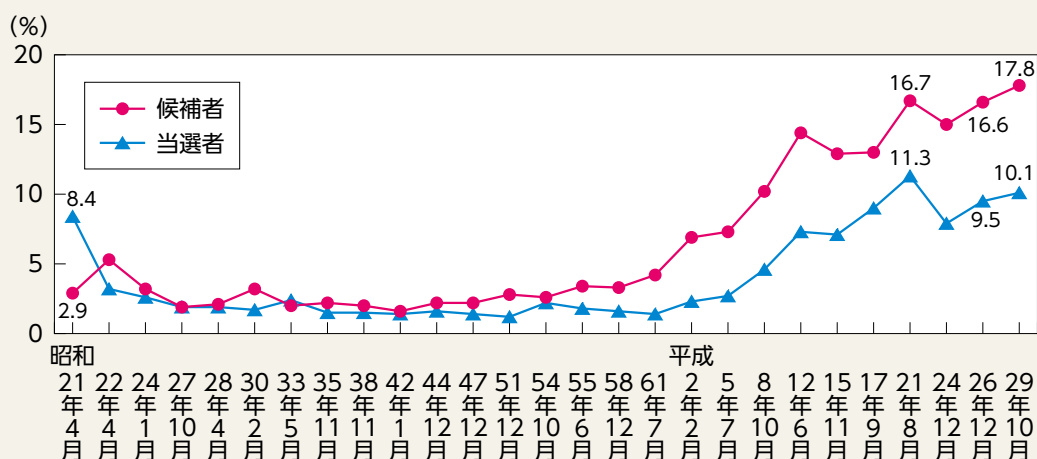
衆議院議員総選挙における候補者及び当選

者に占める女性の割合の推移を見ると、昭和61 (1986) 年以降上昇傾向にある。平成29

(2017) 年10月執行の総選挙では、候補者に占める女性の割合は過去最高となり、当選者に占める女性の割合は、平成21 (2009) 年8月執行の総選挙に次いで過去2番目に高い割合となった (I-1-1図)。

また、参議院議員通常選挙においても、候補者及び当選者に占める女性の割合は、昭和50年代後半以降上昇傾向にある。令和元 (2019) 年7月執行の通常選挙では、候補者に占める女性の割合は過去最高の28.1%となり、当選者については、過去最多であった平成28 (2016) 年7月執行の通常選挙と同じ28名の女性が当選し、当選者に占める女性の割合は22.6%となった (I-1-2図)。

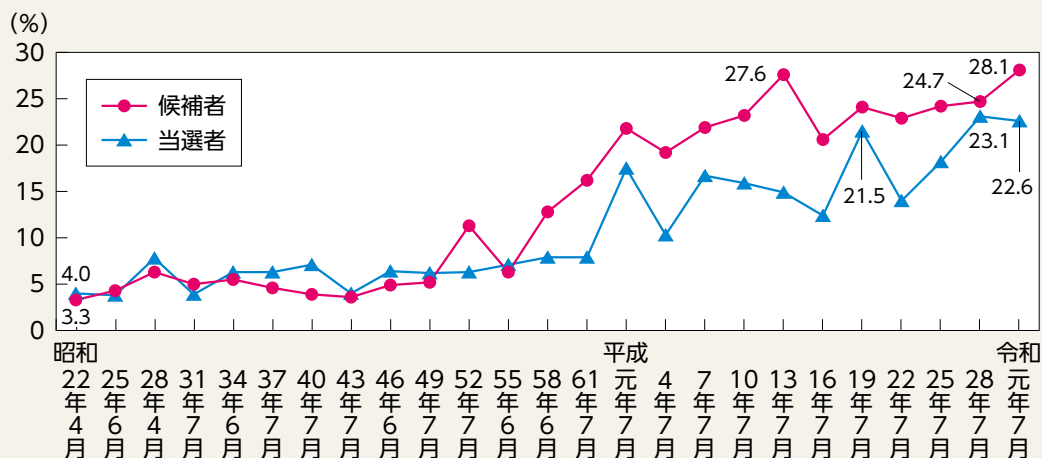
I-1-1 図 衆議院議員総選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移



(備考) 総務省「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」より作成。

¹⁸ 列国議会同盟

I-1-2 図 参議院議員通常選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移



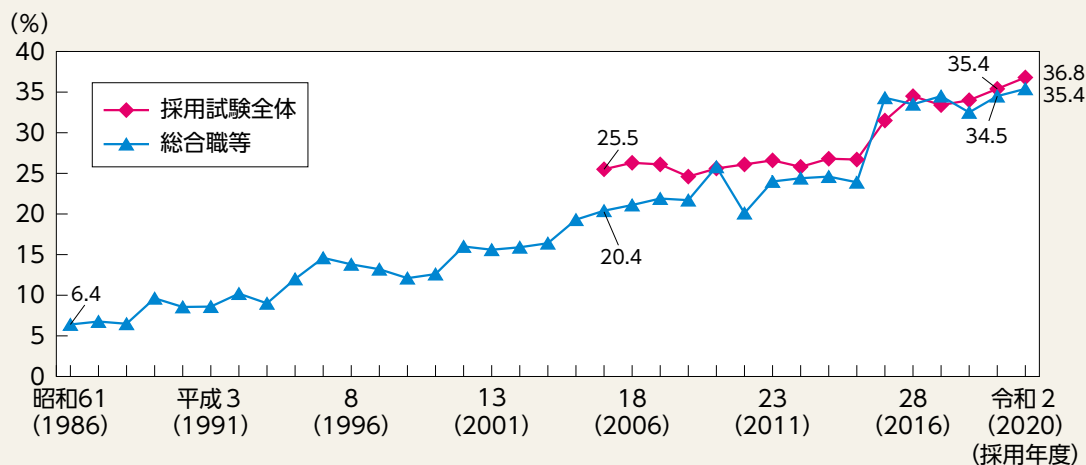
(備考) 総務省「参議院議員通常選挙結果調」より作成。

(国家公務員採用者に占める女性の割合)

国家公務員においては、女性の採用を積極的に進めた結果、令和2（2020）年4月1日時点での国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合は36.8%、総合職試験

からの採用者に占める女性の割合は35.4%となり、第4次男女共同参画基本計画に定めた目標（毎年度30%以上）を達成している（I-1-3図）。

I-1-3 図 国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合の推移



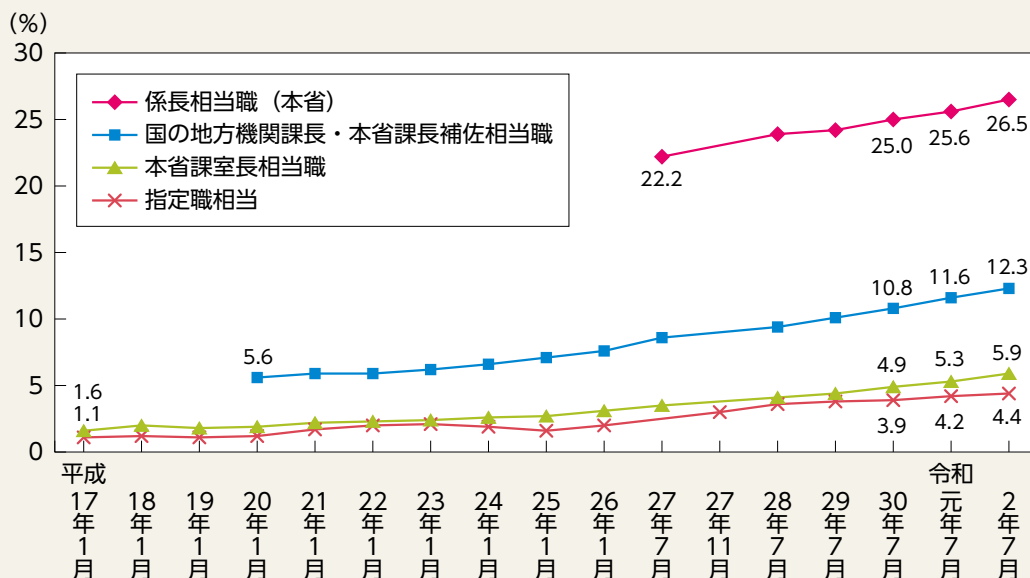
- (備考) 1. 平成16年度以前は、人事院資料より作成。平成17年度及び18年度は総務省、平成19年度から24年度は総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」、平成25年度は総務省・人事院、平成26年度は内閣官房内閣人事局・人事院、平成27年度以降は内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の採用状況のフォローアップ」より作成。
2. 「総合職等」とは国家公務員採用総合職試験（院卒者試験、大卒程度試験）及び国家公務員採用I種試験並びに防衛省職員採用I種試験をいう。ただし、平成15年度以前は、国家公務員採用I種試験に合格して採用された者（独立行政法人に採用された者を含む。）のうち、防衛省又は国会に採用された者を除く。

(女性国家公務員の登用状況)

国家公務員の女性の割合を役職段階別に見ると、令和2（2020）年7月現在、係長相当

職（本省）26.5%、地方機関課長・本省課長補佐相当職12.3%、本省課室長相当職5.9%及び指定職相当4.4%となっている（I-1-4図）。

I-1-4 図 役職段階別国家公務員の女性の割合の推移



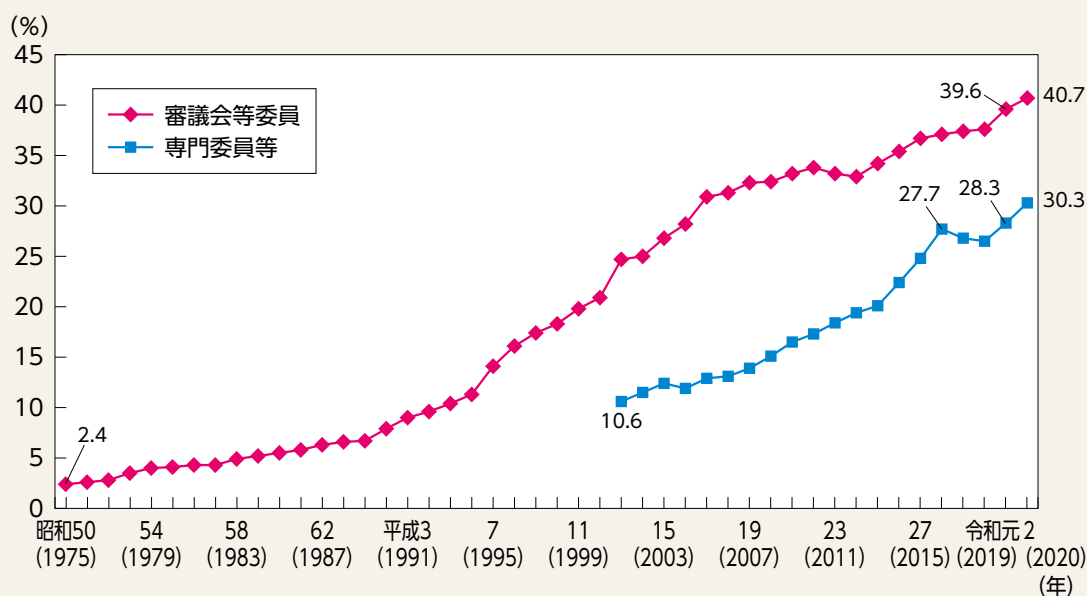
(備考) 内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」より作成。

(国の審議会等における女性委員の割合)

国の審議会等における女性委員の割合は、令和2(2020)年9月30日現在40.7%と、調査開始以来最高値となった。また、専門委員等(委員とは別に、専門又は特別の事項を

調査審議するため必要があるとき、専門委員、特別委員又は臨時委員の名称で置くことができるもの)に占める女性の割合も、調査開始以来最高値の30.3%となった(I-1-5図)。

I-1-5 図 国の審議会等における女性委員の割合の推移



(備考) 1. 内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」より作成。
2. 昭和63年から平成6年は、各年3月31日現在。平成7年以降は、各年9月30日現在。昭和62年以前は、年により異なる。

第2節

地方公共団体の 政策・方針決定過程への 女性の参画

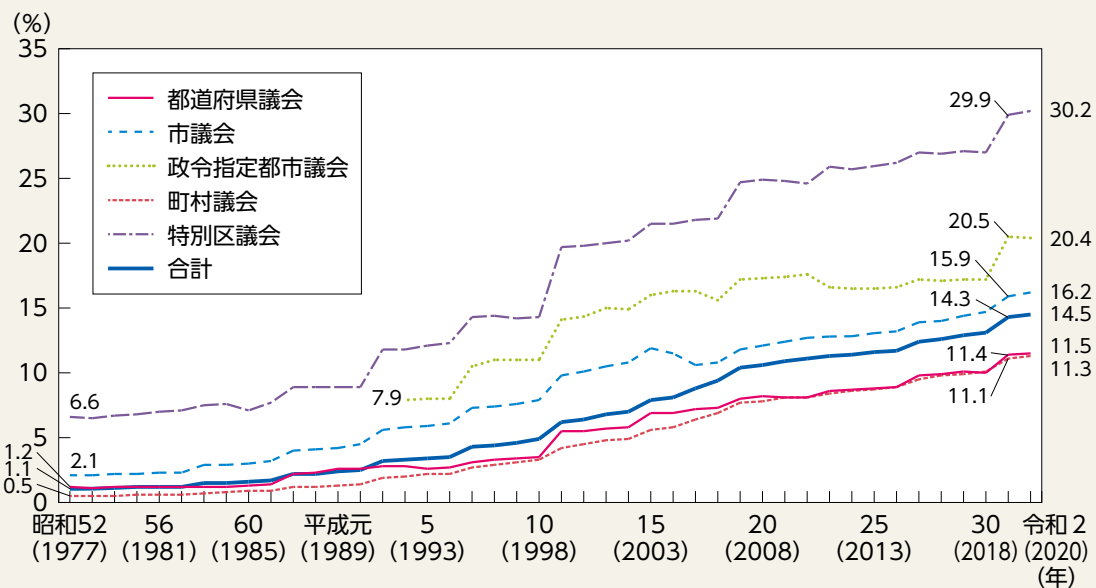
(都市部で高い地方議会における女性議員の割合)

都道府県議会、市議会、町村議会及び特別区議会の議員に占める女性の割合を見ると、令和2（2020）年12月末現在、女性の割合

が最も高い特別区議会で30.2%、政令指定都市の市議会は20.4%、市議会全体は16.2%、都道府県議会は11.5%、町村議会は11.3%となっており、都市部で高く郡部で低い傾向にある（I-1-6図）。

また、令和2（2020）年12月末現在、全ての都道府県議会に女性議員がいる一方で、市区議会の3.7%、町村議会の29.0%ではいまだに女性議員がゼロとなっている。

I-1-6図 地方議会における女性議員の割合の推移



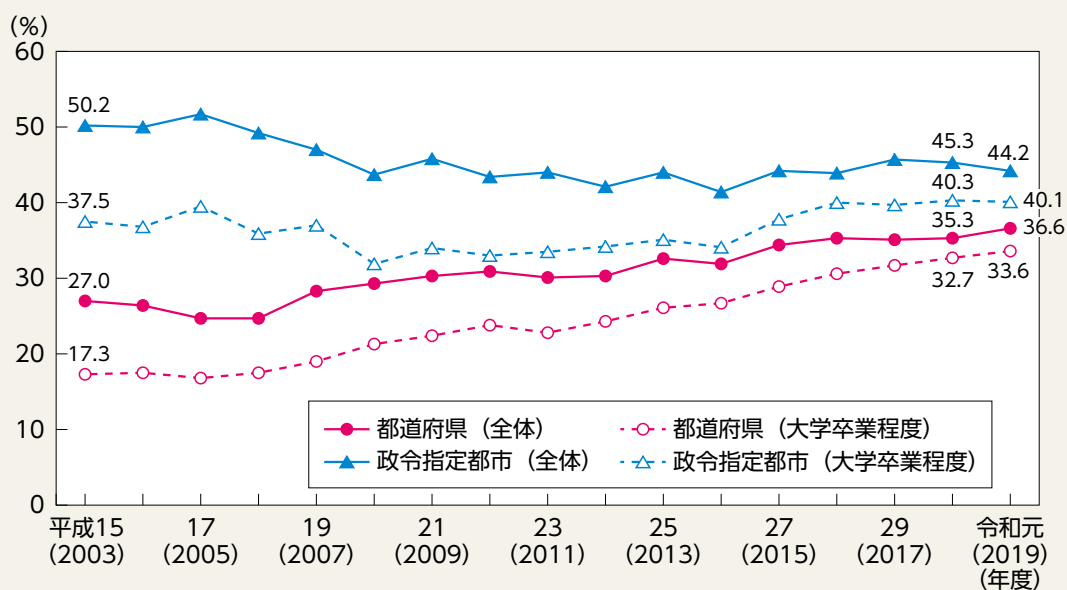
- (備考) 1. 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」をもとに内閣府において作成。
 2. 各年12月末現在。
 3. 市議会は政令指定都市議会を含む。なお、合計は都道府県議会及び市区町村議会の合計。

(地方公務員採用者に占める女性の割合)

令和元(2019)年度の地方公務員採用試験採用者に占める女性の割合は、都道府県では、全体で36.6%、うち大学卒業程度で33.6%、政令指定都市では、全体で44.2%、うち大学卒業程度で40.1%であり、

都道府県より政令指定都市で高い水準となっている。長期的な推移を見ると、都道府県の大学卒業程度において上昇傾向にあり、平成28(2016)年度以降30%を超えている。(I-1-7図)。

I-1-7図 地方公務員採用者に占める女性の割合の推移



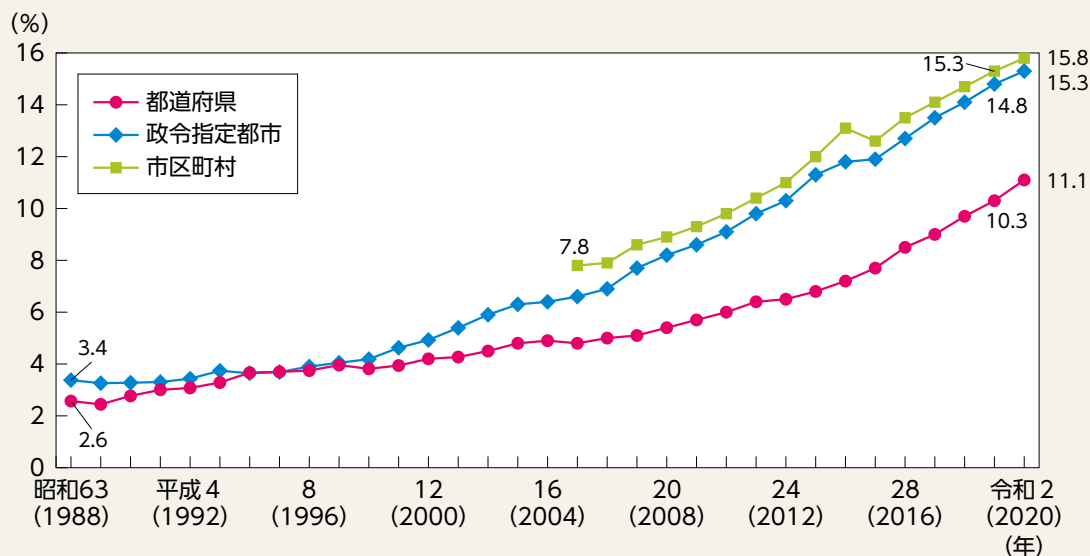
(備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
2. 採用期間は、各年4月1日から翌年3月31日。

(女性地方公務員の登用状況)

本庁課長相当職以上に占める女性地方公務員の割合は、令和2(2020)年4月現在、都道府県で11.1%、市区町村で15.8%(うち、政令指定都市では15.3%)となっている(I-1-8図)。役職段階別に見ると、令和2(2020)年の本庁係長相当職、本庁課

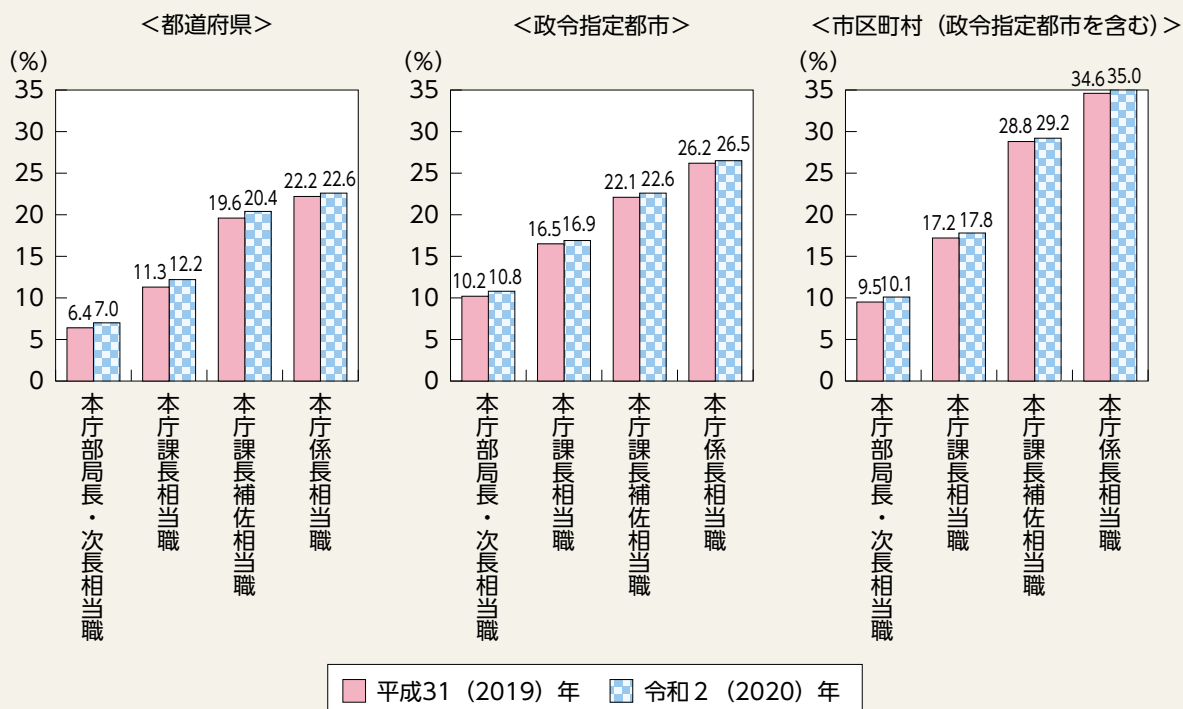
長補佐相当職、本庁課長相当職、本庁部局長・次長相当職に占める女性の割合は、都道府県で22.6%、20.4%、12.2%、7.0%、市区町村で35.0%、29.2%、17.8%、10.1%(うち、政令指定都市では26.5%、22.6%、16.9%、10.8%)となっている(I-1-9図)。

I-1-8 図 地方公務員課長相当職以上に占める女性の割合の推移



- (備考) 1. 平成5年までは厚生労働省資料, 平成6年からは内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。平成5年までは各年6月1日現在, 平成6年から15年までは各年3月31日現在, 平成16年以降は原則として各年4月1日現在。
2. 市区町村の値には, 政令指定都市を含む。
3. 平成15年までは都道府県によっては警察本部を含めていない。
4. 東日本大震災の影響により, 平成23年の値には岩手県の一部(花巻市, 陸前高田市, 釜石市, 大槌町), 宮城県の一部(女川町, 南三陸町), 福島県の一部(南相馬市, 下郷町, 広野町, 楡葉町, 富岡町, 大熊町, 双葉町, 浪江町, 飯館村)が, 平成24年の値には福島県の一部(川内村, 葛尾村, 飯館村)がそれぞれ含まれていない。また, 北海道胆振東部地震の影響により, 平成30年の値には北海道厚真町が含まれていない。
5. 平成27年以降は, 役職段階別に女性数及び総数を把握した結果を基に, 課長相当職及び部局長・次長相当職に占める女性の割合を算出。

I-1-9 図 役職段階別地方公務員の女性の割合



- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
2. 調査時点は原則として各年4月1日現在であるが, 各地方公共団体により異なる場合がある。

第3節

様々な分野における女性の参画

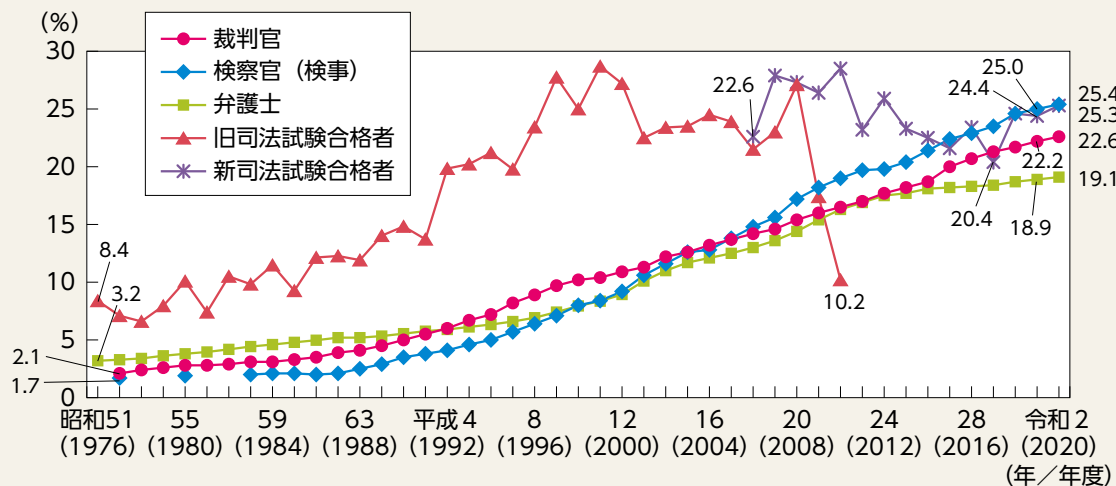
(着実に増加する司法分野における女性の割合)

裁判官，検察官（検事），弁護士に占める女性の割合は，いずれも上昇しており，裁判官が22.6%（令和元（2019）年12月現在），検察官（検事）が25.4%（令和2（2020）年3月31日現在），弁護士が19.1%（令和2（2020）年9月30日現在）となっている。なお，令和3（2021）年3月現在，女性2

人が最高裁判所の裁判官（全15人）に任命されている。

司法試験合格者に占める女性の割合は，平成4（1992）年以降はおおむね2～3割で推移しており，令和2（2020）年は25.3%であった（I-1-10図）。なお，法曹養成に特化した教育を行う専門職大学院である法科大学院では，令和2（2020）年時点で女子学生が34.0%と3割以上を占めていることから，今後の司法分野での女性の更なる参画拡大が期待される。

I-1-10図 司法分野における女性の割合の推移



- (備考) 1. 裁判官については最高裁判所資料より作成。
 2. 弁護士については日本弁護士連合会事務局資料より作成。
 3. 検察官（検事），司法試験合格者については法務省資料より作成。
 4. 裁判官は平成26年までは各年4月現在，平成27年以降は前年12月現在，検察官（検事）は各年3月31日現在。弁護士は年により異なる。司法試験合格者は各年度の値。

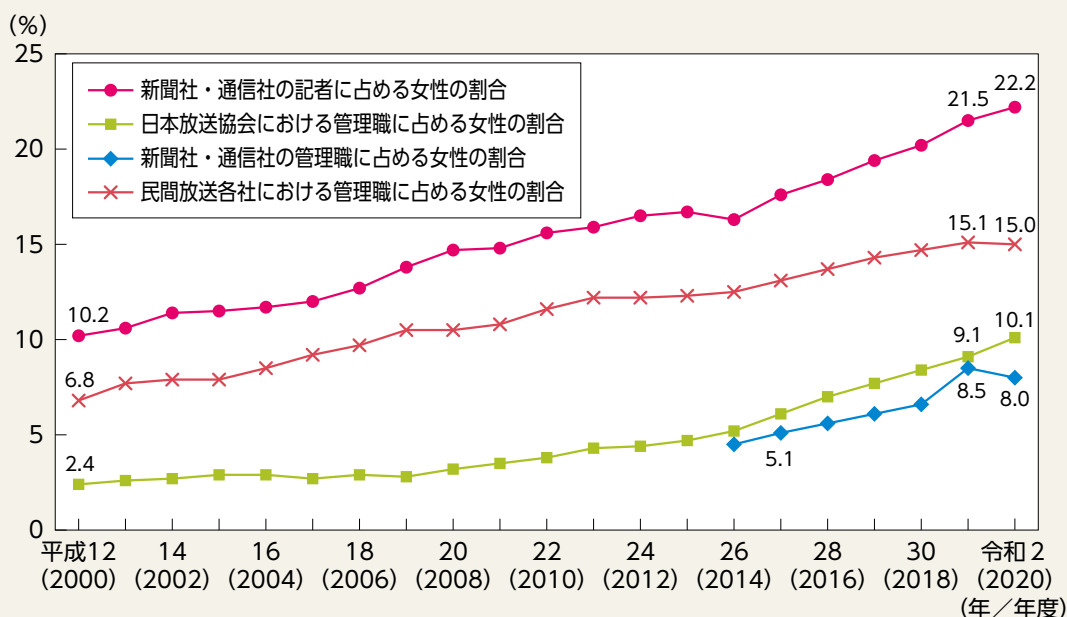
(メディアにおける女性の参画)

新聞や放送等のメディア分野における女性の参画は、提供する情報の内容が偏ることの防止や、性・暴力表現に関する有効な対策等、メディアが自主的に女性等の人権に配慮した取組を進めていく上で重要な役割を果たすものと期待されている。

新聞及び放送業界における女性の参画状況

について見ると、令和2（2020）年における新聞・通信社の管理職に占める女性の割合は8.0%、新聞・通信社の記者に占める女性の割合は22.2%、民間放送及び日本放送協会の管理職に占める女性の割合はそれぞれ15.0%、10.1%となっており、おおむね上昇傾向にある（I-1-11図）。

I-1-11図 各種メディアにおける女性の割合の推移



- (備考) 1. 一般社団法人日本新聞協会資料、日本放送協会資料及び一般社団法人日本民間放送連盟資料より作成。
 2. 新聞社・通信社は各年4月1日現在、日本放送協会は各年度の値、民間放送各社は各年7月31日現在。
 3. 日本放送協会における管理職は、組織単位の長及び必要に応じて置く職位（チーフプロデューサー、エグゼクティブディレクター等）。なお、日本放送協会では平成28年から関連団体等への出向者を含む数値で公表。（平成28年は7.3%、29年は8.0%、30年は8.7%、令和元年は9.5%、令和2年は10.6%）また、平成25年までは専門職を含む値（専門職は平成25年で廃止）。
 4. 民間放送各社における管理職は、課長級以上の職で、現業役員を含む。

(国際的な指数)

世界経済フォーラムが令和3（2021）年に発表したジェンダー・ギャップ指数（GGI）は、0.656（156か国中120位）となっ

ている。政治（0.061）や経済（0.604）における女性の参画が課題であることが示唆されている（I-1-12表、I-1-13図）。

I-1-12表 GGI, GIIの国際比較

① GGI 令和3(2021)年
(ジェンダー・ギャップ指数)

順位	国名	GI値
1	アイスランド	0.892
2	フィンランド	0.861
3	ノルウェー	0.849
4	ニュージーランド	0.840
5	スウェーデン	0.823
6	ナミビア	0.809
7	ルワンダ	0.805
8	リトアニア	0.804
9	アイルランド	0.800
10	スイス	0.798
11	ドイツ	0.796
12	ニカラグア	0.796
13	ベルギー	0.789
14	スペイン	0.788
15	コスタリカ	0.786
16	フランス	0.784
17	フィリピン	0.784
18	南アフリカ	0.781
19	セルビア	0.780
20	ラトビア	0.778
21	オーストリア	0.777
22	ポルトガル	0.775
23	英国	0.775
24	カナダ	0.772
29	デンマーク	0.768
30	米国	0.763
31	オランダ	0.762
34	メキシコ	0.757
41	スロベニア	0.741
46	エストニア	0.733
50	オーストラリア	0.731
55	ルクセンブルグ	0.726
59	コロンビア	0.725
60	イスラエル	0.724
63	イタリア	0.721
70	チリ	0.716
75	ポーランド	0.713
77	スロバキア	0.712
78	チェコ	0.711
98	ギリシャ	0.689
99	ハンガリー	0.688
102	韓国	0.687
120	日本	0.656
133	トルコ	0.638

② GII 令和元年(2019)年
(ジェンダー不平等指数)

順位	国名	GI値
1	スイス	0.025
2	デンマーク	0.038
3	スウェーデン	0.039
4	ベルギー	0.043
4	オランダ	0.043
6	ノルウェー	0.045
7	フィンランド	0.047
8	フランス	0.049
9	アイスランド	0.058
10	スロベニア	0.063
11	韓国	0.064
12	ルクセンブルク	0.065
12	シンガポール	0.065
14	オーストリア	0.069
14	イタリア	0.069
16	スペイン	0.070
17	ポルトガル	0.075
18	アラブ首長国連邦	0.079
19	カナダ	0.080
20	ドイツ	0.084
21	エストニア	0.086
23	アイルランド	0.093
24	日本	0.094
25	オーストラリア	0.097
26	イスラエル	0.109
28	ポーランド	0.115
29	ギリシャ	0.116
31	英国	0.118
33	ニュージーランド	0.123
34	リトアニア	0.124
36	チェコ	0.136
41	ラトビア	0.176
45	スロバキア	0.191
46	米国	0.204
51	ハンガリー	0.233
55	チリ	0.247
68	トルコ	0.306
71	メキシコ	0.322
101	コロンビア	0.428

- (備考) 1. GGIは世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2021」、GIIは国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書2020」より作成。
2. 測定可能な国数は、GGIは156か国、GIIは162か国。そのうち、上位20か国及びOECD加盟国(37か国)を抽出。

(注)

GGI ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index)

スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が作成。次の4分野からなり、0が完全不平等、1が完全平等を示す。

【経済分野】・労働参加の男女比 ・同一労働における賃金の男女格差

・推定勤労所得の男女比 ・管理的職業従事者の男女比 ・専門・技術者の男女比

【教育分野】・識字率の男女比 ・初等、中等、高等教育の就学率の男女比

【健康分野】・出生児性比 ・健康寿命の男女比

【政治分野】・国会議員（下院）の男女比 ・閣僚の男女比

・最近50年における行政府の長の在任年数の男女比

GII ジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index)

国連開発計画 (UNDP) が作成。国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。次の3側面5指標から構成されている。

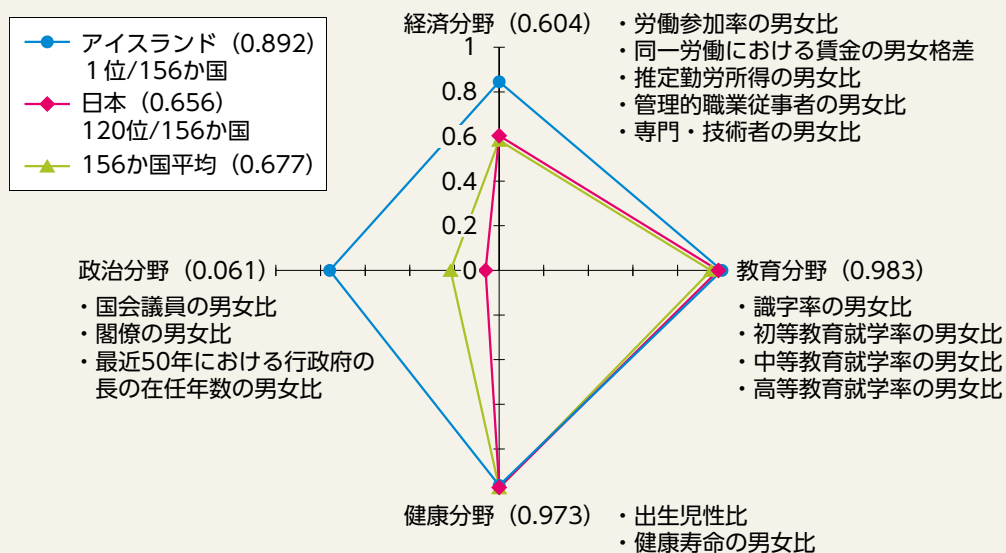
【リプロダクティブ・ヘルス (性と生殖に関する健康)】

・妊産婦死亡率 ・思春期出生率 (15~19歳の女性1,000人当たりの出生数)

【エンパワーメント】・国会議員女性割合 ・中等教育以上の教育を受けた人の割合 (男女別)

【労働市場】 ・労働参加率 (男女別)

I-1-13図 各分野におけるジェンダー・ギャップ指数



(備考) 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書2021」より作成。
分野別の順位：経済 (117位)、教育 (92位)、健康 (65位)、政治 (147位)
0が完全不平等、1が完全平等

本章のポイント

第1節 就業をめぐる状況

- 15～64歳の就業率は、近年男女とも上昇していたが、令和2（2020）年は低下。
- 女性の年齢階級別労働力率は、以前はM字カーブを描いていたが、グラフの形はM字型から欧米先進諸国で見られるような台形に近づきつつある。
- 令和2（2020）年の女性の非正規雇用労働者の割合は54.4%で、前年に比べて低下。
- 令和2（2020）年の女性の就業希望者は198万人であり、求職していない理由で最も多いのは「適当な仕事がありそうにない」で33.2%。
- 令和2（2020）年の給与の男女間格差は、男性一般労働者の給与水準を100とすると、女性一般労働者の給与水準は74.3。

第2節 企業における女性の参画

- 令和2（2020）年における役職者に占める女性の割合は、係長級21.3%、課長級11.5%、部長級8.5%と、上位の役職ほど女性の割合が低い。
- 令和2（2020）年の上場企業の役員に占める女性の割合は6.2%¹⁹で、前年比1.0%ポイント増加。
- 令和2（2020）年における管理的職業従事者に占める女性の割合は13.3%であり、諸外国と比べて低い水準となっている。

第1節 就業をめぐる状況

(男女の就業者数及び就業率)

我が国の就業者数は、令和2（2020）年には女性2,968万人、男性3,709万人となっている。男女別に就業者数の増減を見ると、15～64歳の男性は平成20（2008）年以降減少が続いており、平成30（2018）年は一時増加に転じたが、令和元（2019）年以降再び減少している。15～64歳の女性は平成25（2013）年以降増加していたが、令和2（2020）年は減少した。また、65歳以上に

ついては、女性は平成15（2003）年以降、男性は平成24（2012）年以降増加している。

就業率は、近年男女とも上昇していたが、令和2（2020）年は低下し、15～64歳の女性は70.6%、25～44歳の女性は77.4%、15～64歳の男性は83.8%となった（I-2-1図）。

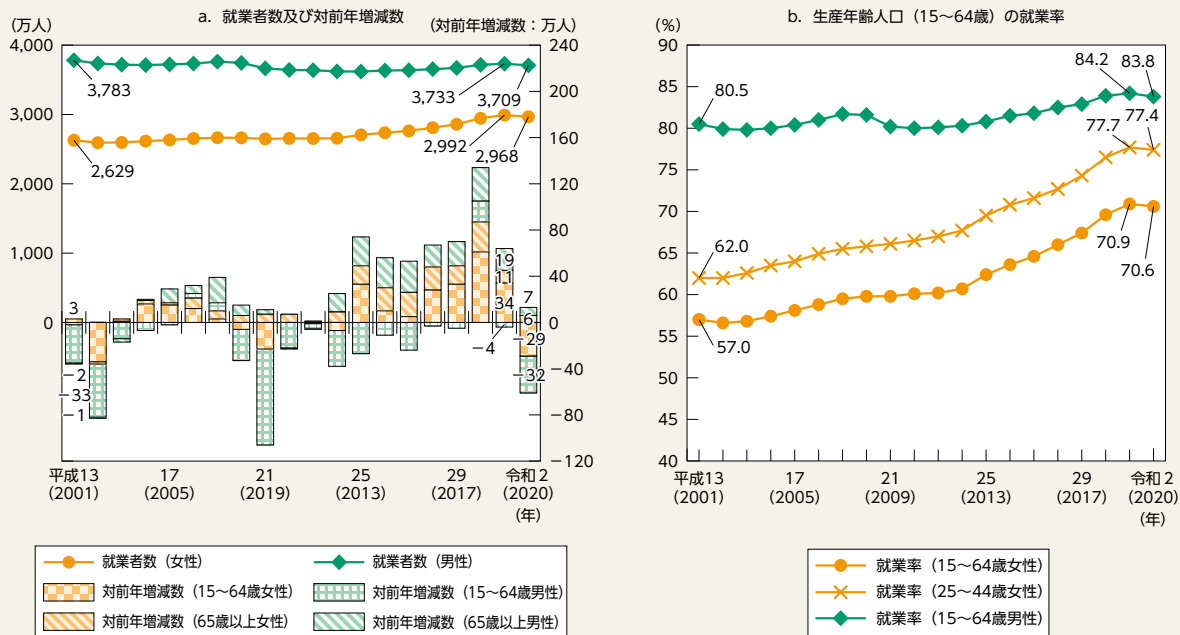
我が国の男女の生産年齢人口の就業率を他のOECD諸国と比較すると、令和元（2019）年において35か国中、男性は84.3%でアイスランド及びスイスに次いで3位であるが、女性は71.0%で13位となっている（I-2-2図）。また、男女の就業率格差を比較すると、

¹⁹ 役員として取締役、監査役及び執行役を対象に算出。第5次男女共同参画基本計画においては、東証一部上場企業の取締役、監査役、執行役、執行役員又はそれに準じる役職者に占める女性の割合を新たな目標として設定。

我が国は13.3%ポイントで9番目に格差が

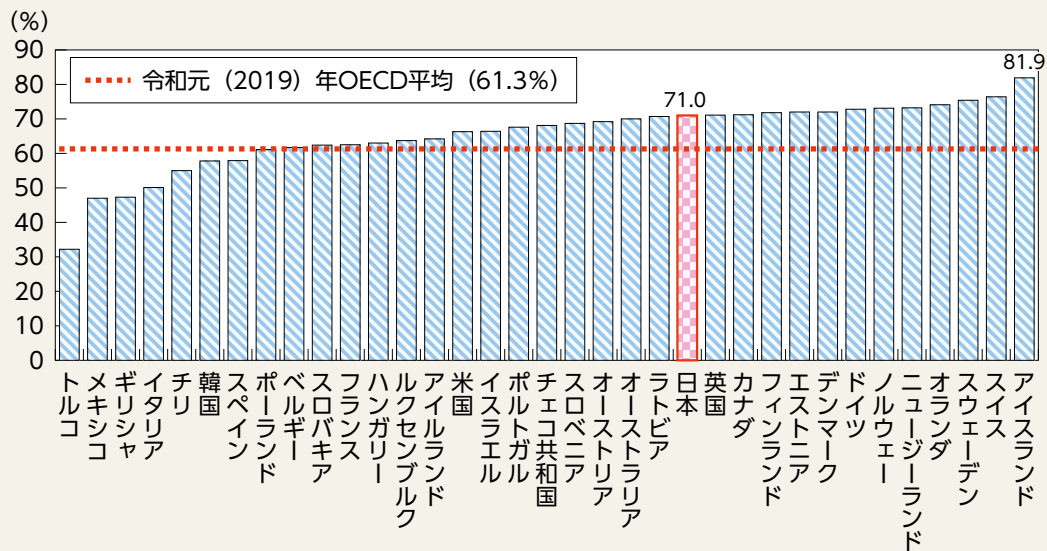
大きい（I-2-3図）。

I-2-1図 就業者数及び就業率の推移



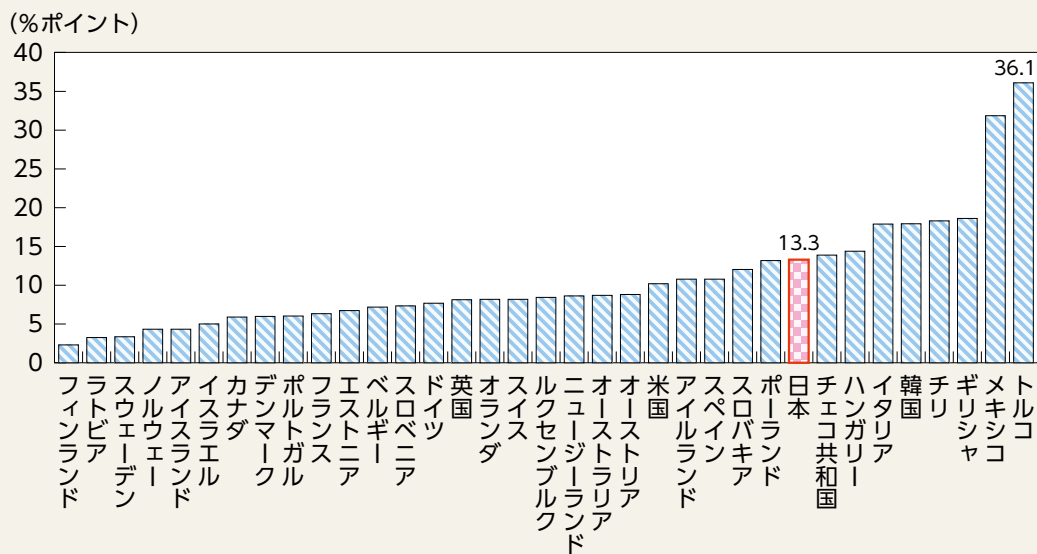
- (備考) 1. 総務省「労働力調査 (基本集計)」より作成。
 2. 平成17年から28年までの値は、時系列接続用数値を用いている (比率を除く)。
 3. 就業者数及び就業率の平成23年値は、総務省が補完的に推計した値。

I-2-2図 OECD諸国の女性 (15~64歳) の就業率 (令和元 (2019) 年)



- (備考) 1. OECD “OECD Stat” より作成。
 2. 就業率は、「15~64歳就業者数」 / 「15~64歳人口」 × 100。

I - 2 - 3 図 OECD諸国の女性と男性の就業率の差（令和元（2019）年）



（備考）1. OECD “OECD Stat” より作成。

2. 就業率は、「15～64歳就業者数」／「15～64歳人口」×100。

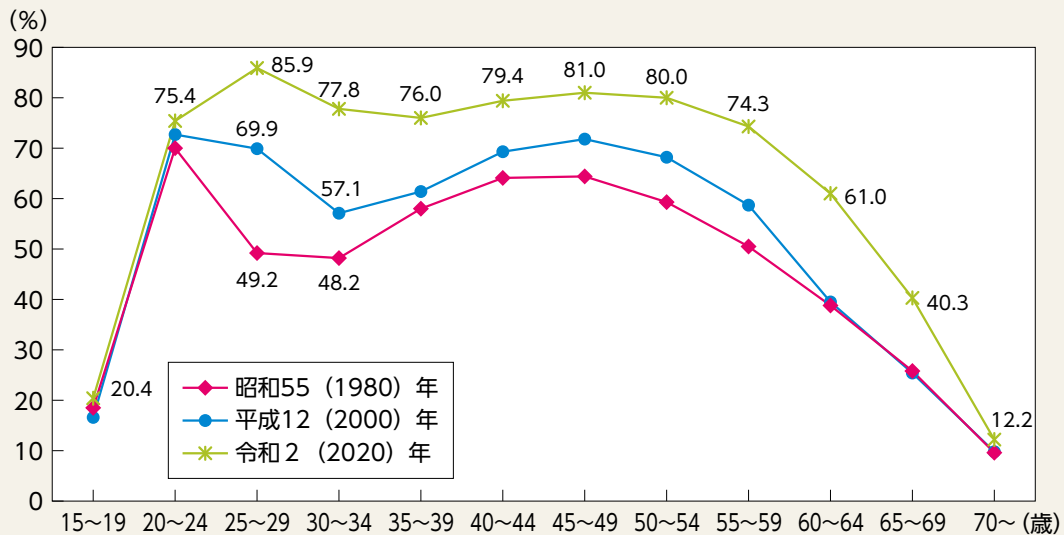
※スペインとアイルランドの並びについて要確認。※ノルウェーとアイスランドの並びについて要確認。

(女性の年齢階級別労働力率 (M字カーブ)の状況)

女性の年齢階級別労働力率について昭和55 (1980) 年からの変化を見ると、昭和55 (1980) 年は25~29歳 (49.2%) 及び30~34歳 (48.2%) を底とするM字カーブを

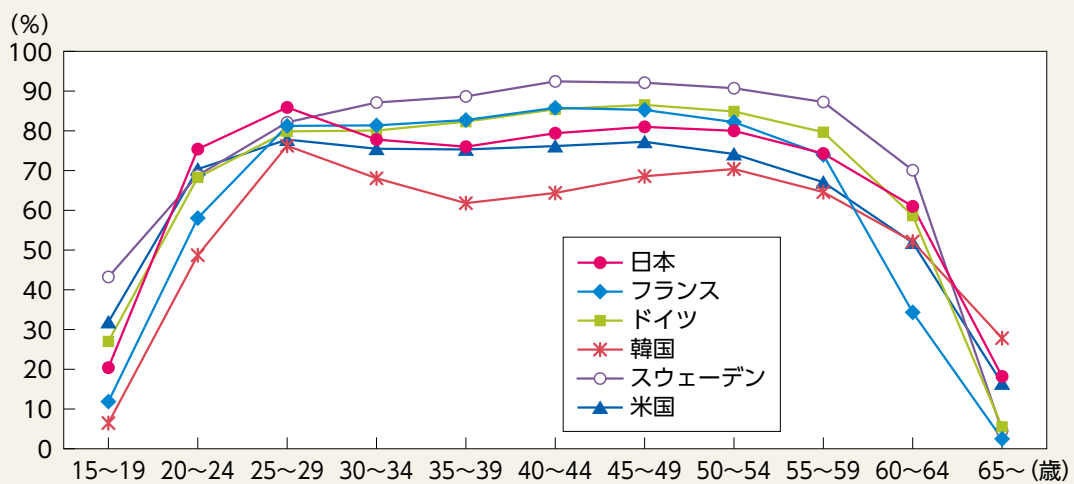
描いていたが、令和2 (2020) 年では25~29歳が85.9%、30~34歳が77.8%と上昇しており、グラフ全体の形はM字型から先進諸国で見られる台形に近づきつつある (I-2-4図, I-2-5図)。

I-2-4図 女性の年齢階級別労働力率の推移



(備考) 1. 総務省「労働力調査 (基本集計)」より作成。
2. 労働力率は、「労働力人口 (就業者+完全失業者)」 / 「15歳以上人口」 × 100。

I-2-5図 主要国における女性の年齢階級別労働力率



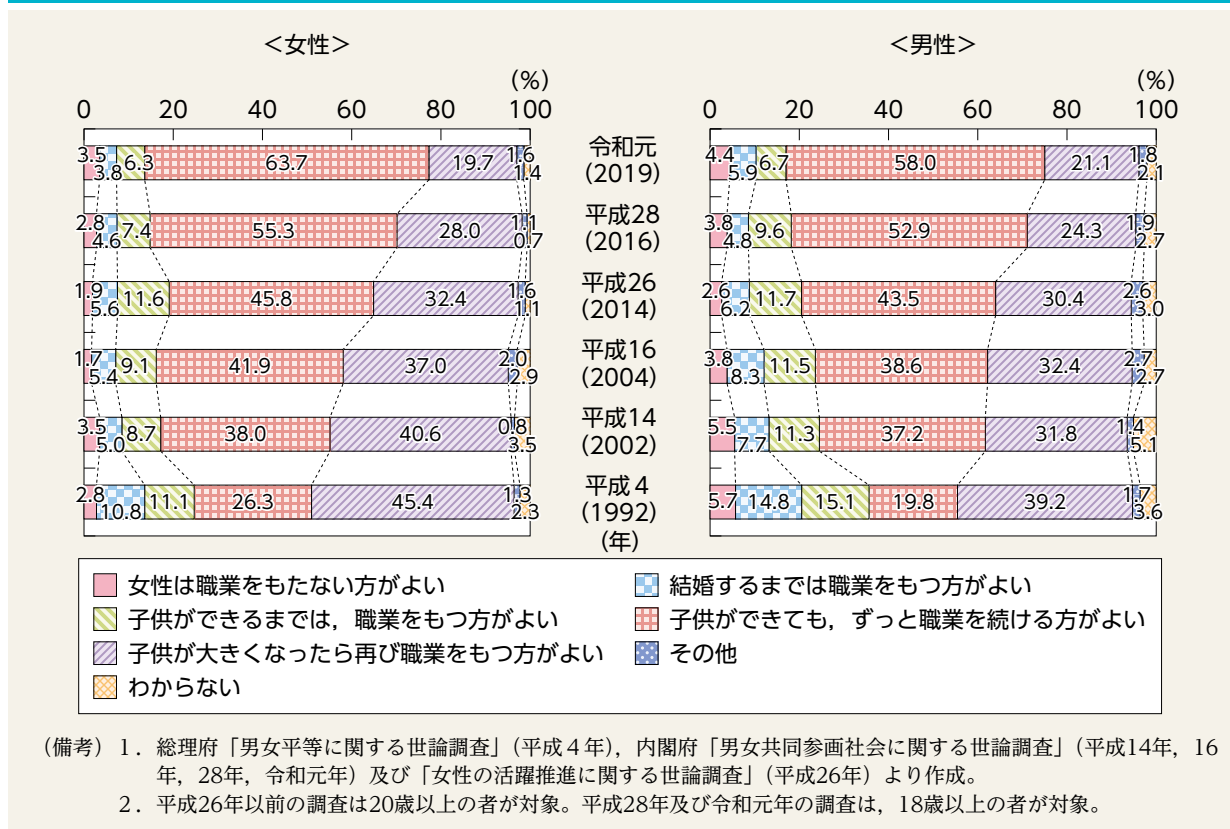
(備考) 1. 日本は総務省「労働力調査 (基本集計)」 (令和2年), その他の国はILO “ILOSTAT” より作成。いずれの国も令和元 (2019) 年の値。
2. 労働力率は、「労働力人口 (就業者+完全失業者)」 / 「15歳以上人口」 × 100。
3. 米国の15~19歳の値は、16~19歳の値。

(女性が職業を持つことに対する意識の変化)

女性が職業を持つことに対する意識について、平成4(1992)年からの変化を男女別に見ると、「子供が大きくなったら再び職業をもつ方がよい」の割合が男女ともに低下する一方で、「子供ができて、ずっと職業を

続ける方がよい」の割合が上昇している。最新の調査となる内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和元年)では、「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」の割合が女性63.7%、男性58.0%であり、男女ともに6割前後まで上昇した(I-2-6図)。

I-2-6図 女性が職業を持つことに対する意識の変化



(非正規雇用労働者の割合は低下)

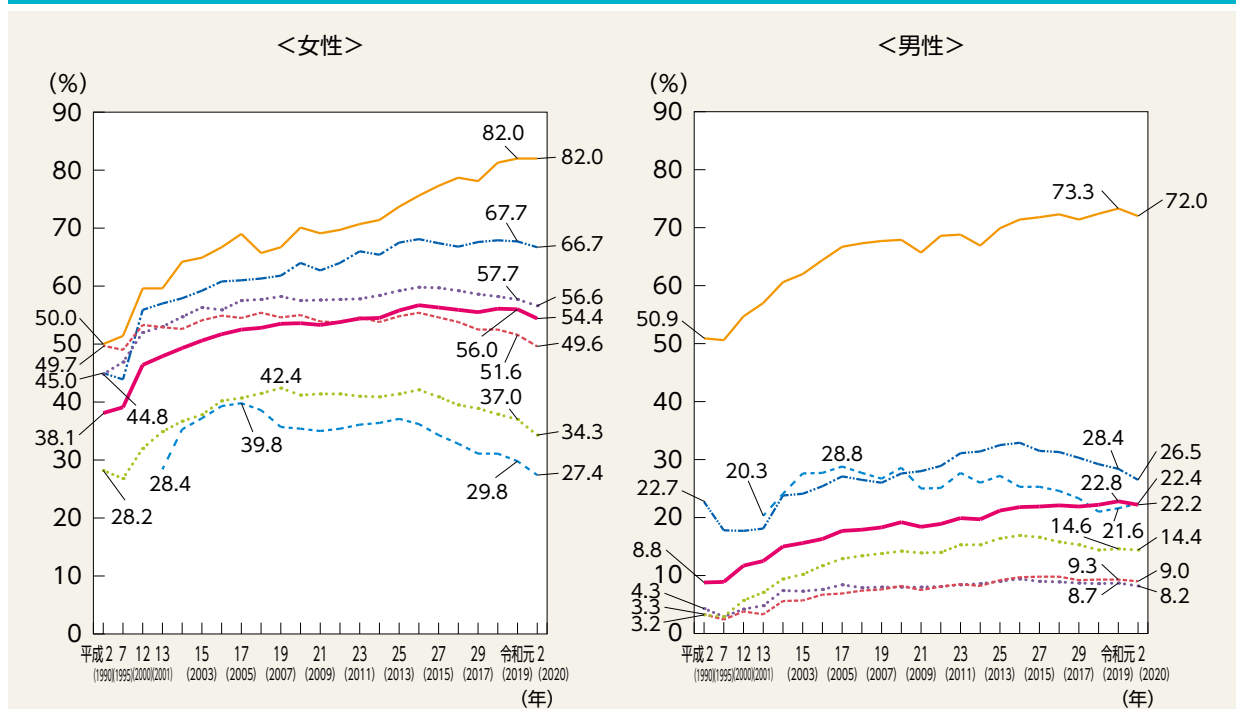
令和2（2020）年における非正規雇用労働者の割合を見ると、女性は54.4%、男性は22.2%であり、いずれも前年に比べて低下した。

年齢階級別に長期的な傾向を見ると、平成2（1990）年から令和2（2020）年にかけて最も割合が大きく上昇したのは、男女とも65歳以上の層となっている。15～24歳の若年層（在学中の者を除く。）は、近年、横ば

いないしやや低下傾向で推移している。

男女別の傾向を見ると、令和2（2020）年の15～24歳の層は女性27.4%、男性22.4%であるが、女性では、その後年齢層が上がるごとに非正規雇用労働者の割合が高くなるのに対して、男性では、25～34歳、35～44歳、45～54歳の層で非正規雇用労働者の割合が順に低くなった後、55～64歳の層で反転して割合が高くなっている（I-2-7図）。

I-2-7図 年齢階級別非正規雇用労働者の割合の推移



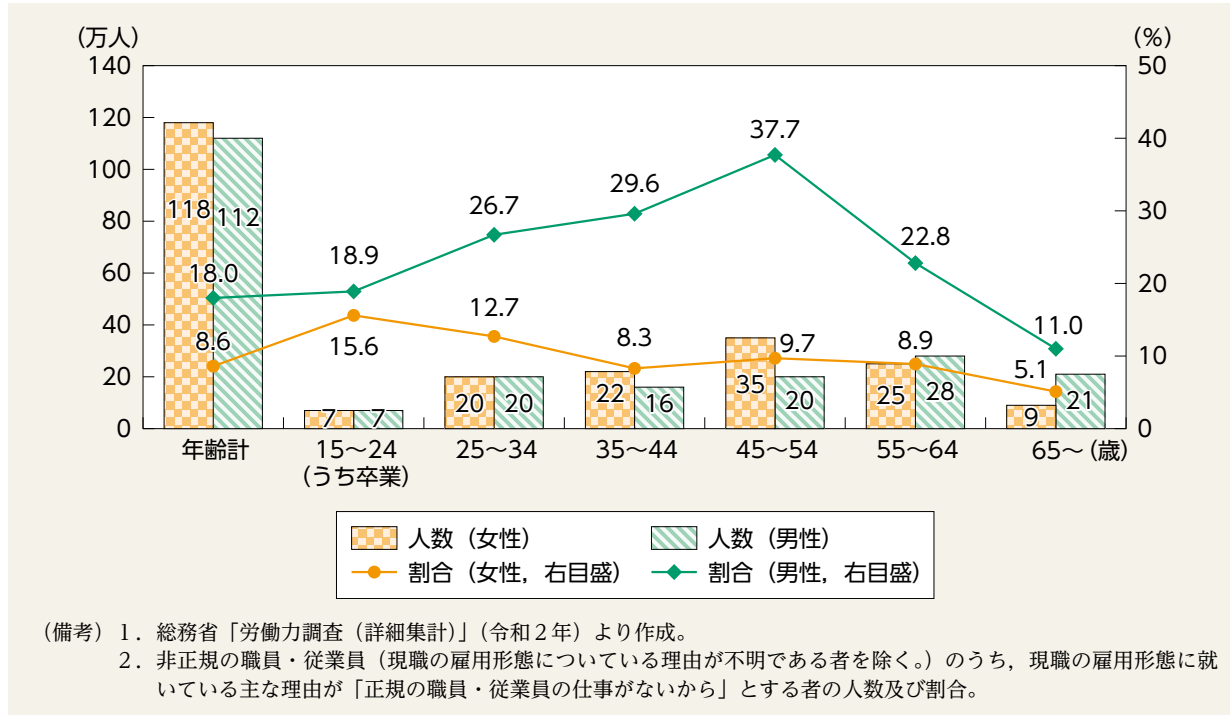
— 年齢計 - - - 15～24歳 (うち在学中を除く) 25～34歳
 - - - 35～44歳 45～54歳 - - - 55～64歳 — 65歳以上

- (備考) 1. 平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)より、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「非正規の職員・従業員」は、平成20年までは「パート・アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員・嘱託」及び「その他」の合計、平成21年以降は、新たにこの項目を設けて集計した値。
3. 非正規雇用労働者の割合は、「非正規の職員・従業員」/（「正規の職員・従業員」+「非正規の職員・従業員」）×100。
4. 平成23年値は、岩手県、宮城県及び福島県について総務省が補完的に推計した値。

非正規雇用労働者のうち、現職の雇用形態に就いている主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」として不本意に非正規の雇用形態に就いている者の人数（年齢計）は、令和2（2020）年には、女性118万人、男性112万人で、男女ともに前年（女性121万人、男性115万人）より減少したが、女性

の方が多い点は前年同様であり、その差は前年同様に約6万人となっている。不本意に非正規の雇用形態に就いている者の割合を男女別、年齢階級別に見ると、女性は、15～24歳の若年層（うち卒業）で最も高くなっており、男性は45～54歳で最も高くなっている（I-2-8図）。

I-2-8 図 非正規雇用労働者のうち、現職の雇用形態に就いている主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」とする者の人数及び割合（令和2（2020）年）



（女性の就業希望者）

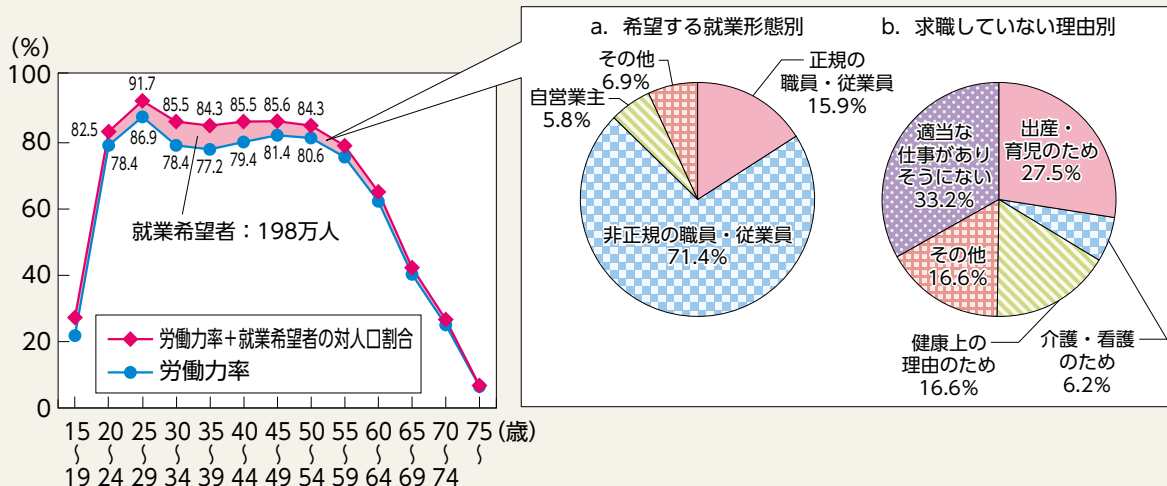
総務省「労働力調査（詳細集計）」によると、令和2（2020）年における女性の非労働力人口2,664万人のうち、198万人が就業を希望している。就業を希望しているにもかかわらず、現在求職していない理由としては、「適当な仕事がありそうにない」が最も多く、

33.2%となっている（I-2-9図）。

総務省「就業構造基本調査」（平成29年）によると、就業を希望している者のうち、実際に求職活動を行っている者の割合は、女性全体に比べて育児をしている女性の方がいずれの年齢階級²⁰においても低くなっている。

²⁰ 15～24歳、25～29歳、30～34歳、35～39歳、40～44歳、45～49歳。

I-2-9 図 女性の就業希望者の内訳（令和2（2020）年）



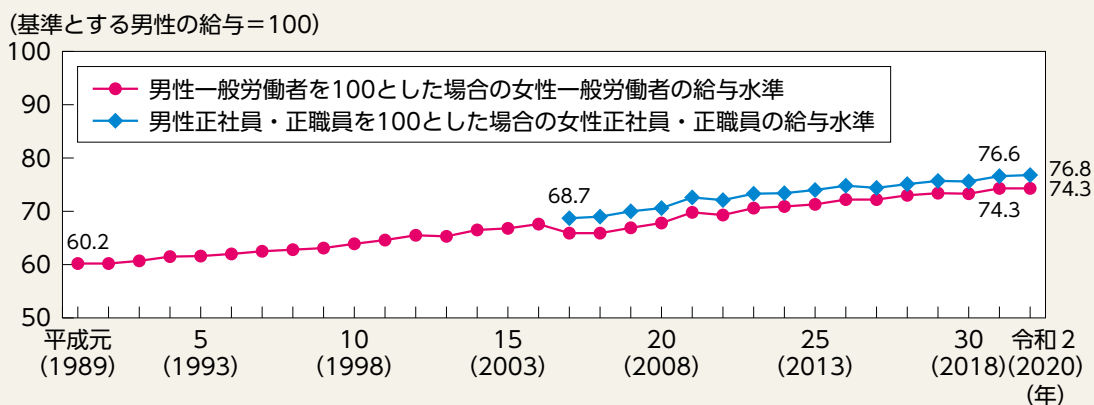
(備考) 1. 総務省「労働力調査（詳細集計）」（令和2年）より作成。
 2. 労働力率+就業希望者の対人口割合は、(「労働力人口」+「就業希望者」) / 「15歳以上人口」×100。
 3. 「自営業主」には、「内職者」を含む。
 4. 割合は、希望する就業形態別内訳及び求職していない理由別内訳の合計に占める割合を示す。

(所定内給与における男女間格差等の推移)

一般労働者における男女の所定内給与額の格差は、長期的に見ると縮小傾向にある。令和2（2020）年の男性一般労働者の給与水準を100としたときの女性一般労働者の給与水

準は74.3で、前年と同じであった。また、一般労働者のうち、正社員・正職員の男女の所定内給与額を見ると、男性の給与水準を100としたときの女性の給与水準は76.8となり、前年に比べ0.2ポイント増加した（I-2-10図）。

I-2-10 図 男女間所定内給与格差の推移



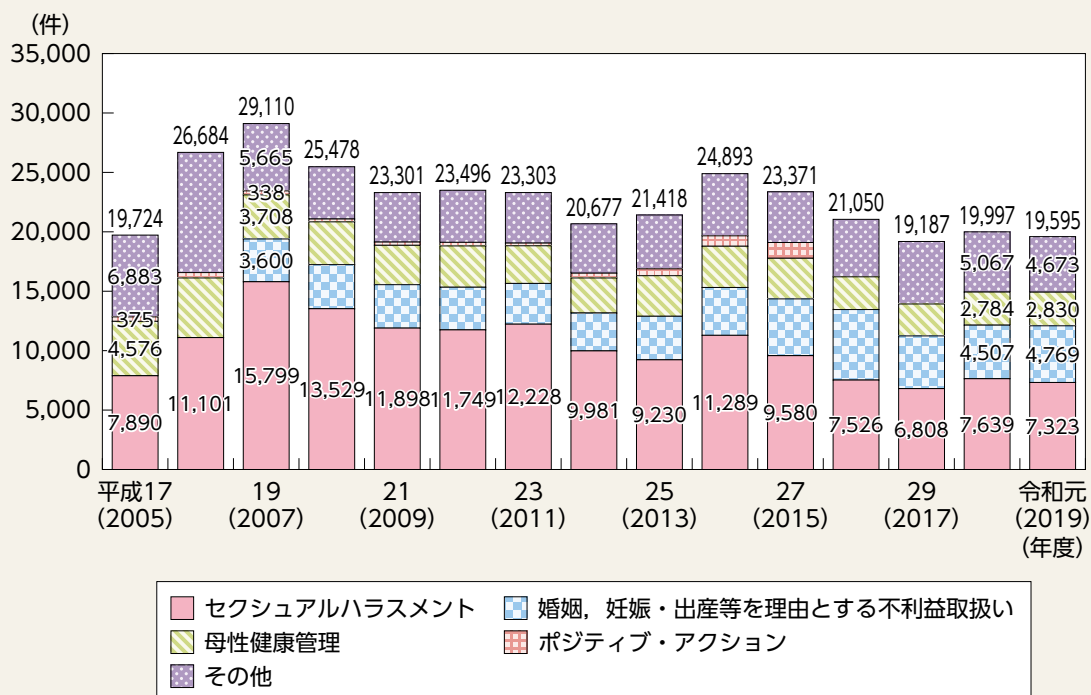
(備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
 2. 10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所における値。
 3. 給与水準は各年6月分の所定内給与額から算出。
 4. 一般労働者とは、常用労働者のうち短時間労働者以外の者。
 5. 正社員・正職員とは、一般労働者のうち、事業所で正社員・正職員とする者。
 6. 雇用形態（正社員・正職員、正社員・正職員以外）別の調査は平成17年以降行っている。
 7. 常用労働者の定義は、平成29年以前は、「期間を定めずに雇われている労働者」、「1か月を超える期間を定めて雇われている労働者」及び「日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち4月及び5月に雇われた日数がそれぞれ18日以上労働者」。平成30年以降は、「期間を定めずに雇われている労働者」及び「1か月以上の期間を定めて雇われている労働者」。
 8. 令和2年から推計方法が変更されている。
 9. 「賃金構造基本統計調査」は、統計法に基づき総務大臣が承認した調査計画と異なる取り扱いをしていたところ、平成31年1月30日の総務省統計委員会において、「十分な情報提供があれば、結果数値はおおむねの妥当性を確認できる可能性は高い」との指摘がなされており、一定の留保がついていることに留意する必要がある。

(男女雇用機会均等法に関する相談件数)

令和元（2019）年度に都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に寄せられた男女雇用機会均等法（昭和47年法律第113号）に関する相談件数は1万9,595件である。相談内

容別に見ると、「セクシュアルハラスメント」が最も多く7,323件、次いで「婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」が4,769件となっている（I-2-11図）。

I-2-11図 男女雇用機会均等法に関する相談件数の推移（相談内容別）



- (備考) 1. 厚生労働省資料より作成。
 2. 男女雇用機会均等法は、平成18年及び28年に改正され、それぞれ平成19年4月1日及び29年1月1日に施行されている。時系列比較の際には留意を要する。
 3. 平成17年度及び18年度については、「婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」に関する規定がない。また、当該年度の「その他」には、福利厚生及び定年・退職・解雇に関する相談件数を含む。
 4. 相談件数について、平成28年度よりポジティブ・アクションに関する相談を「その他」に含む等、平成27年度以前と28年度以降で算定方法が異なるため、単純比較はできない。

第2節 企業における女性の参画

(役員・管理職に占める女性の割合)

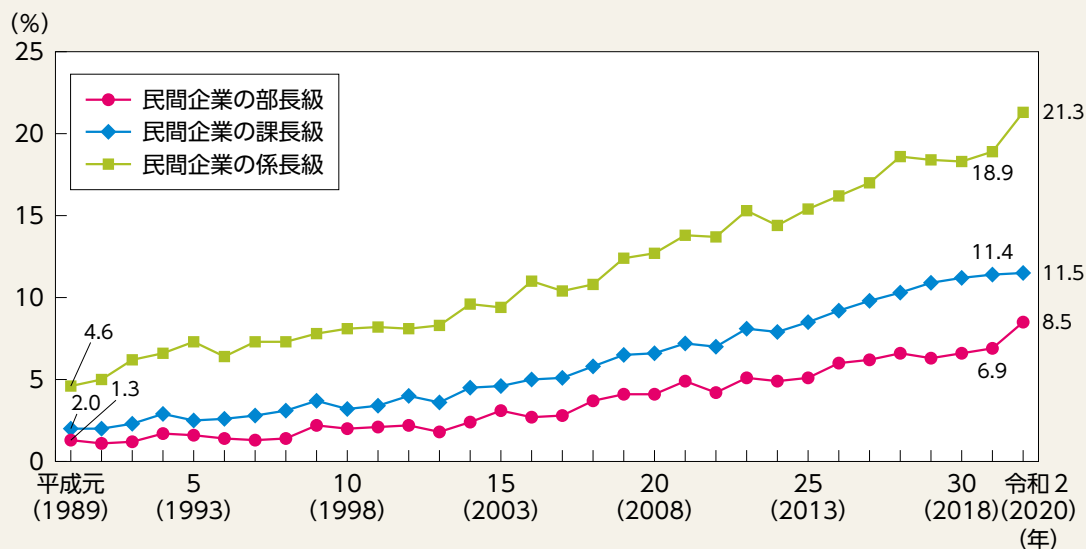
常用労働者100人以上を雇用する企業の労働者のうち役職者に占める女性の割合を役職別に見ると、近年上昇傾向にあるが、上位の役職ほど女性の割合が低く、令和2（2020）年は、係長級21.3%、課長級11.5%、部長級8.5%となっている（I-2-12図）。

また、上場企業の役員に占める女性の割合

を見ると、近年上昇傾向にあり、令和2（2020）年は6.2%と前年に比べて1.0%ポイント増加した（I-2-13図）。

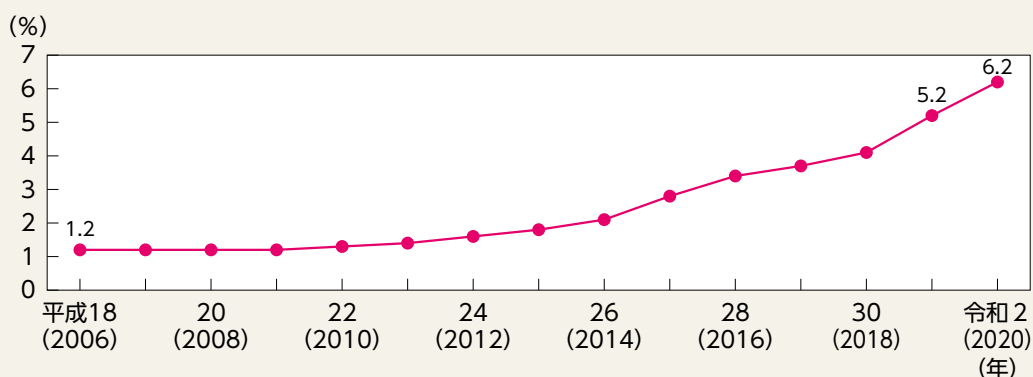
就業者に占める女性の割合は、令和2（2020）年は44.5%であり諸外国と比較して大きな差はなく、欧米諸国よりは数%ポイント低い、アジア諸国の中では比較的高い。しかしながら、管理的職業従事者に占める女性の割合について見ると、令和2（2020）年は13.3%であり、諸外国と比べると低い水準となっている（I-2-14図）。

I-2-12図 階級別役職者に占める女性の割合の推移



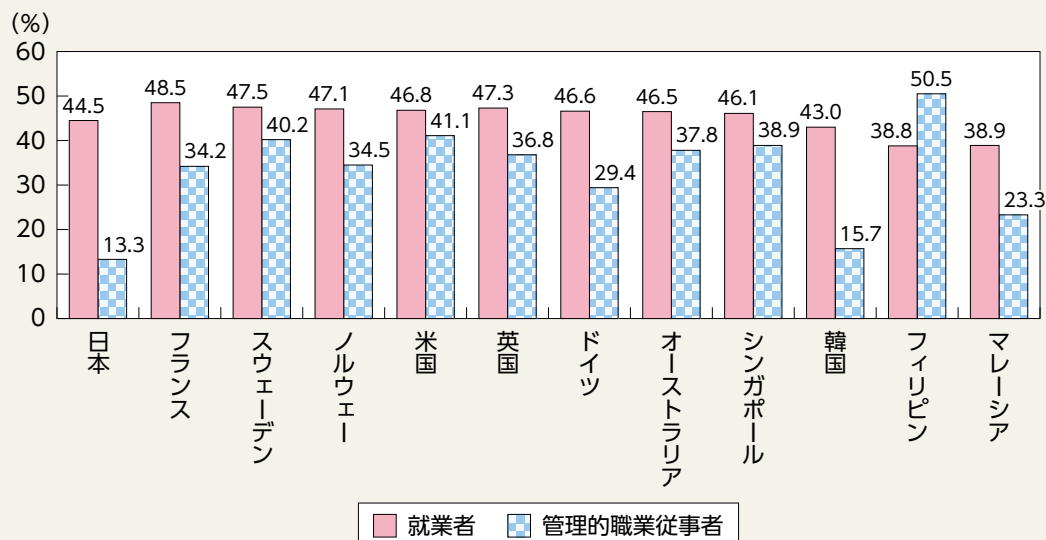
- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
 2. 令和2年から、役職者は、10人以上の常用労働者を雇用する企業を集計対象とするよう変更しているが、令和元年以前の企業規模区分(100人以上の常用労働者を雇用する企業)と比較可能となるよう、同様の企業規模区分の数値により算出した。
 3. 常用労働者の定義は、平成29年以前は、「期間を定めずに雇われている労働者」、「1か月を超える期間を定めて雇われている労働者」及び「日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち4月及び5月に雇われた日数がそれぞれ18日以上労働者」。平成30年以降は、「期間を定めずに雇われている労働者」及び「1か月以上の期間を定めて雇われている労働者」。
 4. 令和2年から推計方法が変更されている。
 5. 「賃金構造基本統計調査」は、統計法に基づき総務大臣が承認した調査計画と異なる取り扱いをしていたところ、平成31年1月30日の総務省統計委員会において、「十分な情報提供があれば、結果数値はおおむねの妥当性を確認できる可能性は高い」との指摘がなされており、一定の留保がついていることに留意する必要がある。

I-2-13図 上場企業の役員に占める女性の割合の推移



- (備考) 1. 東洋経済新報社「役員四季報」より作成。
 2. 調査対象は、全上場企業(ジャスダック上場会社を含む)。
 3. 調査時点は原則として各年7月31日現在。
 4. 「役員」は、取締役、監査役、指名委員会等設置会社の代表執行役及び執行役。
 5. 第5次男女共同参画基本計画においては、東証一部上場企業の取締役、監査役、執行役、執行役員又はそれに準じる役職者に占める女性の割合を新たな目標として設定。

I-2-14図 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合（国際比較）



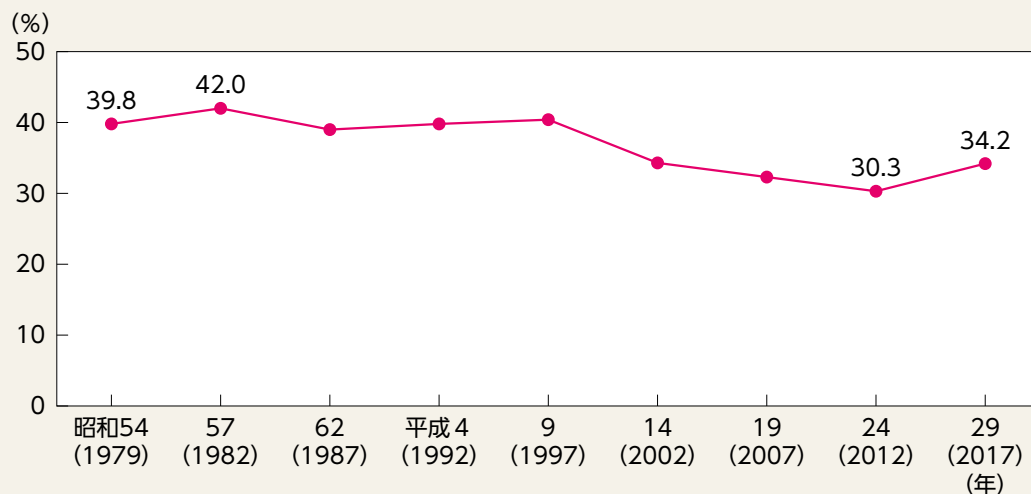
- (備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」（令和2年），その他の国はILO「ILOSTAT」より作成。
 2. 日本，米国，韓国は令和2（2020）年，オーストラリアは平成30（2018）年，その他の国は令和元（2019）年の値。
 3. 総務省「労働力調査」では，「管理的職業従事者」とは，就業者のうち，会社役員，企業の課長相当職以上，管理的公務員等。また，「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。

（起業家に占める女性の割合の推移）

起業家に占める女性の割合を見ると，最新

の数値である平成29（2017）年は34.2%となっている（I-2-15図）。

I-2-15図 起業家に占める女性の割合の推移



- (備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」（中小企業庁特別集計結果）より作成。
 2. 起業家とは，過去1年間に職を変えた又は新たに職についた者のうち，現在は「自営業主（内職者を除く）」となっている者。

本章のポイント

第1節 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をめぐる状況

- 子育て期にある30代及び40代の男性において、週間就業時間60時間以上の雇用者の割合が、女性や他の年代の男性と比べて高くなっている。
- 年次有給休暇の取得率は近年上昇傾向にある。
- 共働き世帯は年々増加しており、近年は男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を大きく上回っている。
- 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和元年)では、性別役割分担意識に反対する者の割合が男女ともに賛成の割合を上回った。

第2節 仕事と子育て・介護の両立の状況

- 6歳未満の子供を持つ夫の家事・育児関連時間は、共働き世帯、夫有業・妻無業世帯ともに、平成18(2006)年以降増加傾向にあるが、妻と比較すると低水準。
- 男性の育児休業取得率は、近年上昇しているものの、依然として低水準。

第1節

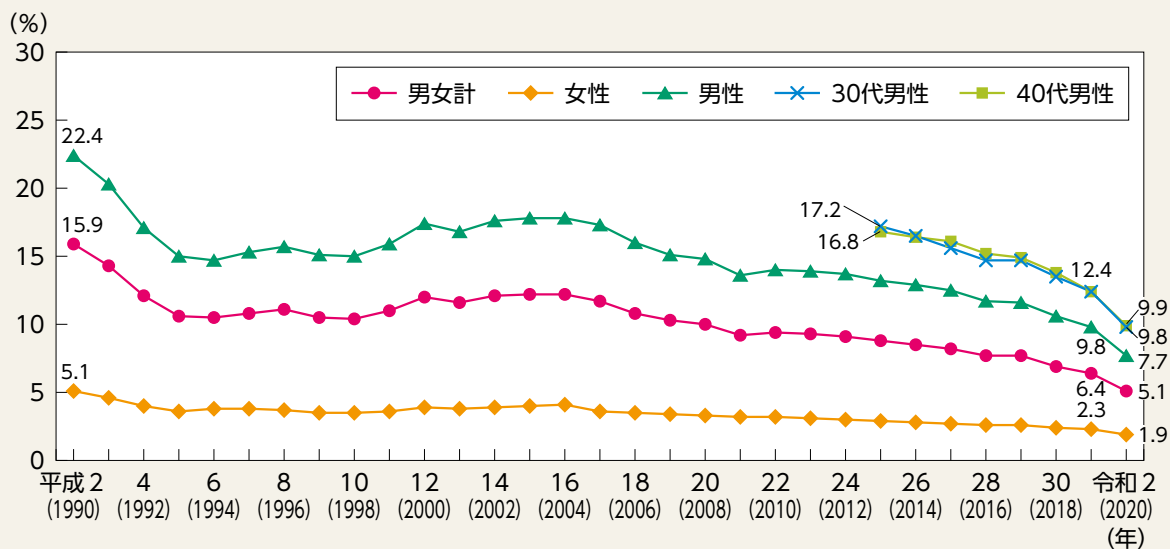
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をめぐる状況

(労働時間及び休暇取得の状況)

週間就業時間60時間以上の雇用者の割合を男女別に見ると、特に、子育て期にある30代及び40代の男性において、女性や他の年代の男性と比べて高い水準となっている（I-3-1図）。

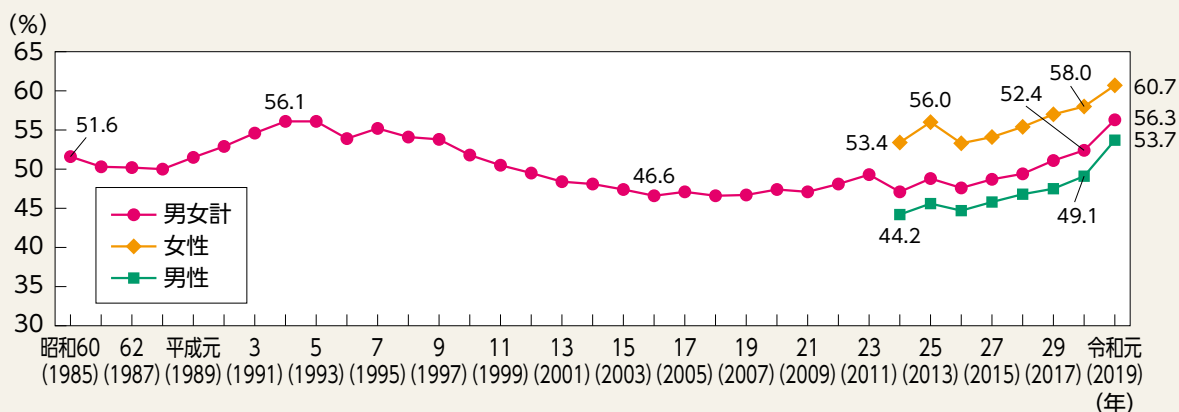
パートタイム労働者を除く常用労働者の年次有給休暇の取得率を見ると、平成4(1992)年の56.1%をピークに平成16(2004)年の46.6%まで低下傾向にあったが、平成26(2014)年以降は上昇傾向が続き、令和元(2019)年は56.3%となった。男女別に見ると、男性は女性より低く、令和元(2019)年の取得率は、女性60.7%、男性53.7%となっている（I-3-2図）。

I-3-1 図 週間就業時間60時間以上の雇用の割合の推移



(備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
 2. 非農林業雇用者数（休業者を除く）に占める割合。
 3. 平成23年値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

I-3-2 図 年次有給休暇取得率の推移



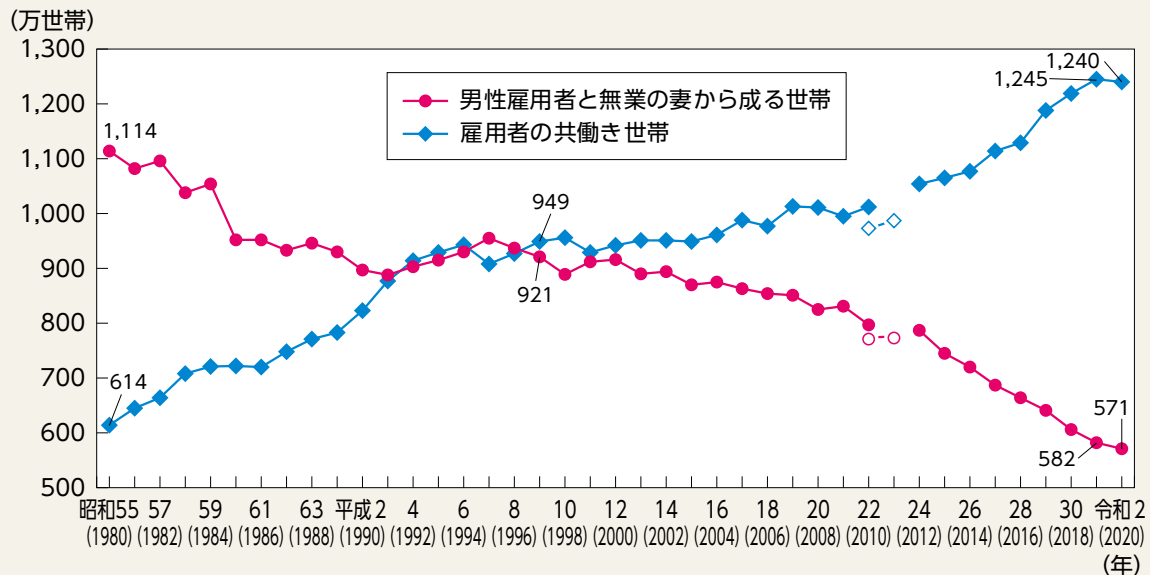
(備考) 1. 平成11年までは労働省「賃金労働時間制度等総合調査」、平成12年以降は厚生労働省「就労条件総合調査」より作成。
 2. 取得率は、「取得日数計」/「付与日数計」×100。
 3. 平成19年及び26年で、調査対象が変更になっているため、時系列比較には注意を要する。
 平成18年まで：本社の常用労働者が30人以上の会社組織の民間企業
 平成19年から25年まで：常用労働者が30人以上の会社組織の民間企業
 平成26年以降：常用労働者が30人以上の民間企業（複合サービス事業、会社組織以外の法人（医療法人、社会福祉法人、各種の協同組合等）を含む。）
 4. 平成23年から25年は、東日本大震災による企業活動への影響等を考慮し、被災地域から抽出された企業を調査対象から除外し、被災地域以外の地域に所在する同一の産業・規模に属する企業を再抽出し代替。
 5. 平成26年は26年4月、平成27年は27年9月、平成28年は28年7月にそれぞれ設定されている避難指示区域（帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域）を含む市町村に所在する企業を調査対象から除外。

(共働き世帯の増加)

昭和55(1980)年以降、夫婦共に雇用者の共働き世帯は年々増加し、平成9(1997)年以降は共働き世帯数が男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回っており、特に平成

24(2012)年頃からその差は急速に拡大している。令和2(2020)年には、雇用者の共働き世帯が1,240万世帯、男性雇用者と無業の妻から成る世帯が571万世帯となっている(Ⅰ-3-3図)。

Ⅰ-3-3図 共働き等世帯数の推移



- (備考) 1. 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び失業者)の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)の世帯。
4. 平成22年及び23年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

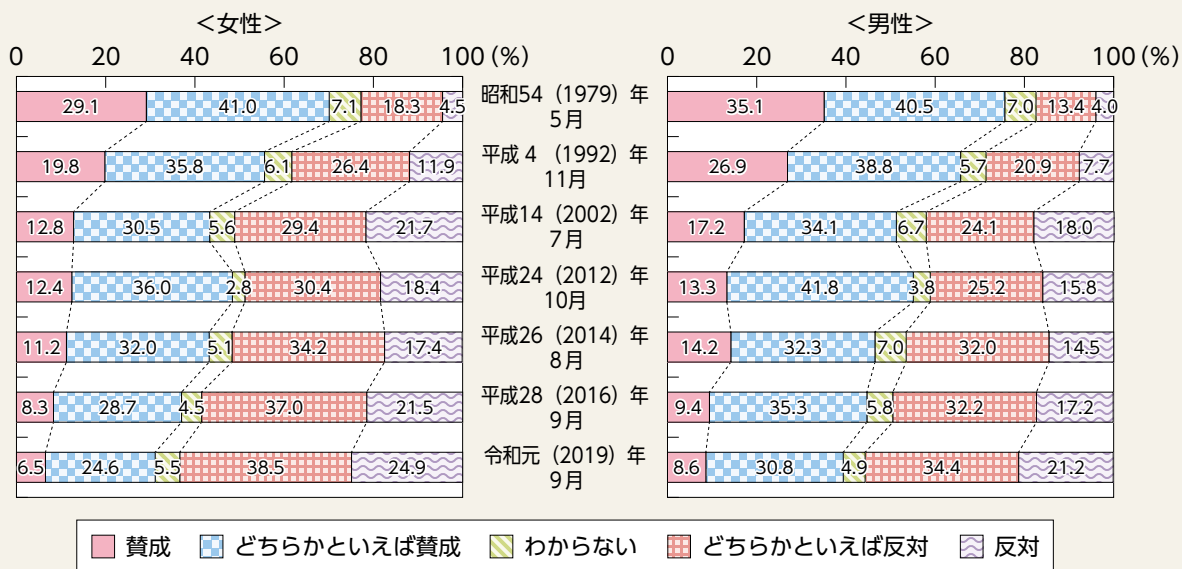
(性別役割分担意識の変化)

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方(性別役割分担意識)に反対する者の割合(「反対」+「どちらかといえば反対」)は、男女とも長期的に上昇傾向にある。平成28(2016)年の調査では、男女ともに反対する者の割合が賛成する者の割合(「賛成」+「どちらかといえば賛成」)を上回り、直近の令和元(2019)年の調査では、

反対する者の割合が女性で63.4%、男性で55.7%となっている(Ⅰ-3-4図)。

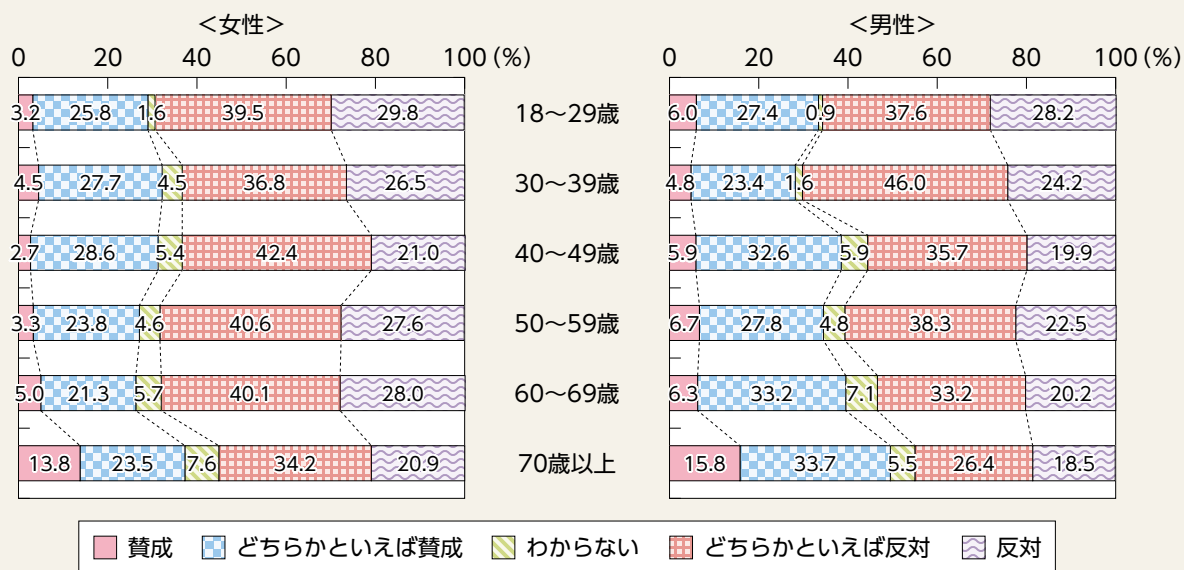
また、直近の令和元(2019)年の結果を、男女それぞれ年齢別に見ると、反対する者の割合が高い年代は、女性では18~29歳(69.4%)、50~59歳(68.2%)、60~69歳(68.1%)、男性では30~39歳(70.2%)、18~29歳(65.8%)、50~59歳(60.8%)となっている(Ⅰ-3-5図)。

I-3-4 図 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に関する意識の変化



(備考) 1. 総理府「婦人に関する世論調査」(昭和54年)及び「男女平等に関する世論調査」(平成4年), 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成14年, 24年, 28年, 令和元年)及び「女性の活躍推進に関する世論調査」(平成26年)より作成。
 2. 平成26年以前の調査は20歳以上の者が対象。平成28年及び令和元年の調査は, 18歳以上の者が対象。

I-3-5 図 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に関する意識の現状



(備考) 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和元年)より作成。

第2節

仕事と子育て・介護の両立の状況

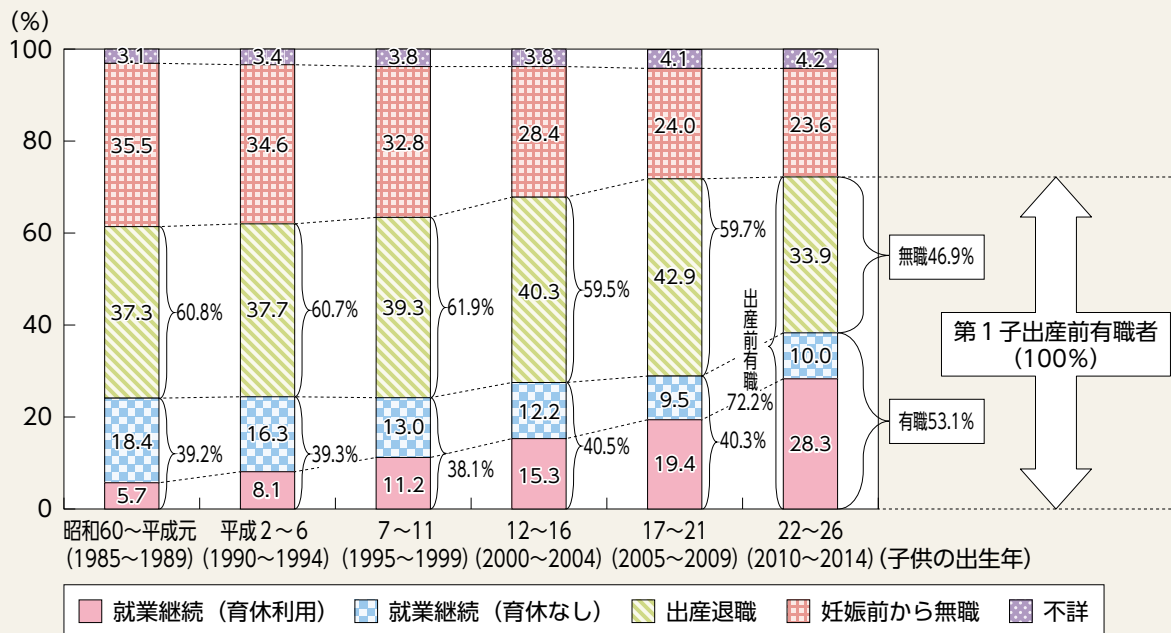
(女性の就業継続)

第1子出産前後に女性が就業を継続する割合が上昇している。これまでは、4割前後で推移してきたが、最新の調査では約5割へと上昇した。特に、育児休業を取得して就業継続した女性の割合は、昭和60(1985)～平成元(1989)年の5.7%(第1子出産前有職

者に占める割合は9.2%)から28.3%(同39.2%)へと大きく上昇した(I-3-6図)。

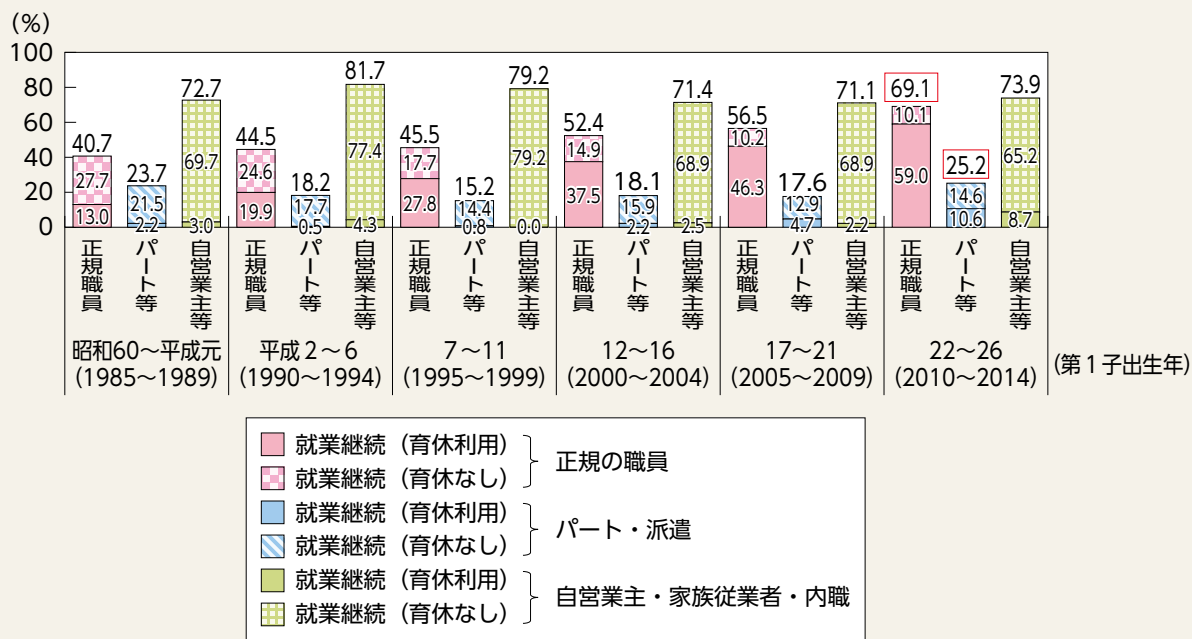
「正規の職員」と「パート・派遣」等に分けて見ると、平成22(2010)～26(2014)年に第1子を出産後に就業を継続した者の割合は、「正規の職員」では69.1%(うち育児休業制度利用者の割合は59.0%)であるのに対し、「パート・派遣」では25.2%(うち同10.6%)にとどまっている(I-3-7図)。

I-3-6図 子供の出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴



- (備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」より作成。
 2. 第1子が1歳以上15歳未満の初婚どうしの夫婦について集計。
 3. 出産前後の就業経歴
 就業継続(育休利用) — 妊娠判明時就業～育児休業取得～子供1歳時就業
 就業継続(育休なし) — 妊娠判明時就業～育児休業取得なし～子供1歳時就業
 出産退職 — 妊娠判明時就業～子供1歳時無職
 妊娠前から無職 — 妊娠判明時無職

I-3-7図 出産前有職者の継続就業率（就業形態別）



(備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」より作成。

2. 第1子が1歳以上15歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。

3. 出産前後の就業経歴

就業継続(育休利用) — 妊娠判明時就業~育児休業取得~子ども1歳時就業

就業継続(育休なし) — 妊娠判明時就業~育児休業取得なし~子ども1歳時就業

4. 就業形態は妊娠判明時であり、回答者の選択による。なお、「パート・派遣」は「パート・アルバイト」、「派遣・嘱託・契約社員」の合計。

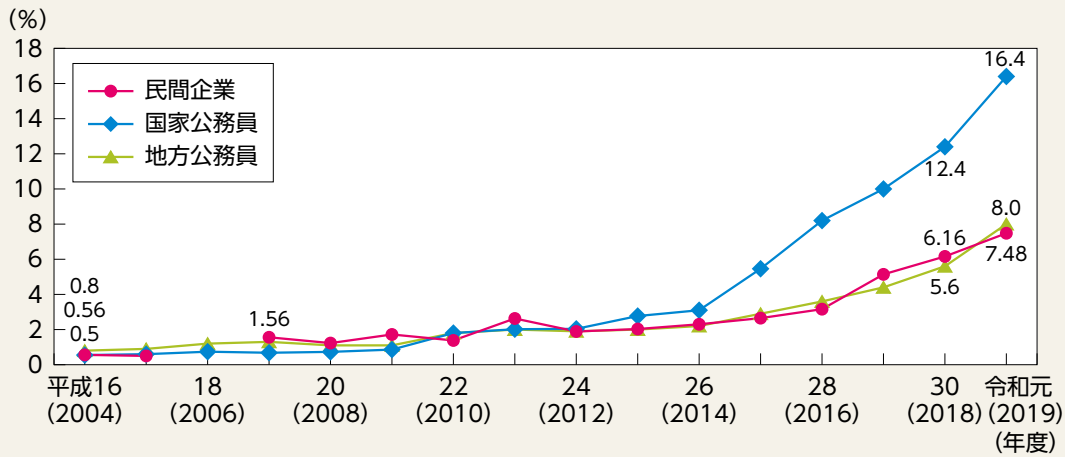
(男性の家事・育児の実施状況等)

6歳未満の子供を持つ夫の家事・育児関連時間は、平成28(2016)年は共働き世帯の夫で82分、夫有業・妻無業世帯の夫で74分となっている。いずれの世帯も、平成18(2006)年以降の夫の家事・育児関連時間は増加傾向にあるが、妻と比較すると低水準である(I-特-38図参照)。

(男性の育児休業取得率等)

令和元(2019)年度における男性の育児休業取得率は、民間企業が7.48%、国家公務員が16.4%、地方公務員が8.0%で、近年上昇しているものの、依然として低水準にある(I-3-8図)。

I-3-8 図 男性の育児休業取得率の推移



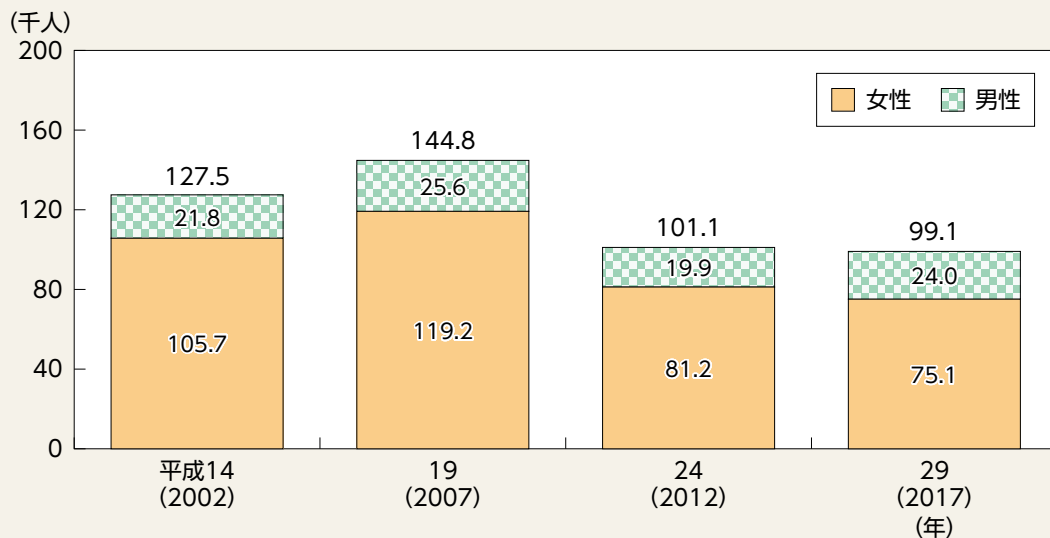
- (備考) 1. 国家公務員は、平成17年度までは総務省、平成18年度から22年度までは総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」、平成23年度及び24年度は総務省・人事院「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」、平成25年度は内閣官房内閣人事局・人事院「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」、平成26年度以降は内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」より作成。
2. 地方公務員は、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」より作成。
3. 民間企業は、「雇用均等基本調査」より作成。
4. 育児休業取得率の算出方法は、国家公務員・地方公務員は当該年度中に子が出生した者の数に対する当該年度中に新たに育児休業を取得した者（再度の育児休業者を除く）の数の割合。民間企業は、調査時点の前々年度の10月1日～前年度の9月30日に出生した者又は配偶者が出生した者のうち、調査時点（10月1日）までに育児休業を開始した者（開始の予定の申出をしている者を含む）の割合である。
5. 東日本大震災のため、国家公務員の平成22年度値は、調査の実施が困難な官署に在勤する職員（850人）を除く。地方公務員の平成22年度値は、岩手県の1市1町、宮城県の1町を除く。

(介護離職の状況)

介護・看護を理由として過去1年以内に離職した者の状況を、総務省「就業構造基本調査」により見ると、平成29(2017)年には9.9

万人となっており、その内訳は、女性7.5万人、男性2.4万人であり、女性が76%を占める（I-3-9図）。

I-3-9 図 介護・看護を理由とした離職者数の推移



- (備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」より作成。
2. 調査時点の過去1年間に「介護・看護のため」に前職を離職した者。

本章のポイント

第1節 地域・農山漁村における男女共同参画

- 市区町村における男女共同参画計画の令和2（2020）年の策定率は82.9%。ほぼ全ての市区で策定済み，町村も約7割が策定済み。
- 令和3（2021）年3月現在，都道府県においては，全ての団体が女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画を策定している。市区町村推進計画の策定率は66.3%。
- 令和2（2020）年の基幹的農業従事者に占める女性の割合は39.7%。
- 令和2（2020）年度における農業委員に占める女性の割合は12.3%，農業協同組合の役員に占める女性の割合は9.1%と，年々上昇している。

第2節 防災における男女共同参画

- 都道府県防災会議の委員における女性の割合は，令和2（2020）年4月現在16.1%。
- 市区町村防災会議の委員に占める女性の割合は，令和2（2020）年4月現在8.8%。女性委員のいない防災会議は全体の21.8%。そのうちの87%が町村の防災会議。
- 消防吏員に占める女性の割合は令和2（2020）年4月現在で3.0%。女性の消防吏員がいない消防本部は全体の21.2%。
- 消防団員に占める女性の割合は年々上昇し，令和2（2020）年4月現在で3.3%。また，女性消防団員がいない消防団数は年々減少しており，同月現在で548（消防団数の24.9%）。

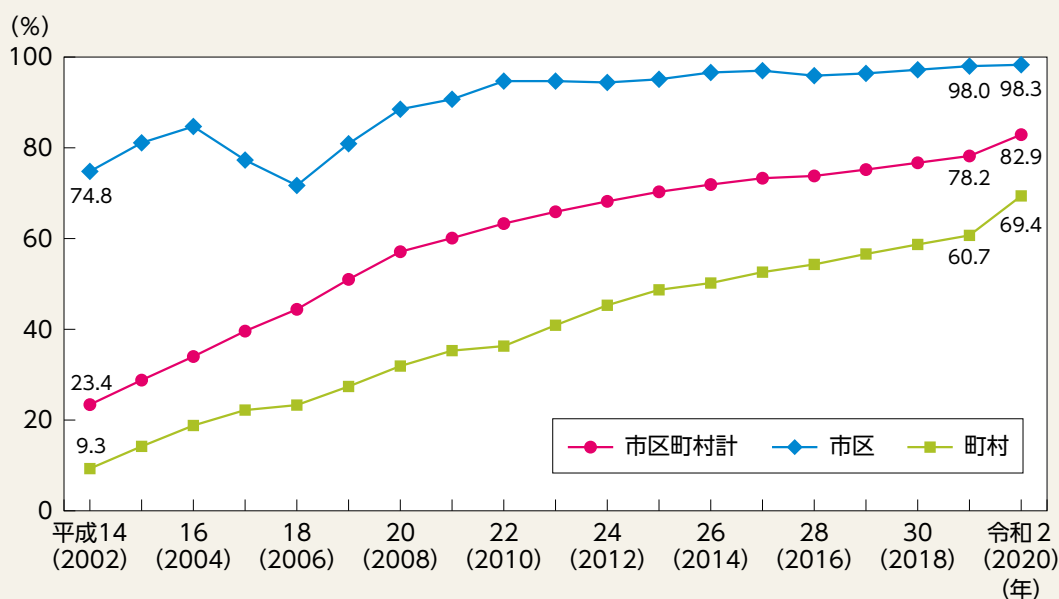
第1節 地域・農山漁村における
男女共同参画

（地方公共団体における男女共同参画計画の策定状況）

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条では，地方公共団体に対し，男女共同参画計画を策定することを求めている（都道府県は義務，市区町村は努力義務）。

都道府県においては全ての団体に策定済みであり，努力義務とされている市区町村においても計画策定率は平成18（2006）年以降一貫して上昇しており，令和2（2020）年4月1日現在82.9%（前年比4.7%ポイント増）となっている。うち，市区の策定率は98.3%とほぼ全ての市区で策定されており，町村の策定率も69.4%と着実に上昇している（I-4-1図）。

I-4-1 図 市区町村における男女共同参画計画策定の割合の推移



- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。原則として各年4月1日現在。
2. 東日本大震災の影響により、平成23年値には、岩手県の一部（花巻市，陸前高田市，釜石市，大槌町），宮城県の一部（女川町，南三陸町），福島県の一部（南相馬市，下郷町，広野町，楡葉町，富岡町，大熊町，双葉町，浪江町，飯館村）が，平成24年値には，福島県の一部（川内村，葛尾村）がそれぞれ含まれていない。また，北海道胆振東部地震の影響により，平成30年値には北海道厚真町が含まれていない。
3. 市区には，政令指定都市を含む。

(女性活躍推進法に基づく推進計画の策定状況)

女性活躍推進法（平成27年法律第64号）第6条では，地方公共団体が地域の女性の活躍に向けての取組を計画的かつ効果的に進めるため，都道府県推進計画，市町村推進計画

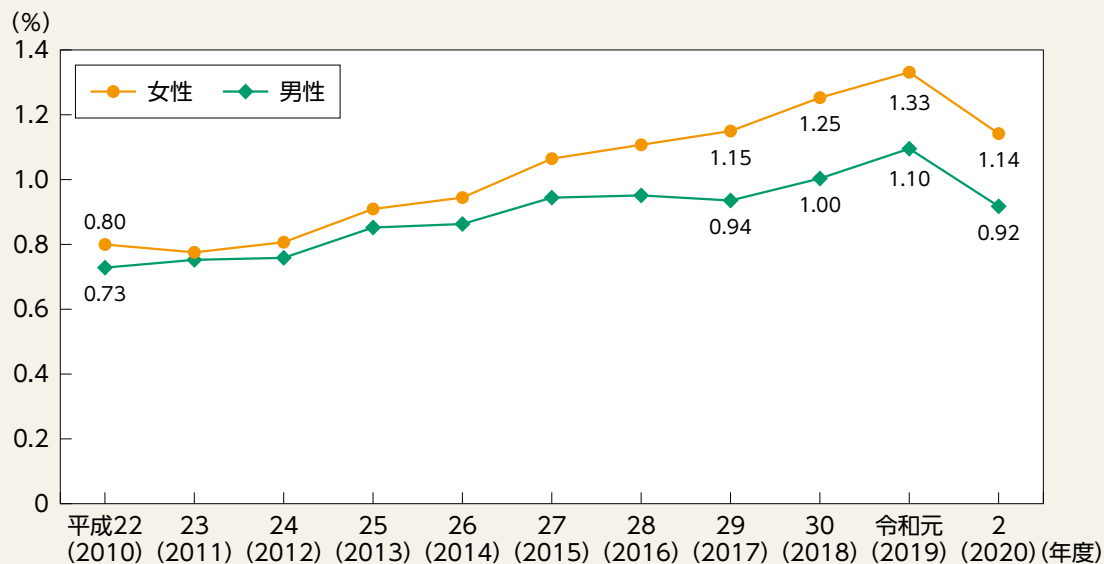
を策定する努力義務を定めている。都道府県においては，全ての団体が策定しており，市区町村では，66.3%で策定されている（令和3（2021）年3月31日現在）。

(地域における10代～20代女性の人口に対する転出超過数の割合)

地域における10代～20代女性の人口に対する転出超過数の割合は、令和2（2020）

年現在で1.14%（前年比0.19%ポイント減）と、男性より0.22%ポイント高くなっている（I-4-2図）。

I-4-2図 地域における10代～20代の人口に対する転出超過数の割合



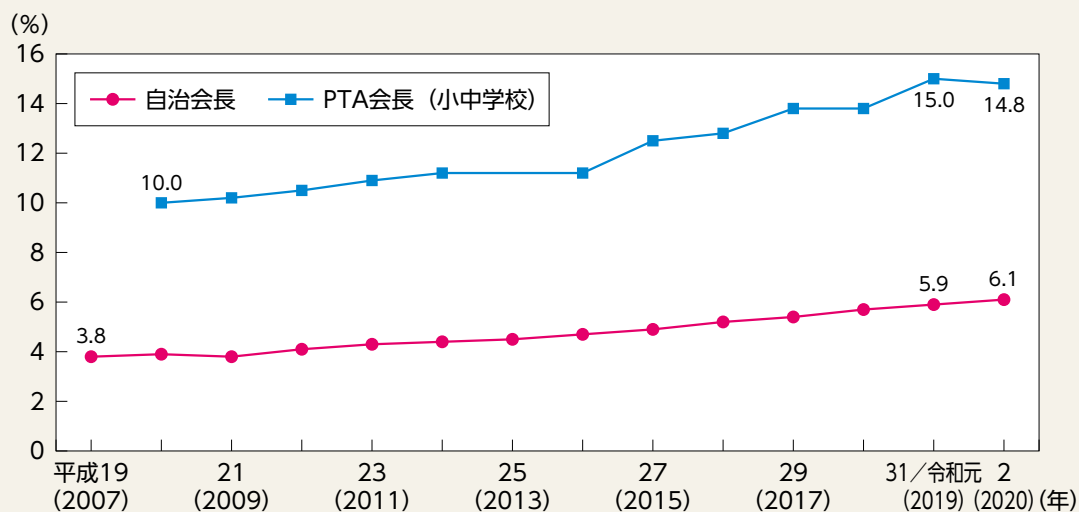
- (備考) 1. 総務省「住民基本台帳人口移動報告」及び「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」より作成。
2. 三大都市圏（東京圏、名古屋圏及び関西圏）を除く道県の対前年転出増加数を算出。
3. 東京圏は埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県、名古屋圏は岐阜県、愛知県及び三重県、関西圏は京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県。

(自治会長及びPTA会長に占める女性の割合)

自治会長に占める女性の割合は、令和2(2020)年現在で6.1% (前年比0.2%ポイント増) と微増している。また、PTA会長(小

中学校) に占める女性の割合は、令和2(2020)年12月現在で14.8% (前年比0.2%ポイント減) となっている (I-4-3図)。

I-4-3図 自治会長及びPTA会長に占める女性の割合の推移



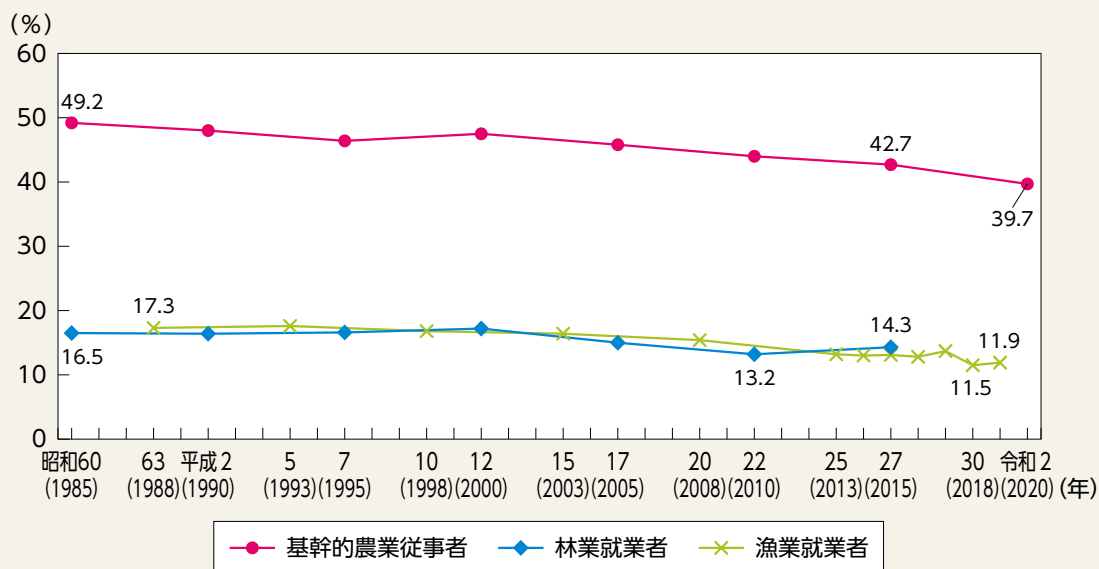
- (備考) 1. 自治会長は、内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、PTA会長(小中学校)は内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」より作成。
2. 自治会長は、原則各年4月1日現在であるが、各地方自治体の事情により異なる場合がある。PTA会長(小中学校)は、平成28年までは各年9月現在、平成29年及び令和2年は12月現在、平成30年及び令和元年は10月現在。
3. 自治会長については、回答のあった地方公共団体のうち、男女別の人数を把握できた団体のみを集計。
4. 自治会長については、東日本大震災の影響により、平成23年値には、岩手県の一部(花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町)、宮城県の一部(女川町、南三陸町)、福島県の一部(南相馬市、下郷町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村)が、平成24年値には、福島県の一部(川内村、葛尾村、飯館村)がそれぞれ含まれていない。また、北海道胆振東部地震の影響により、平成30年値には北海道厚真町が含まれていない。

(農山漁村における女性の参画)

基幹的農業従事者に占める女性の割合は令和2(2020)年現在で39.7%であり、農業

の担い手として、女性は重要な役割を果たしている(I-4-4図)。

I-4-4図 農林漁業就業者に占める女性の割合の推移

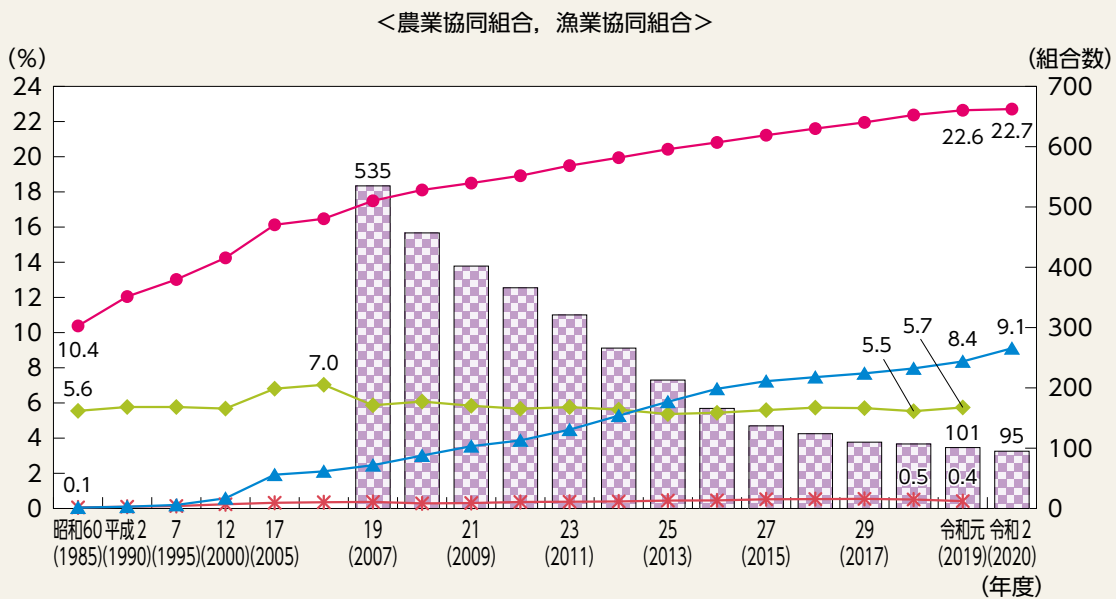
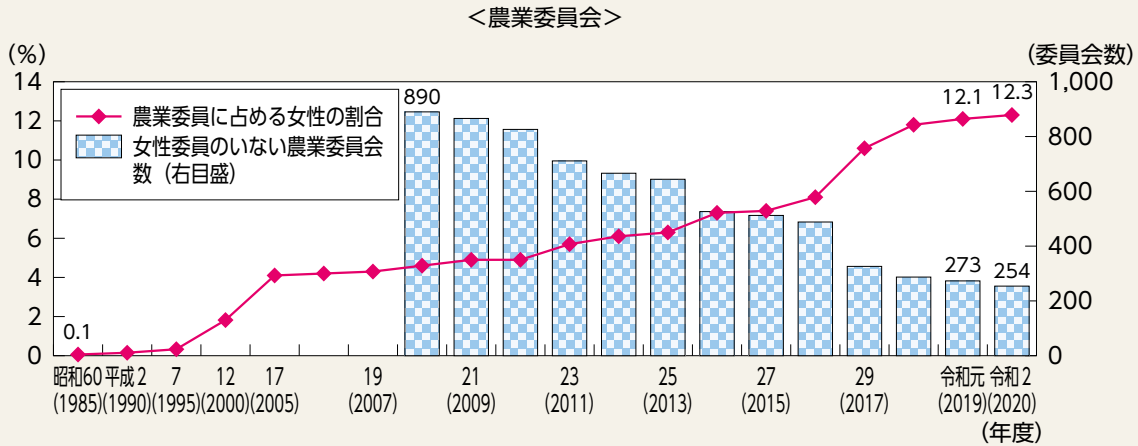


- (備考) 1. 「基幹的農業従事者」は農林水産省「農林業センサス」より作成。「林業就業者」は総務省「国勢調査」及び「漁業就業者」は平成25年まで及び30年は農林水産省「漁業センサス」、平成26～29年は「漁業就業動向調査」、令和元年は「漁業構造動態調査」より作成。
2. 「基幹的農業従事者」とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者。なお、令和2年の「基幹的農業従事者」は、調査対象の属性区分の変更により、平成27年以前の値と必ずしも連続していない。
3. 「基幹的農業従事者」の平成27年及び令和2年値は、各調査時点の東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域を除く。
4. 「漁業就業者」は、平成15年までは沿海市区町村に居住する者のみ。平成20年以降は、雇われ先が沿海市区町村の漁業経営体であれば、非沿海市区町村に居住していても「漁業就業者」に含む。
5. 平成19年の「日本標準産業分類」の改訂により、平成22年及び27年の「林業就業者」は、17年以前の値と必ずしも連続していない。

令和2(2020)年度における農業委員に占める女性の割合は12.3%(前年比0.2%ポイント増)となっている。また、農業協同組合の個人正組合員に占める女性の割合は22.7%(前年比0.1%ポイント増)、役員に占める女性の割合は9.1%(同0.7%ポイント増)となっている。

一方で、令和元(2019)年度における漁業協同組合の個人正組合員に占める女性の割合は5.7%、漁業協同組合の役員に占める女性の割合は0.4%であり、女性個人正組合員、女性役員割合ともに、農業協同組合よりも低く、また横ばい傾向が続いている(I-4-5図)。

I-4-5 図 農業委員会、農協、漁協における女性の参画状況の推移



◆ 農協個人正組合員に占める女性の割合 ▲ 農協役員に占める女性の割合
◆ 漁協個人正組合員に占める女性の割合 ✱ 漁協役員に占める女性の割合
 女性役員のない農業協同組合数 (右目盛)

- (備考) 1. 農林水産省資料より作成。ただし、「女性役員のない農業協同組合数」、「農協個人正組合員に占める女性の割合」及び「農協役員に占める女性の割合」の令和2年度値は、全国農業協同組合中央会調べによる。
2. 農業委員とは、市町村の独立行政委員会である農業委員会の委員であり、市町村長が市町村議会の同意を得て任命する。農業委員会は、農地法に基づく農地の権利移動の許可等の法令に基づく業務のほか、農地等の利用の最適化の推進に係る業務を行っている。
3. 農業委員会については、各年10月1日現在。ただし、昭和60年度は8月1日現在、平成27年度は9月1日現在。
4. 女性委員のいない農業委員会数は平成20年度からの調査。
5. 農業協同組合については、各事業年度末（農業協同組合により4月末～3月末）現在。ただし、令和2年度値は令和2年7月末現在。
6. 漁業協同組合については、各事業年度末（漁業協同組合により4月末～3月末）現在。
7. 漁業協同組合は、沿海地区出資漁業協同組合の値。

第2節

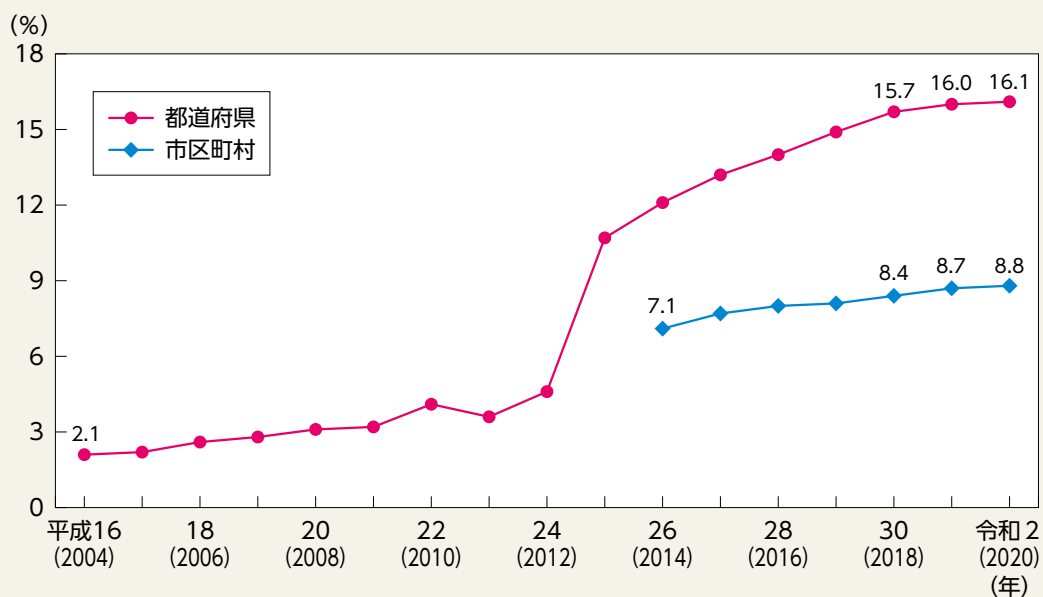
防災における男女共同参画

(防災会議の委員に占める女性の割合)

地方公共団体の防災会議の委員に占める女性の割合は、令和2(2020)年4月1日現在、都道府県防災会議が16.1%(前年比0.1%ポイント増)、市区町村防災会議が8.8%(同0.1%ポイント増)とほぼ横ばいである。

都道府県防災会議では、女性委員のいない会議数が平成25(2013)年に初めてゼロとなった。一方、市区町村防災会議のうち女性委員のいない会議数は、令和2(2020)年は348(同会議総数の21.8%、前年比0.4%ポイント減)となっており、そのうち町村の防災会議が303と87%を占めている(I-4-6図)。

I-4-6図 地方防災会議の委員に占める女性の割合の推移



<参考：委員に占める女性の割合階級別防災会議の数及び割合（令和2(2020)年）>

	防災会議 合計	防災会議の委員に占める女性の割合							女性の割合 の平均 (%)
		0% (いない)	1~5% 未満	5~10% 未満	10~20% 未満	20~30% 未満	30~40% 未満	40% 以上	
都道府県	(会議数) 47 (%) 100	0 0.0	0 0.0	11 23.4	28 59.6	5 10.6	0 0.0	3 6.4	16.1
市区町村	(会議数) 1,597 (%) 100	348 21.8	240 15.0	442 27.7	469 29.4	74 4.6	21 1.3	3 0.2	8.8
市区	(会議数) 783 (%) 100	45 5.7	104 13.3	251 32.1	304 38.8	59 7.5	17 2.2	3 0.4	10.9
町村	(会議数) 814 (%) 100	303 37.2	136 16.7	191 23.5	165 20.3	15 1.8	4 0.5	0 0.0	5.7

- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
 2. 原則として各年4月1日現在。
 3. 東日本大震災の影響により、平成23年値には、岩手県の一部(花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町)、宮城県の一部(女川町、南三陸町)、福島県の一部(南相馬市、下郷町、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村)が、平成24年値には、福島県の一部(川内村、葛尾村、飯館村)がそれぞれ含まれていない。また、北海道胆振東部地震の影響により、平成30年値には北海道厚真町が含まれていない。
 4. 「市区」には特別区を含む。

都道府県防災会議では、平成24（2012）年6月の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の改正により、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」（同法第15条第5項第8号）を委員に任命することが可能となったため、この規定を活用し、女性委員の割合を高めた都道府県が多い。都道府県によっては、知事が庁内の職員から委員を任命する際に女性を積極的に登用したり、指定公共機関や指定地方公共機関に対し役職を問わず女性の推薦を依頼するなど、女性委員の割合を高める工夫を行っている。

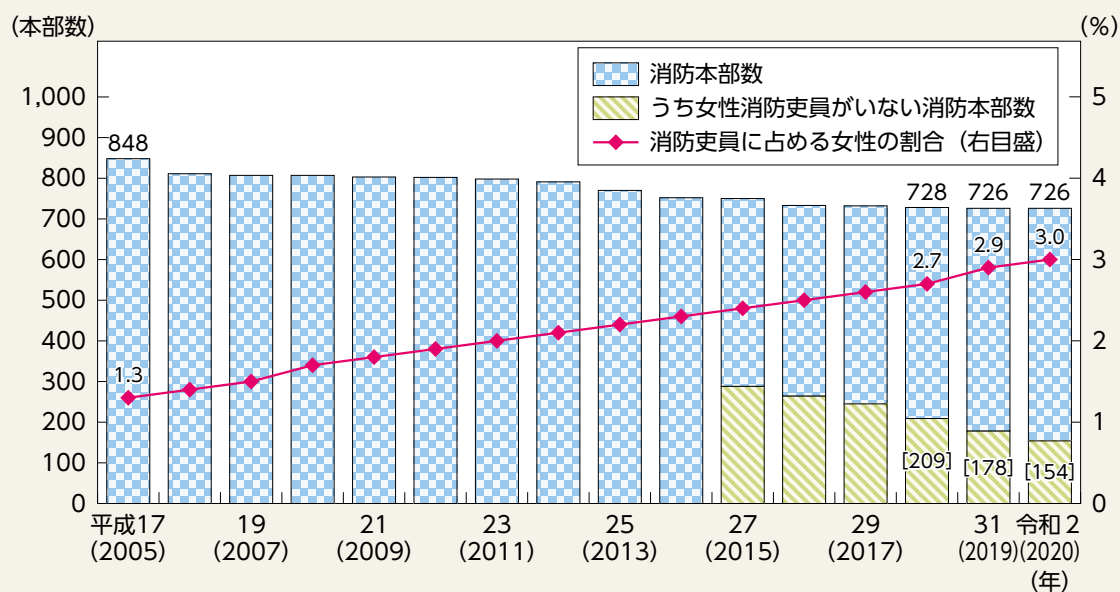
（消防の現場における男女共同参画）

消防吏員に占める女性の割合は、令和2

（2020）年4月1日現在で3.0%（前年比0.1%ポイント増）とほぼ横ばいである。女性消防吏員がいない消防本部数は年々減少しており、同日現在で154（消防本部数の21.2%。前年比3.3%ポイント減）である（I-4-7図）。

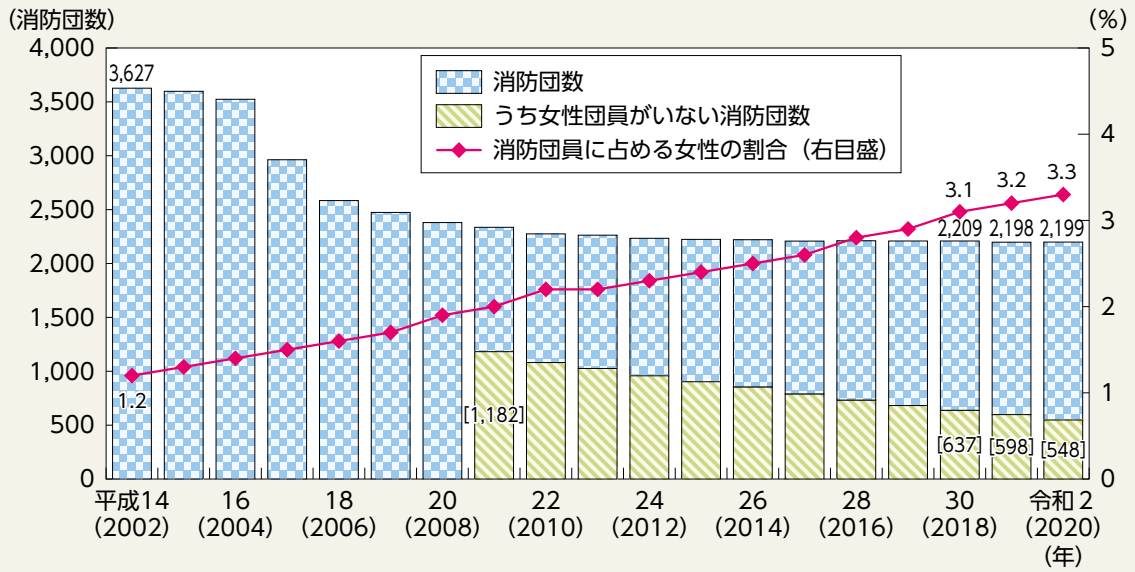
消防団員に占める女性の割合は、令和2（2020）年4月1日現在で3.3%（前年比0.1%ポイント増）であり、消防団員総数が減少する中で、女性の割合は一貫して上昇傾向にある。また、女性消防団員がいない消防団数は年々減少しており、同日現在、548（消防団数の24.9%、前年比2.3%ポイント減）となっている（I-4-8図）。

I-4-7図 消防本部数及び消防吏員に占める女性の割合の推移



（備考）1. 消防庁「消防防災・震災対策現況調査」より作成。
2. 各年4月1日現在。

I-4-8 消防団数及び消防団員に占める女性の割合の推移



- (備考) 1. 消防庁「消防防災・震災対策現況調査」及び消防庁資料より作成。
 2. 原則として各年4月1日現在。
 3. 東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県、平成24年の宮城県牡鹿郡女川町の値は、平成22年4月1日の数値で集計。

本章のポイント

第1節 教育をめぐる状況

- 女子の大学（学部）への進学率は平成期を通じて大きく上昇したが、なお、男子より低く、理学、工学で女子学生割合が特に低い等、専攻分野によって男女の偏りがある。
- 高等学校への進学率は、ここ数年間わずかに低下し、大学院への進学率は10年来低下傾向にある。
- 専門職学位課程への社会人入学者に占める女子学生の割合は、修士課程への社会人入学者に占める女子学生の割合に比べて低い。
- 教員に占める女性の割合は、教育段階が上がるほど、また上位の職になるほど低い傾向があるが、短期大学は教員に占める女性の割合が他と比べて高い。

第2節 研究分野における男女共同参画

- 研究者に占める女性の割合は緩やかな上昇傾向にあるが、令和2（2020）年3月現在で16.9%と、諸外国と比べて低い。
- 研究者の大半を占める工学・理学分野の女性研究者割合が特に低い。

第1節 教育をめぐる状況

（女子の大学進学率は長期的に上昇傾向）

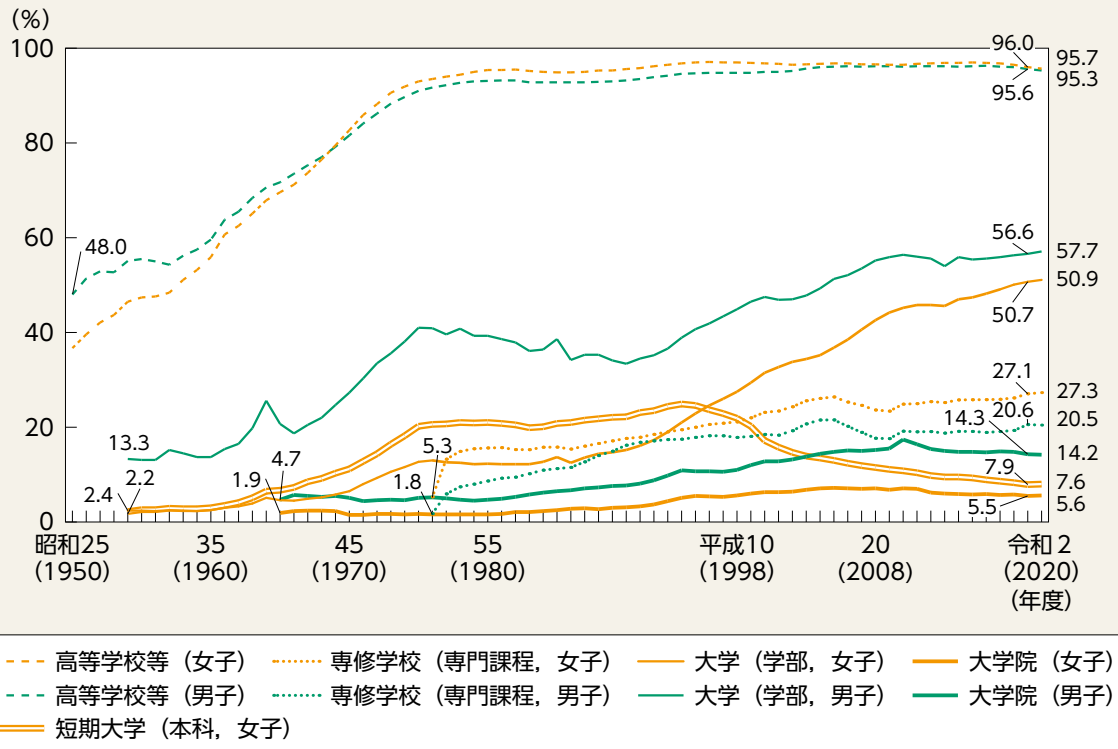
令和2（2020）年度の学校種類別の男女の進学率を見ると、高等学校等への進学率は、女子95.7%、男子95.3%と、高い水準にあるが、ここ数年間は男女ともわずかながら低下している（平成28（2016）年女子96.9%、男子96.3%）。また、専修学校（専門課程）への進学率は、女子27.3%、男子20.5%と、女子の方が6.8%ポイント高い。大学（学部）への進学率は、女子50.9%、男子57.7%と男子の方が6.8%ポイント高いが、女子は全体の7.6%が短期大学（本科）へ進学しており、これを合わせると、女子の大学等進学率は

58.6%となる。近年、大学（学部）への女子の進学率が上昇傾向にある一方で、短期大学への進学率は平成6（1994）年度の24.9%をピークに低下傾向にある。

大学（学部）卒業後、直ちに大学院へ進学する者の割合は、令和2（2020）年度では女子5.6%、男子14.2%となっており、男女とも平成22（2010）年以降低下傾向にある（平成22（2010）年女子7.1%、男子17.4%）（I-5-1図）。

なお、文部科学省「学校基本統計」によると、令和2（2020）年度における高等教育段階の女子学生の割合は、大学（学部）45.5%、大学院（修士課程）31.8%、大学院（博士課程）34.0%となっている。

I-5-1 図 学校種類別進学率の推移



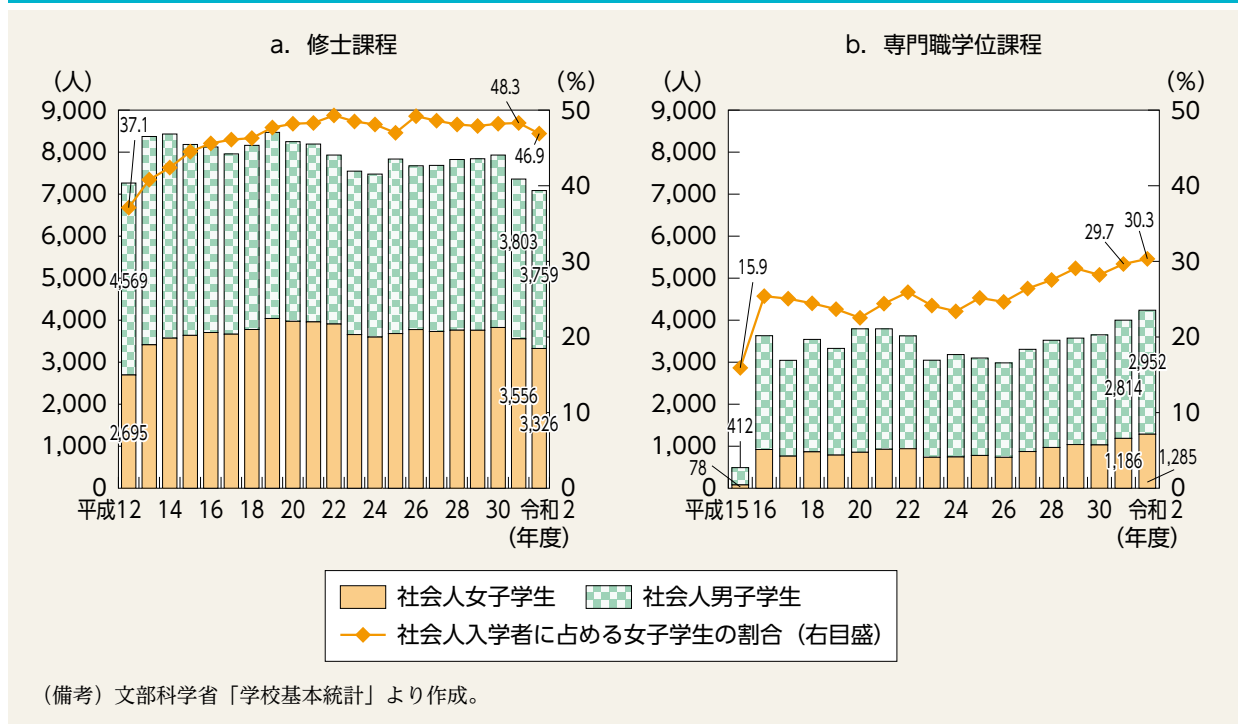
- (備考) 1. 文部科学省「学校基本統計」より作成。
 2. 高等学校等への進学率は、「高等学校，中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の本科・別科並びに高等専門学校に進学した者（就職進学した者を含み，過年度中卒者等は含まない。）」／「中学校・義務教育学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者」×100により算出。ただし，進学者には，高等学校の通信制課程（本科）への進学者を含まない。
 3. 専修学校（専門課程）進学率は，「専修学校（専門課程）入学者数（過年度高卒者等を含む。）」／「3年前の中学校・義務教育学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者」×100により算出。
 4. 大学（学部）及び短期大学（本科）進学率は，「大学学部（短期大学本科）入学者数（過年度高卒者等を含む。）」／「3年前の中学校・義務教育学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者数」×100により算出。ただし，入学者には，大学又は短期大学の通信制への入学者を含まない。
 5. 大学院進学率は，「大学学部卒業後直ちに大学院に進学した者の数」／「大学学部卒業生数」×100により算出（医学部，歯学部は博士課程への進学者）。ただし，進学者には，大学院の通信制への進学者を含まない。

(社会人の学び直しの状況)

修士課程の社会人入学者に占める女子学生の割合を見ると、平成19(2007)年以降5割弱で推移しており、令和2(2020)年度は平成12(2000)年度(37.1%)と比べて10%ポイント程度高い46.9%である。

仕事により直結した学位と言える専門職学位課程への社会人入学者に占める女子学生の割合は、修士課程への社会人入学者に占める割合に比べて低く、令和2(2020)年度は30.3%であるが、昨年度(29.7%)に比べ上昇している(I-5-2図)。

I-5-2図 社会人大学院入学者数及び女子学生の割合の推移

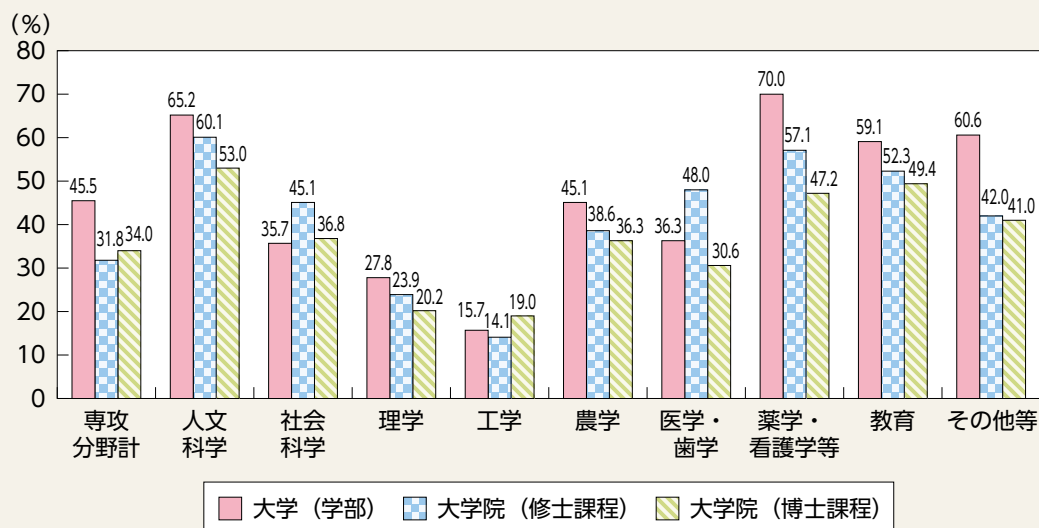


(専攻分野別に見た男女の偏り)

令和2(2020)年度における専攻分野計での大学(学部)、大学院(修士課程)及び大学院(博士課程)における女子学生の割合は、それぞれ45.5%、31.8%、34.0%となっている。専攻分野別に見ると、人文科学の全

課程や薬学・看護学等及び教育の大学(学部)及び大学院(修士課程)では女子学生の割合が高い一方、理学及び工学分野等では全課程で女子学生の割合が極めて低く、専攻分野によって男女の偏りが見られる(I-5-3図)。

I-5-3図 大学(学部)及び大学院(修士課程)学生に占める女子学生の割合(専攻分野別, 令和2(2020)年度)



- (備考) 1. 文部科学省「学校基本統計」(令和2年度)より作成。
 2. その他等は、大学(学部)及び大学院(修士課程)は、「商船」,「家政」,「芸術」及び「その他」の合計。大学院(博士課程)は、商船の学生がいないため、「家政」,「芸術」及び「その他」の合計。大学院(博士課程)は、商船の学生がいないため、「家政」,「芸術」及び「その他」の合計。
 3. 大学(学部)の「薬学・看護学等」の数値は、「薬学」,「看護学」,「その他」の合計。大学院(修士課程, 博士課程)の「薬学・看護学等」の数値は、「薬学」,「その他」の合計。

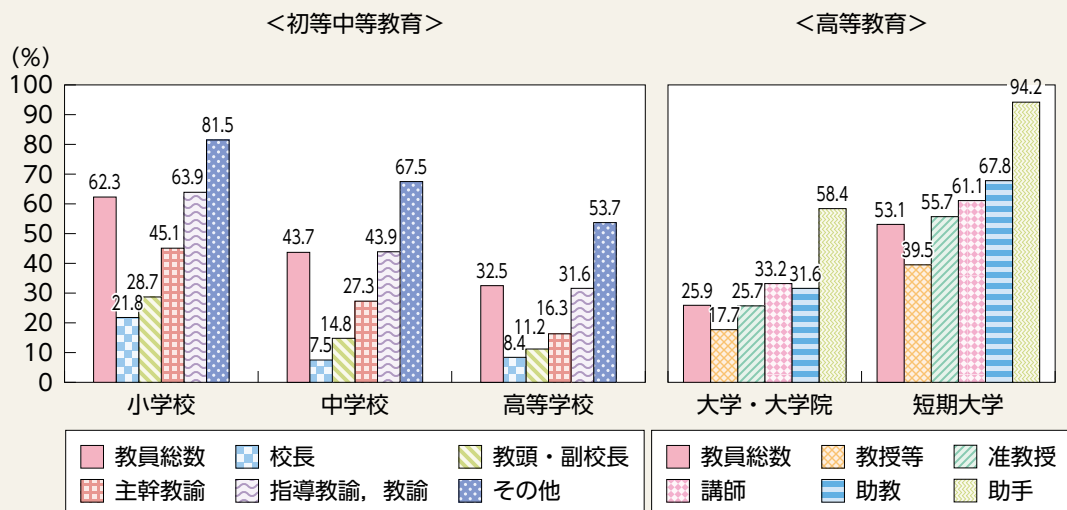
(教育機関における女性教員の割合)

初等中等教育について、令和2(2020)年度における女性教員の割合を見ると、小学校では全教員に占める女性の割合が6割以上となっているが、中学校で4割強、高等学校で3割強と教育段階が上がるにつれて、その割合は低くなっている。特に、校長に占める女性の割合は小学校で2割、中学校、高等学校では1割未満と低い割合となっている。

さらに、令和2(2020)年度における大

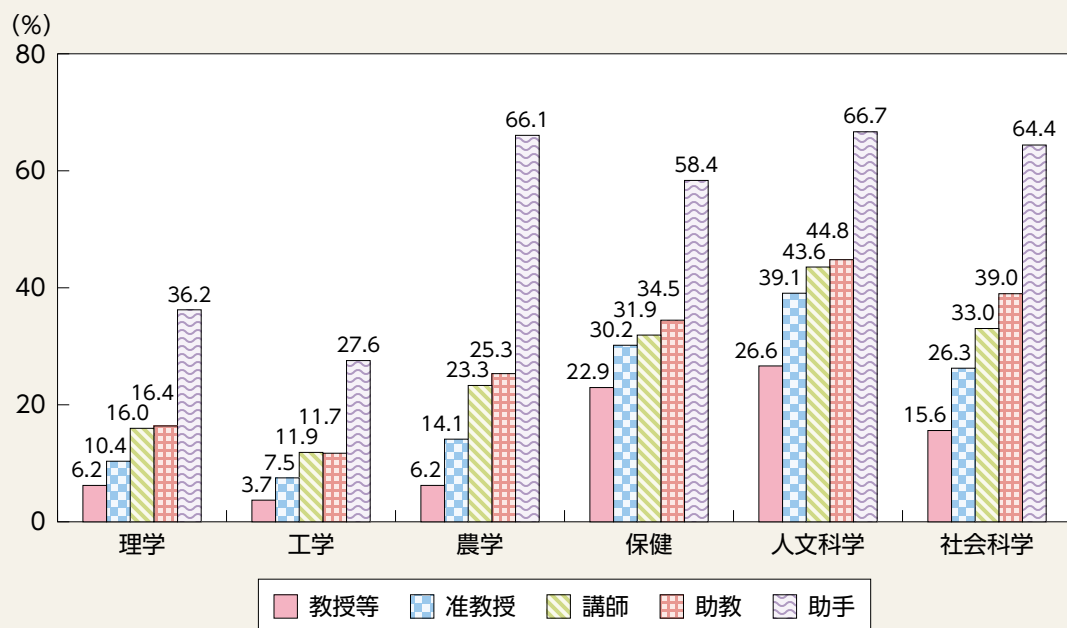
学及び大学院、短期大学の全教員に占める女性の割合を見ると、短期大学では約5割であるが、大学及び大学院では4分の1程度にとどまっている。特に教授等に占める女性の割合が低く、短期大学でも4割弱、大学及び大学院では2割を大きく割り込んでおり、専門分野別で見ても、いずれの分野においても教授等に占める女性の割合は低い(I-5-4図, I-5-5図)。

I-5-4 図 本務教員総数に占める女性の割合（教育段階別、令和2（2020）年度）



- (備考) 1. 文部科学省「学校基本統計」(令和2年度)より作成。
 2. 高等学校は、全日制及び定時制の値(通信制は除く)。
 3. 初等中等教育の「教頭以上」は「校長」、「副校長」及び「教頭」の合計。「その他」は「助教諭」、「養護教諭」、「養護助教諭」、「栄養教諭」及び「講師」の合計。
 4. 高等教育の「教授等」は「学長」、「副学長」及び「教授」の合計。

I-5-5 図 大学等における専門分野別教員の女性の割合（令和元（2019）年度）



- (備考) 1. 文部科学省「学校教員統計」(令和元年度)の調査票をもとに内閣府男女共同参画局作成。
 2. 「大学等」は、大学の学部、大学院の研究科、附置研究所(国立のみ)、学内共同教育研究施設、共同利用・共同研究拠点、附属病院、本部(学長・副学長及び学部等に所属していない教員)。
 3. 「教授等」は、「学長」、「副学長」及び「教授」の合計。

第2節

研究分野における 男女共同参画

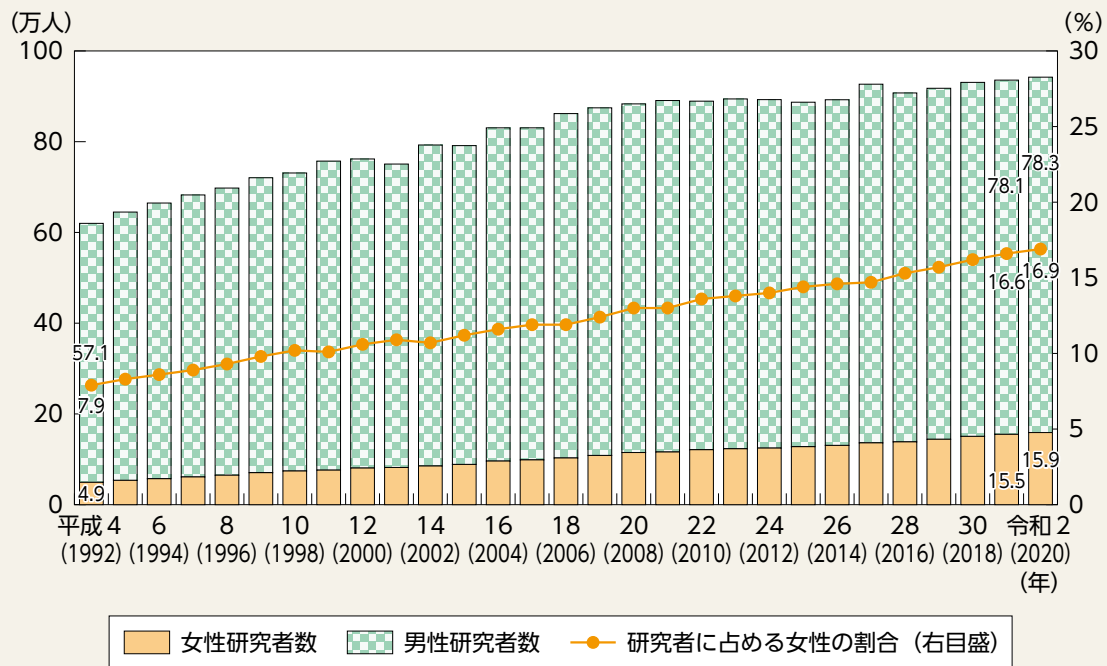
(女性研究者の割合)

我が国における研究者に占める女性の割合は、緩やかな上昇傾向にあるが、令和2(2020)年3月31日現在で16.9%にとどまっ

ており、諸外国と比べて低い(Ⅰ-5-6図、Ⅰ-5-7図)。

研究者に占める女性の割合を所属機関別に諸外国と比較すると、我が国は企業・非営利団体が10.3%、公的機関が19.5%及び大学等が27.8%であり、いずれにおいても、女性の割合が低くなっている(Ⅰ-5-8図)。

Ⅰ-5-6図 女性研究者数及び研究者に占める女性の割合の推移



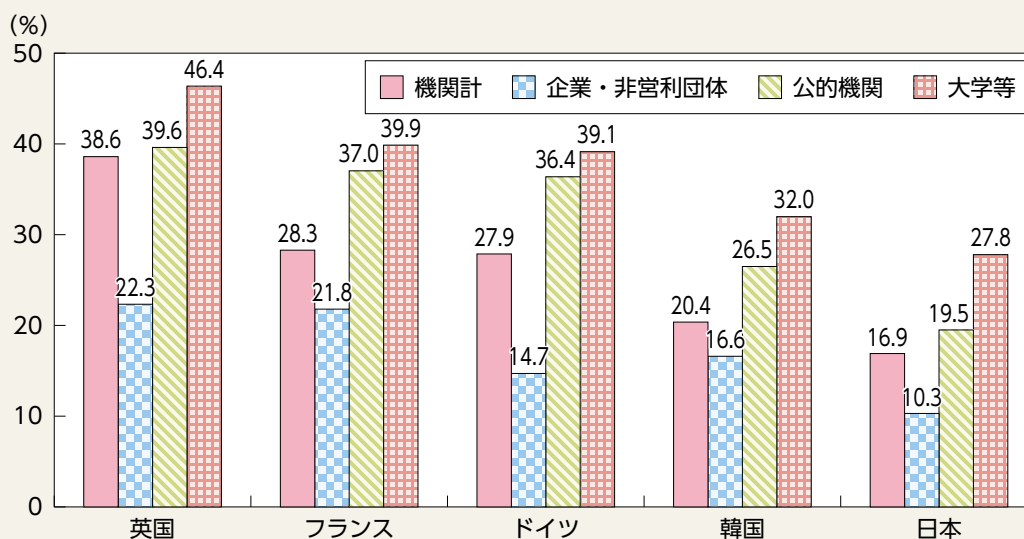
- (備考) 1. 総務省「科学技術研究調査」より作成。
 2. 平成13年までは各年4月1日、平成14年以降は各年3月31日現在。
 3. 平成7年、9年及び14年に調査対象や標本設計等が変更されている。
 4. 平成13年までの研究者数は、企業及び非営利団体・公的機関については実際に研究関係業務に従事した割合で按分して算出した人数とし、大学等は実数を計上。平成14年以降は全機関について実数で計上されていることから、時系列比較には留意を要する。
 5. 研究者数は、自然科学系の研究者だけでなく、人文・社会科学系等の研究者も含まれている。

I-5-7図 研究者に占める女性の割合（国際比較）



- (備考) 1. 総務省「科学技術研究調査」(令和2年), OECD“Main Science and Technology Indicators”, 米国国立科学財団(National Science Foundation: NSF)“Science and Engineering Indicators”より作成。
 2. 日本の数値は, 令和2(2020)年3月31日現在の値。アイスランド, ギリシャ, アイルランド, デンマーク, スイス, ベルギー, 米国, スウェーデン, オーストリア, フランス, ルクセンブルク, ドイツ及びオランダは平成29(2017)年値, その他の国は, 平成30(2018)年値。推定値及び暫定値を含む。
 3. 米国の数値は, 雇用されている科学者(Scientists)における女性の割合(人文科学の一部及び社会科学を含む)。技術者(Engineers)を含んだ場合, 全体に占める女性科学者・技術者の割合は29.0%。

I-5-8図 所属機関別研究者に占める女性の割合（国際比較）



- (備考) 1. 総務省「科学技術研究調査」(令和2年), OECD“Research and Development Statistics”より作成。
 2. 日本の値は令和2(2020)年3月31日現在の値。英国, 韓国は平成30(2018)年の値, フランス, ドイツは平成29(2017)年の値。

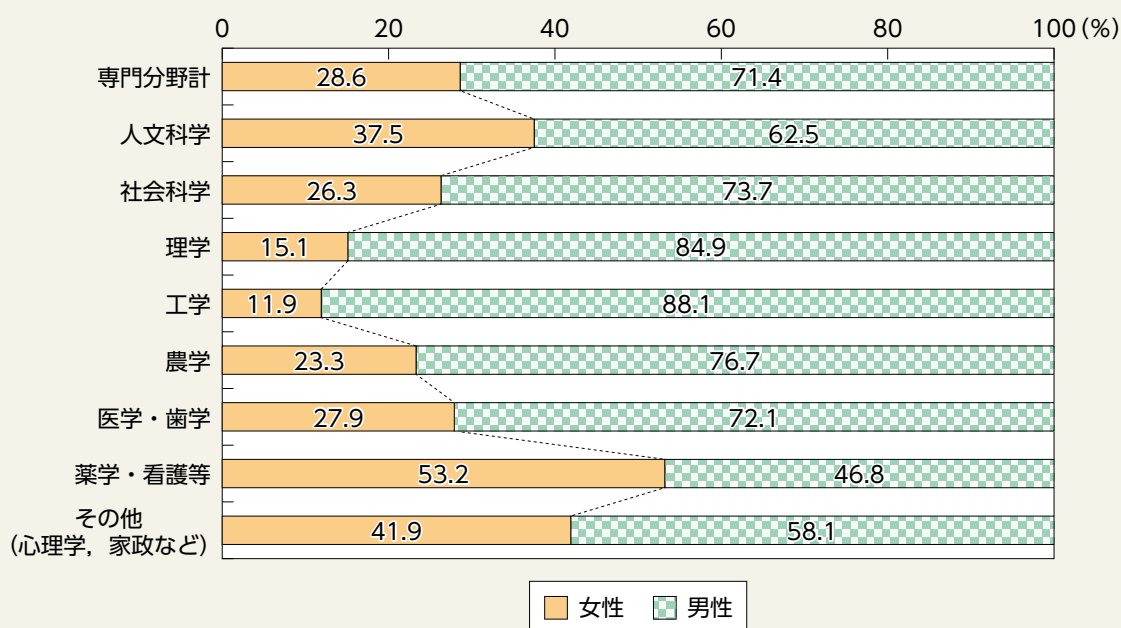
(女性研究者の専門分野)

専門分野別に大学等の研究本務者に占める女性の割合を見ると、令和2(2020)年は、薬学・看護等の分野では女性が半数以上を占める一方、工学分野は11.9%、理学分野は15.1%にとどまっている(Ⅰ-5-9図)。

令和2(2020)年時点の研究者数は、大学等に約33万人、企業に約56万人と、合わせて約89万人となっている。専門別の研究者数が最も多いのは工学であり、工学の研究

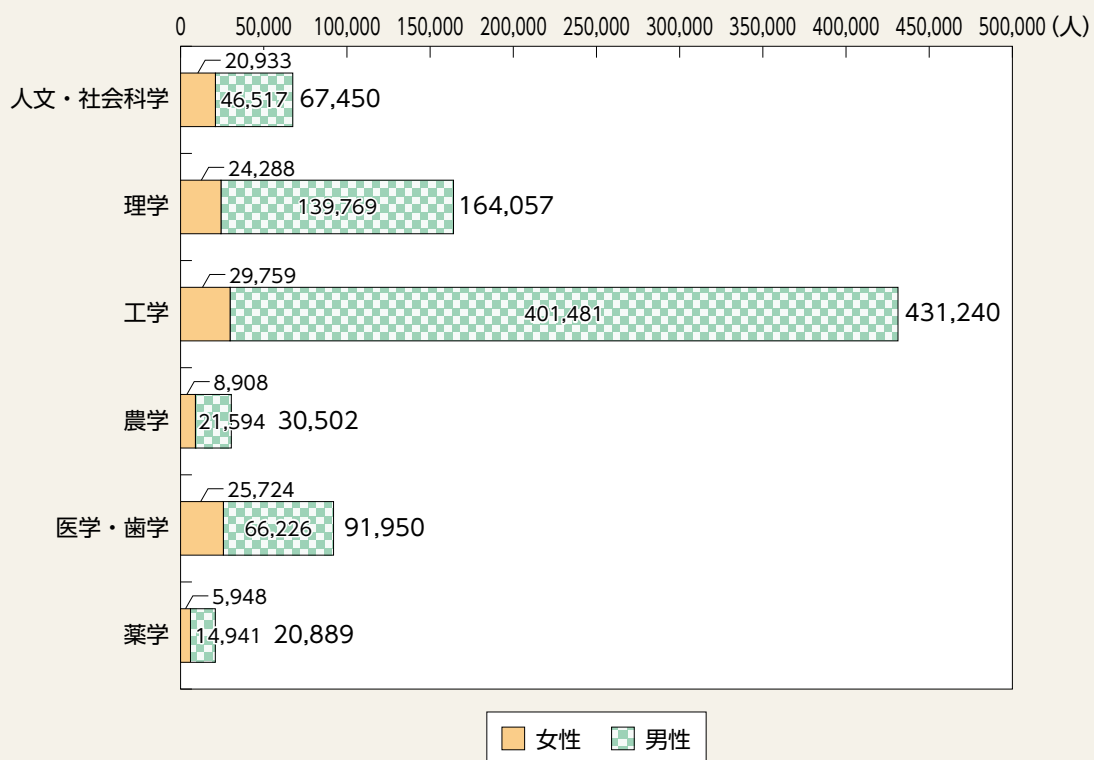
者数を所属機関別に見ると、大学等に約4万3千人、企業に約38万8千人の約43万1千人となっている。また、次いで多いのは理学で約16万4千人となっている。一方で、女性研究者の割合は、工学で6.9%(大学等11.9%、企業6.3%)、理学で14.8%(大学等15.1%、企業14.7%)であり、研究者の多くを占める工学、理学分野において、女性の割合が特に低いことが分かる(Ⅰ-5-10図)。

Ⅰ-5-9図 専門分野別に見た大学等の研究本務者の男女別割合(令和2(2020)年)



- (備考) 1. 総務省「科学技術研究調査」(令和2年)より作成。
 2. 「大学等」は、大学の学部(大学院の研究科を含む。), 短期大学, 高等専門学校, 大学附置研究所及び大学共同利用機関等。
 3. 令和2年3月31日現在。

I - 5 - 10図 専門分野別研究者数（令和2（2020）年）



- （備考）
1. 総務省「科学技術研究調査」（令和2年）より作成。
 2. 研究者数は、大学等（大学の学部（大学院の研究科を含む。）、短期大学、高等専門学校、大学附置研究所及び大学共同利用機関等）における研究本務者及び企業における研究者の人数。
 3. 令和2年3月31日現在。

本章のポイント

第1節 生涯を通じた男女の健康

- 健康寿命と平均寿命の差は、女性12.35年、男性8.84年（平成28（2016）年）で、女性の方が大きい。
- 女性のがん検診の受診率（過去2年間）は徐々に上昇しているものの、令和元（2019）年において子宮がん（子宮頸がん）検診が43.7%、乳がん検診が47.4%にとどまる。

第2節 高齢者、ひとり親の状況

- 平成27（2015）年10月1日現在、男性では人口の2割以上、女性では3割近くが65歳以上の高齢者。
- 令和2（2020）年の65歳以上（65～69歳及び70歳以上）の就業者数は、平成22（2010）年と比べて、女性は1.7倍、男性は1.5倍に増加。
- ひとり親世帯はこの10年間同水準で推移しており、平成28（2016）年は、母子世帯数が123.2万世帯、父子世帯数が18.7万世帯。

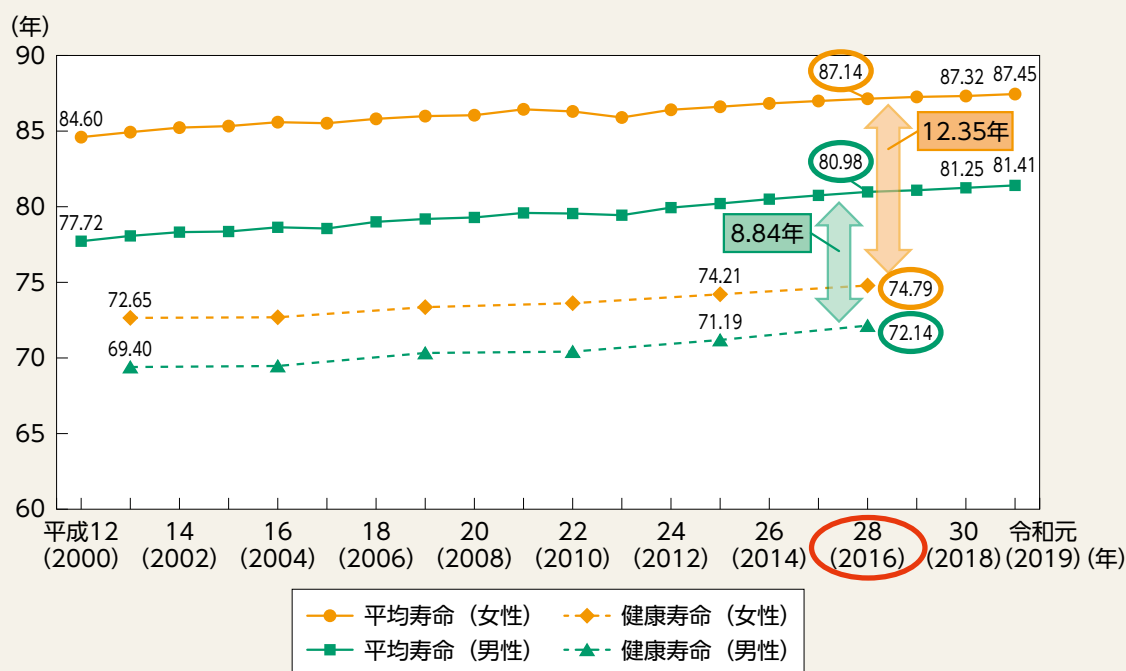
第1節 生涯を通じた男女の健康

（平均寿命と健康寿命の推移）

令和元（2019）年の平均寿命は、女性は87.45年、男性は81.41年であり、前年に比べて女性が0.13年、男性が0.16年延び、男女とも過去最高を更新している。

健康寿命について見ると、平成28（2016）年は、女性は74.79年、男性は72.14年であり、平成25（2013）年と比べて、3年間で女性は0.58年、男性は0.95年延びている（I-6-1図）。健康寿命と平均寿命の差は平成28（2016）年時点において、女性は12.35年、男性は8.84年であり、女性と男性には3.51歳の差がある。

I-6-1 図 平均寿命と健康寿命の推移



- (備考) 1. 平均寿命は、平成12年、17年、22年及び27年は厚生労働省「完全生命表」、その他の年は厚生労働省「簡易生命表」より作成。健康寿命は、平成13年から22年は厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」、平成25年、28年は厚生労働科学研究費補助金「健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の効果検証に関する研究」より作成。
2. 健康寿命は、日常生活に制限のない期間。

(健康増進に必要な適切な自己管理)

健康増進や生活習慣病予防のためには、自ら健康管理を行うことが重要である。厚生労働省「国民健康・栄養調査」(令和元年)によると、運動習慣のある者の割合は、20歳以上全体では女性で25.1% (前年比0.4%ポイント減)、男性で33.4% (同1.6%ポイント増) であり、この10年間で見ると、男性では有意な増減はなく、女性では有意に減少している。年代別に見ると、65歳以上では女性で33.9% (前年比2.6%ポイント減)、男性で41.9% (同1.0%ポイント減) となっているのに比べ、20~64歳では、女性で16.9% (同0.3%ポイント増)、男性で23.5% (同1.9%ポイント増) とより低くなっている。なお、女性の20代は12.9%、30代は9.4%、40代は12.9%と、男女、全ての年

齢階級を通じて特に低くなっている。

(女性特有のがん)

女性に多いがんとして子宮がん、乳がん等がある。これらの女性の総患者数を厚生労働省「患者調査」(平成29年)で見ると、子宮がんは5.8万人、乳がんは22.9万人であり、平成26(2014)年と比べて子宮がんは0.3万人減少したが、乳がんは2.3万人増加した。

がんの罹患率の高い上位5つのがんを年齢階級別に見ると、1位の乳がんとは5位の子宮がんは、年齢が上がるほど罹患率が上がる他のがんとは異なり、20代後半から罹患率が上昇し、ピークを迎えた後に低下する(I-6-2図)。

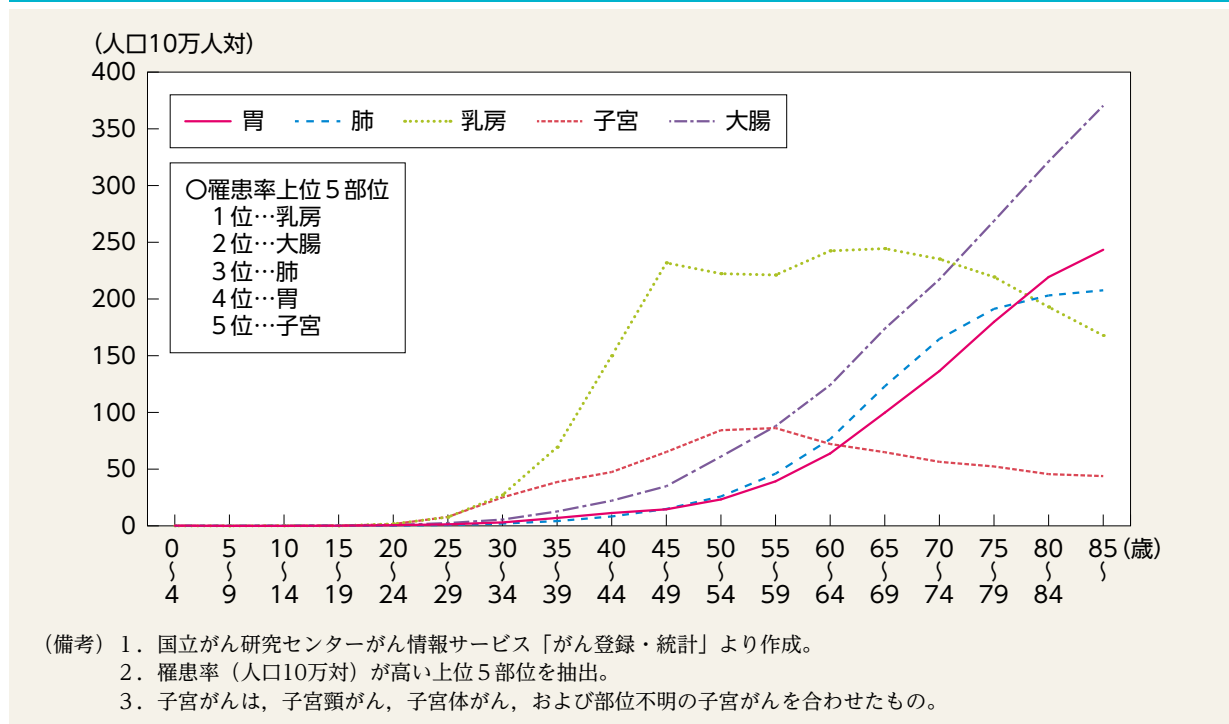
また、乳がんや子宮がんは5年相対生存率が高く²¹、早期発見が重要であるが、我が国

²¹ 国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」。平成21~23(2009~2011)年診断例による5年相対生存率は、乳がん92.3%、子宮がん78.7%、子宮頸がん76.5%であり、全部位66.9%と比較して高い。

における女性のがん検診の受診率は、徐々に上昇しているものの、令和元(2019)年には、子宮がん(子宮頸がん)検診(20~69歳)は過去2年間で43.7%、乳がん検診(40~69歳)は過去2年間で47.4%にとどまり、第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)における受診率の目標値(2022年度までに50%)に達していない。厚生労働省では、市町村のがん検診の受診

率向上のため、平成28(2016)年度から、一定年齢の者に対して、個別の受診勧奨・再勧奨を行う取組を進めている。また、がん検診を受けた者のうち、職域で子宮頸がん検診、乳がん検診を受けた者は、子宮頸がん検診が32.3%、乳がん検診が35.8%に上っており²²、職域でのがん検診もがん対策の観点から大きな役割を担っている。

I-6-2 図 女性の年齢階級別がん罹患率(平成29(2017)年)



(人工妊娠中絶の動向)

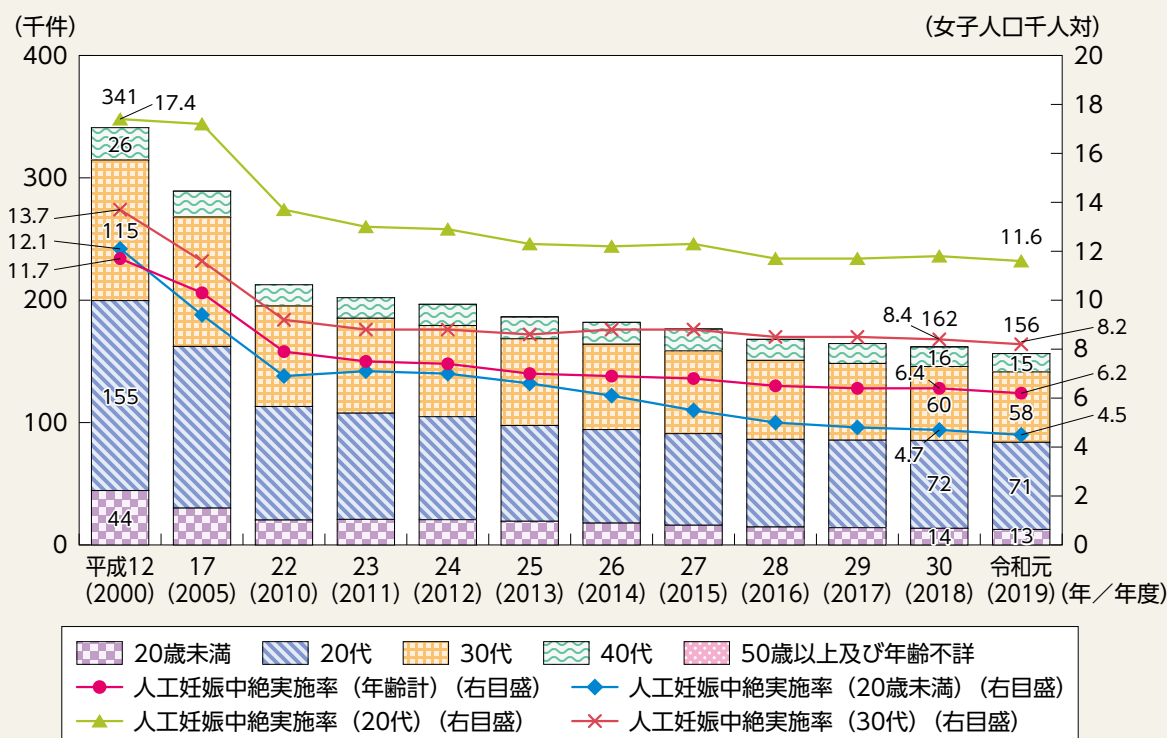
人工妊娠中絶件数及び人工妊娠中絶実施率(15歳以上50歳未満女子人口千対)の長期的な推移を見ると、昭和30(1955)年から平成7(1995)年にかけて件数、実施率とも大きく減少し、その後も緩やかな減少傾向にある。年齢階級別に人工妊娠中絶実施率を見ると、昭和30年代には20代及び30代で特

に高く、20歳未満は低かったが、現在は年齢階級間の差は縮小している。

令和元(2019)年度の人工妊娠中絶件数は156,429件、人工妊娠中絶実施率(年齢計)は6.2である。年齢階級別では20歳未満が12,677件、4.5、20代が71,197件、11.6、30代が57,533件、8.2であり、半数以上が10代・20代となっている(I-6-3図)。

²² 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成28年)より内閣府男女共同参画局にて算出した数値。

I-6-3 図 年齢階級別人工妊娠中絶件数及び実施率の推移



- (備考) 1. 人工妊娠中絶件数及び人工妊娠中絶実施率(年齢計及び20歳未満)は、平成12年は厚生省「母体保護統計報告」、平成17年度以降は厚生労働省「衛生行政報告例」より作成。
平成12年は暦年の値、平成17年度以降は年度値。
2. 人工妊娠中絶実施率(20代及び30代)の算出に用いた女子人口は、平成22年度まで及び27年度は総務省「国勢調査」、平成23~26年度まで及び28年度以降は総務省「人口推計」による。いずれも各年10月1日現在の値。
3. 人工妊娠中絶実施率は、「当該年齢階級の人工妊娠中絶件数」/「当該年齢階級の女子人口」×1,000。ただし、人工妊娠中絶実施率(20歳未満)は、「人工妊娠中絶件数(20歳未満)」/「女子人口(15~19歳)」×1,000、人工妊娠中絶実施率(年齢計)は、「人工妊娠中絶件数(15歳未満を含め50歳以上を除く。)」/「女子人口(15~49歳)」×1,000。
4. 平成22年度値は、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村を除く(人工妊娠中絶実施率(20代及び30代)の算出に用いた女子人口は、総務省「国勢調査」の結果を用いて内閣府が独自に算出)。

(喫煙率及び飲酒率の動向)

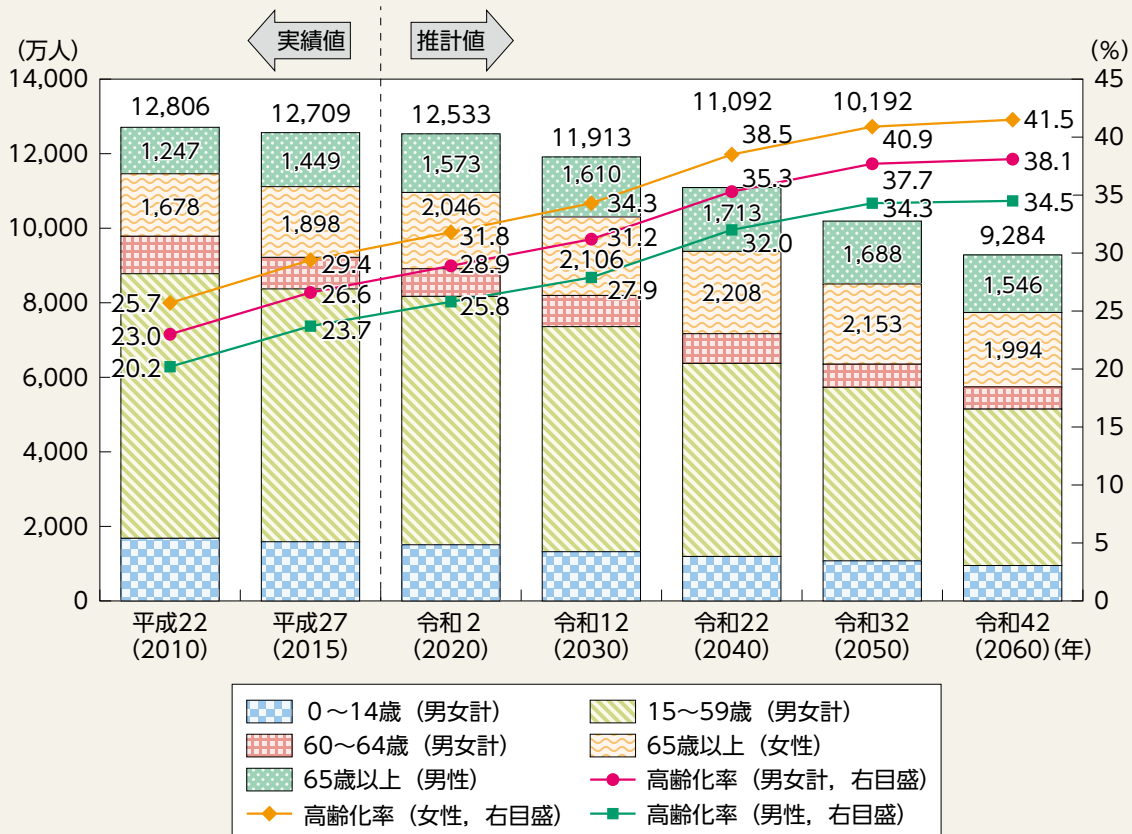
平成15(2003)年から令和元(2019)年にかけての喫煙率の推移を男女別に見ると、女性は11.3%から7.6%まで低下し、平成22(2010)年以降は1割を下回っている。男性は46.8%から27.1%まで低下し、3年連続で3割を下回った。同期間における飲酒率の推移を見ると、女性は6.6%から8.8%に微増しており、男性は37.4%から33.9%まで、約3.5%ポイント減少している。

第2節 高齢者、ひとり親の状況

(高齢化の現状)

平成27(2015)年10月1日現在、日本の総人口に占める65歳以上人口割合(高齢化率)は26.6%に達し、男性では人口の2割以上(23.7%)、女性では3割近く(29.4%)が65歳以上となっている。また、65歳以上人口の6割近く(56.7%)を女性が占めている(I-6-4図)。

I-6-4図 年齢階級別人口の変化と高齢化率の推移



(備考) 1. 平成22年及び27年は総務省「国勢調査」及び令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果より作成。
 2. 平成22年及び27年値は、各年10月1日現在。
 3. 平成22年及び27年の総人口は「年齢不詳」を含む。また、すべての年について、表章単位未満を四捨五入している。このため、総人口と各年齢階級別の人口の合計が一致しない場合がある。
 4. 高齢化率は、「65歳以上人口」/「総人口」×100。なお、平成22年及び27年値は、「総人口(「年齢不詳」を除く)」を分母としている。

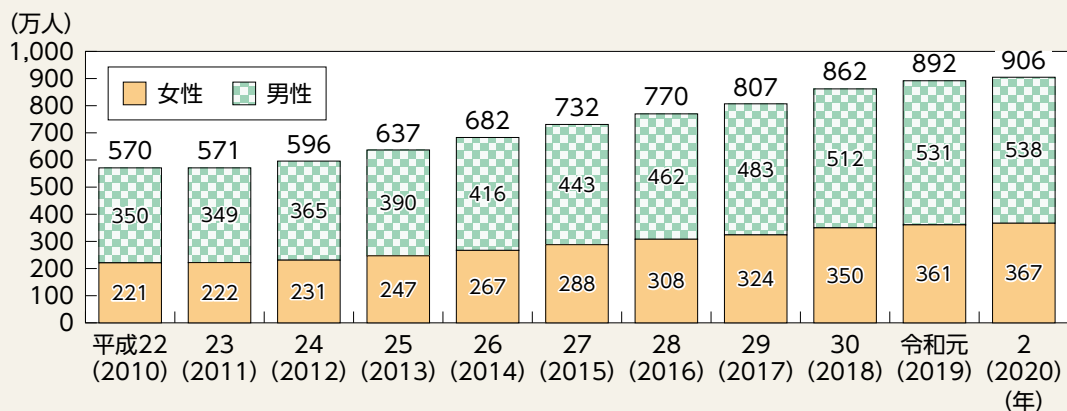
(高齢男女の就業)

総務省「労働力調査(基本集計)」により、平成22(2010)年と令和2(2020)年の65歳以上(65～69歳及び70歳以上)の就業者数を比較すると、女性は約1.7倍(221万人から367万人)に、男性は1.5倍(350万人から538万人)に増えており、男女ともに増加傾向である(I-6-5図)。就業率を見ると、男女ともに65～69歳の上昇率が大きく、女性では26.9%から39.9%、男性では46.8%から60.0%と、いずれも約13%ポ

イント増加した。

また、雇用形態について見ると、65歳以上の雇用者については、令和2(2020)年には女性の8割以上、男性の7割以上が非正規雇用である。また、55～64歳の雇用者について、男性は平成26(2014)年の32.9%をピークに、その後は非正規雇用の割合が低下傾向にある(令和2(2020)年は26.5%)が、女性は平成26(2014)年が68.1%、その後も67%前後で高止まりの状態が続いている(I-2-7図参照)。

I-6-5 図 65歳以上の就業者数の推移



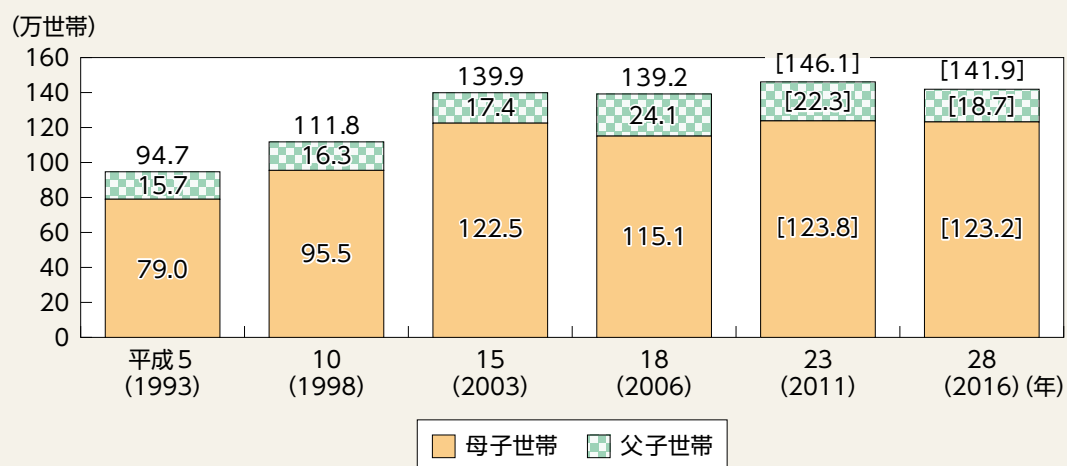
- (備考) 1. 総務省「労働力調査」より作成。
 2. 平成22年から28年までの値は、時系列接続用数値を用いている。
 3. 就業者数の平成23年値は、総務省が補完的に推計した値。
 4. 就業者数は、小数点第1位を四捨五入しているため、男性及び女性の合計数と就業者総数が異なる場合がある。

(ひとり親世帯の状況)

子供のいる世帯は徐々に減少しているが、ひとり親世帯は平成5（1993）年から平成15（2003）年までの10年間に94.7万世帯から139.9万世帯へと約5割増加した後、ほぼ同水準で推移している。厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」によると、平成28（2016）

年は、ひとり親家庭数141.9万世帯のうち、母子世帯数は123.2万世帯、父子世帯数は18.7万世帯となっており、ひとり親世帯の86.8%が母子世帯である（I-6-6図）。

I-6-6 図 母子世帯数及び父子世帯数の推移



- (備考) 1. 平成23年以前は、厚生労働省「全国母子世帯等調査」、平成28年は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成。
 2. 各年11月1日現在。
 3. 母子（父子）世帯は、父（又は母）のいない児童（満20歳未満の子供であって、未婚のもの）がその母（又は父）によって養育されている世帯。母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含む。
 4. 平成23年値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。平成28年値は、熊本県を除く。

一方で、厚生労働省「国民生活基礎調査」(令和元年)によると、母子世帯のうち31.0%が年間所得額200万円未満であり、41.9%が生活を「大変苦しい」と感じている。

また、我が国のひとり親世帯の貧困率を国際比較すると、OECD加盟35か国中34位となっている(Ⅰ-6-7表)。

Ⅰ-6-7表 貧困率の国際比較(子供がいる世帯(大人が1人))

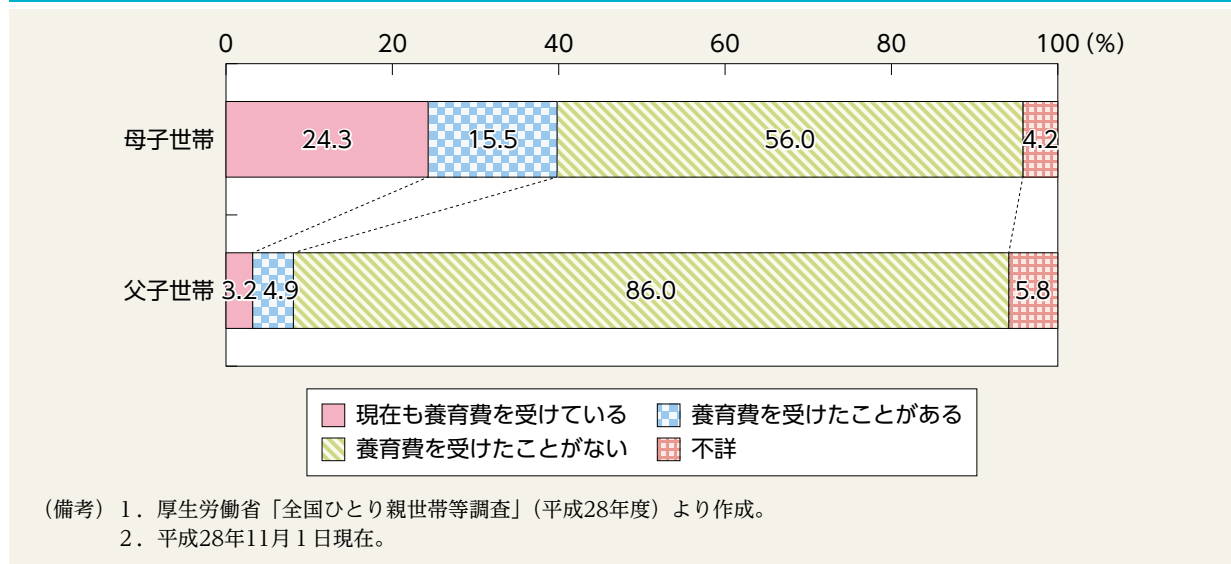
順位	国名	割合	順位	国名	割合
1	デンマーク	8.2	19	ベルギー	32.2
2	フィンランド	12.5	20	チェコ	32.8
3	ポーランド	16.4	21	ラトビア	34.5
4	エストニア	21.6	21	アイルランド	34.5
5	アイスランド	23.0	23	メキシコ	34.7
6	ノルウェー	23.1	24	オーストラリア	36.7
7	ハンガリー	23.5	25	イタリア	37.0
8	オーストリア	24.1	26	スロバキア	37.3
9	フランス	25.9	27	スペイン	40.2
10	英国	25.9	28	カナダ	41.0
11	スウェーデン	26.3	29	ルクセンブルグ	41.1
12	ギリシャ	27.7	30	チリ	42.6
13	オランダ	29.5	31	米国	45.7
14	ドイツ	29.6	32	リトアニア	45.8
15	ポルトガル	30.2	33	ニュージーランド	46.1
16	トルコ	31.4	34	日本	48.1
17	スロベニア	31.6	35	韓国	52.9
18	イスラエル	32.0		OECD平均	32.2

- (備考) 1. OECD, Family database “Child poverty” (2020年12月閲覧) より作成。
 2. 「貧困率」は、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出(相対的貧困率)。
 3. 基本的に2016年の数値であるが、ニュージーランドは2014年、アイスランド及びトルコは2015年、カナダ、チリ、フィンランド、イスラエル、韓国、ノルウェー、スウェーデン、英国及び米国は2017年、日本は2018年。

ひとり親世帯で子供が安定した生活環境を享受するためには、養育費の確保が重要であるが、平成28（2016）年に離婚相手から実

際に養育費を受け取っているのは、母子世帯で24.3%、父子世帯で3.2%にとどまっている（I-6-8図）。

I-6-8図 母子世帯及び父子世帯における養育費の受給状況（平成28（2016）年）



本章のポイント

第1節 配偶者等からの暴力の実態

- これまでに配偶者から身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫又は性的強要のいずれかを受けたことが「何度もあった」とする者の割合は、女性の10.3%、男性の4.0%。1度でも受けたことがある者の割合は、女性25.9%、男性18.4%（令和2年調査）。
- 配偶者暴力相談支援センターは、令和2（2020）年12月現在、全国296か所。センターへの相談件数は平成26（2014）年度以降10万件を超える高水準で推移し、令和元（2019）年度の相談件数は11万9,276件。
- 配偶者暴力防止法に基づき令和2（2020）年に発令された保護命令件数は、1,465件。

第2節 ストーカー行為、性犯罪、子供に対する性的暴力等

- 令和2（2020）年のストーカー事案の相談等件数は2万189件であり、昨年と比べて減少。一方、ストーカー規制法違反の検挙件数は985件であり、昨年と比べて増加。ストーカー事案に関連する刑法犯・特別法犯の検挙は1,518件であり昨年と比べて増加。
- これまでに特定の相手からの執拗なつきまとい等の経験のある女性は10.7%、男性は4.0%（令和2年調査）。
- 令和2（2020）年の強制的性交等の認知件数は1,332件、強制わいせつの認知件数は4,154件。いずれも前年に比べて減少。
- これまでに無理やりに性交等をされた経験のある女性は6.9%、男性は1.0%（令和2年調査）。
- 令和2（2020）年の検挙件数は、児童買春事犯637件、児童ポルノ事犯2,757件で、いずれも前年に比べて減少。また、児童虐待事件のうち性的虐待の検挙件数は299件。
- 令和2（2020）年の人身取引事犯の検挙件数は55件、検挙人員は58人であった。

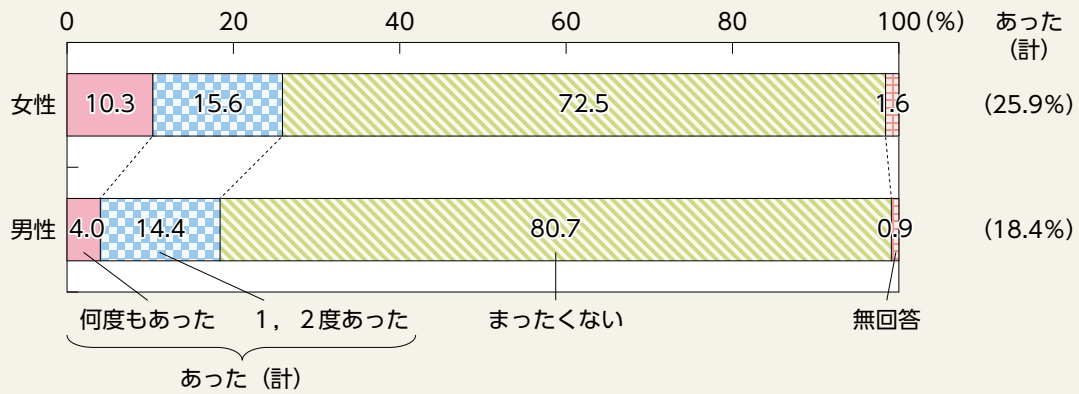
第1節 配偶者等からの暴力の実態

（配偶者からの暴力についての被害経験）

内閣府「男女間における暴力に関する調査」（令和2年）によると、これまでに結婚したことのある者のうち、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。）から「身体的

暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」又は「性的強要」のいずれかについて「何度もあった」とする者の割合は女性10.3%、男性4.0%、「1、2度あった」とする者の割合は女性15.6%、男性14.4%となっており、1度でも受けたことがある者の割合は女性25.9%、男性18.4%となっている（I-7-1図）。

I-7-1 図 配偶者からの被害経験



- (備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和2年)より作成。
 2. 全国20歳以上の男女5,000人を対象とした無作為抽出によるアンケート調査の結果による。集計対象者は、女性1,803人、男性1,635人。
 3. 「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」及び「性的強要」のいずれかの被害経験について調査。それぞれの用語の定義は以下の通り。
 「身体的暴行」：なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行。
 「心理的攻撃」：人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫。
 「経済的圧迫」：生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど。
 「性的強要」：嫌がっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど。

(配偶者間における暴力の被害者の多くは女性)

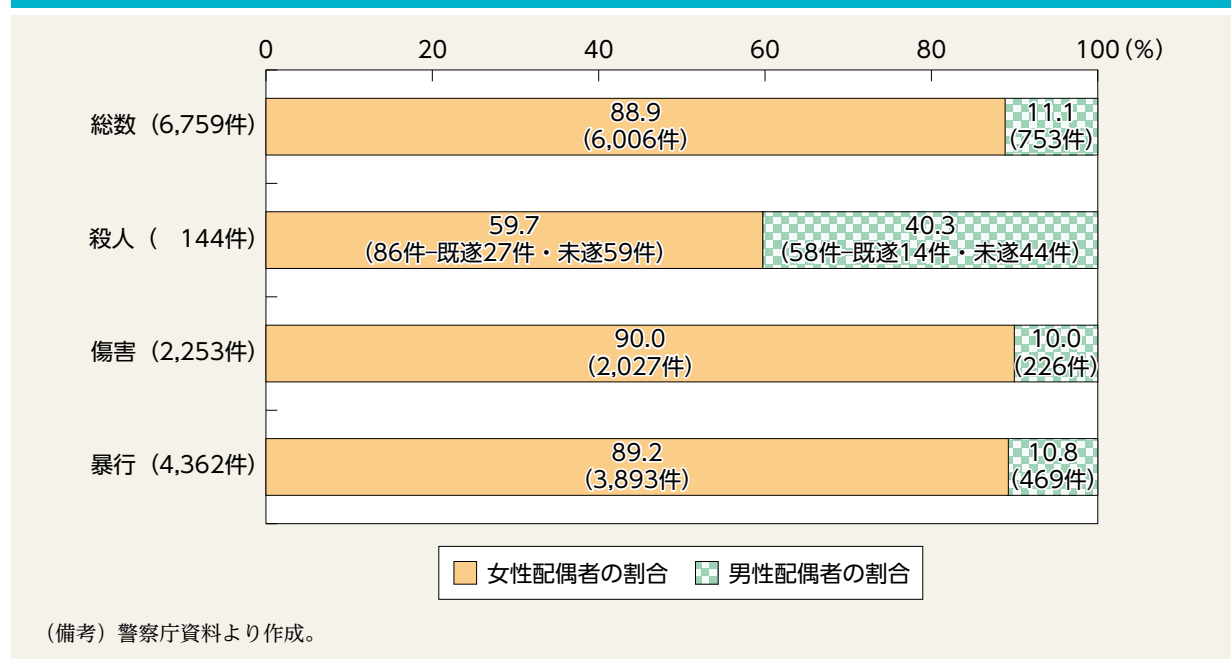
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）の施行（平成13（2001）年10月）後，警察が把握する配偶者からの暴力事案は増加傾向が続いている。

配偶者間における暴力の被害者は，女性である場合が多く，令和2（2020）年に検挙した配偶者間における殺人，傷害，暴行事件

は6,759件であり，そのうち6,006件（88.9％）は女性が被害者となった事件である。

女性が被害者となった割合を罪種別に見ると，殺人の144件中86件（59.7％）を除いて，傷害で2,253件中2,027件（90.0％），暴行で4,362件中3,893件（89.2％）と圧倒的に女性が被害者となる割合が高くなっている（I-7-2図）。

I-7-2図 配偶者間における犯罪（殺人，傷害，暴行）の被害者の男女別割合（検挙件数，令和2（2020）年）

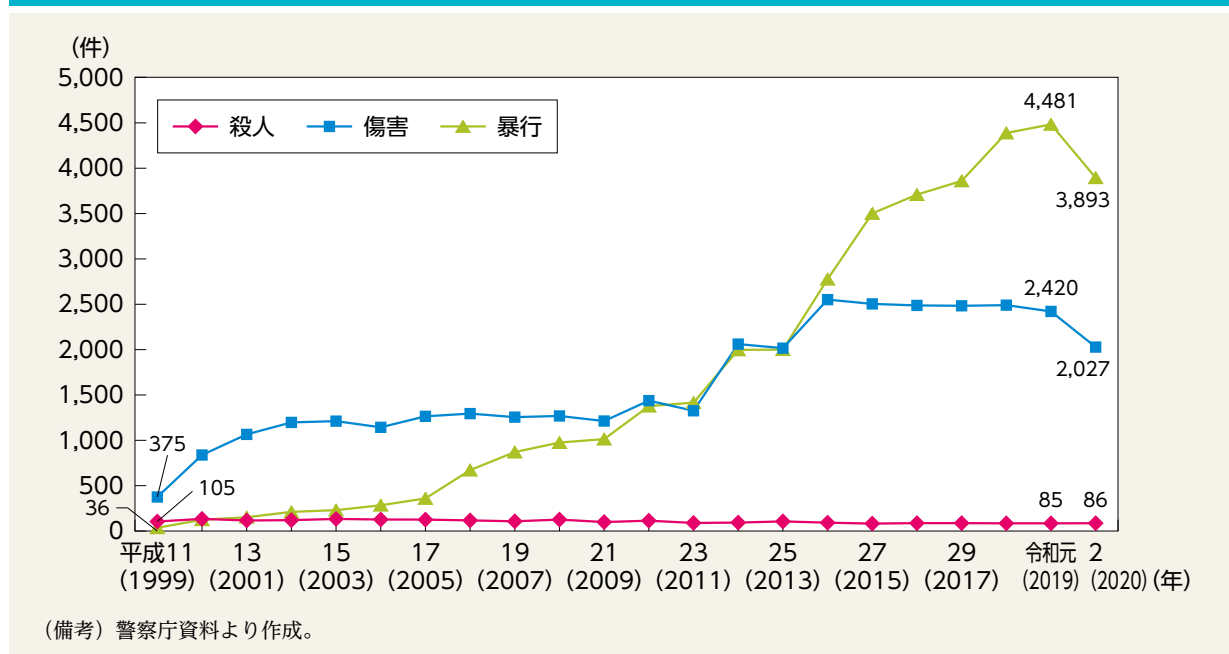


警察庁「令和2年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」によると、警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数は、継続して増加傾向にあり、令和2（2020）年は8万2,643件と配偶者暴力防止法施行後最多となっている。保護命令違反の検挙は76件と前年と比較して増加した一方、配偶者からの暴力事案等に関連する刑法犯・他の特別法犯の検挙は8,702件であり、前年と比較して減少した。

同資料によると、令和2（2020）年の配偶者からの暴力事案等の相談等件数の被害者のうち76.4%（63,165件）は女性であるが、男性の割合も上昇傾向にある。

また、配偶者間における犯罪のうち、女性が被害者であるものの検挙件数の推移を罪種別に見ると、令和2（2020）年は、傷害は2,027件と前年に比べ減少し、暴行も3,893件と前年と比べ減少した²³（I-7-3図）。

I-7-3図 夫から妻への犯罪の検挙件数の推移



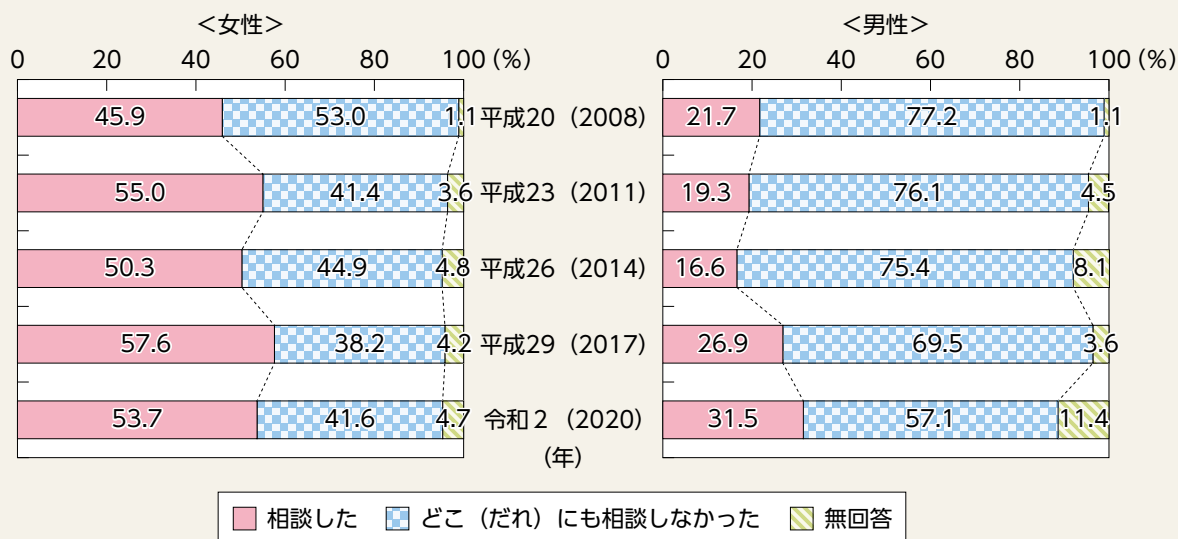
²³ 数値については解決事件を除く。解決事件とは、刑法犯として認知され、既に統計に計上されている事件であって、これを捜査した結果、刑事責任無能力者の行為であること、基本事実がないことその他の理由により犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件をいう。

(配偶者からの被害経験の相談状況)

配偶者から暴力等の被害経験のある者のうち誰かに相談した者の割合について、平成20(2008)年以降の推移を見ると、平成26

(2014)年までは女性は5割前後、男性は2割前後で推移していたが、令和2(2020)年は女性53.7%、男性31.5%となっている(Ⅰ-7-4図)。

Ⅰ-7-4図 配偶者からの被害経験のある者のうち誰かに相談した者の割合の推移



- (備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」より作成。
 2. 全国20歳以上の男女5,000人を対象とした無作為抽出によるアンケート調査の結果による。
 3. 平成20年及び23年は「身体的暴行」、「心理的攻撃」及び「性的強要」のいずれか、平成26年以降は「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」及び「性的強要」のいずれかの被害経験について誰かに相談した経験を調査。
 4. 平成26年以降は、期間を区切らずに、配偶者から何らかの被害を受けたことがあった者について集計。また、平成20年及び23年は、過去5年以内に配偶者から何らかの被害を受けたことがあった者について集計。集計対象者は、平成20年が女性185人、男性92人、平成23年が女性169人、男性88人、平成26年が女性332人、男性211人、平成29年が女性427人、男性223人、令和2年が女性363人、男性219人。前項3と合わせて、調査年により調査方法、設問内容等が異なることから、時系列比較には注意を要する。
 5. 四捨五入により100%とならない場合がある。

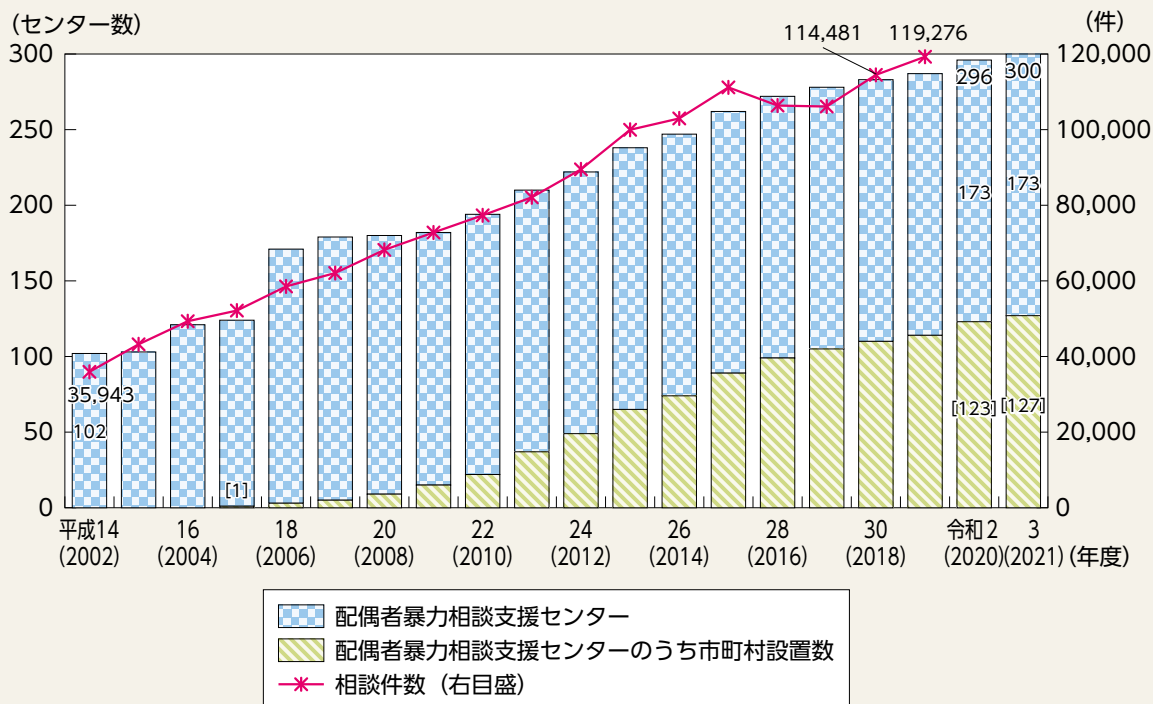
(配偶者暴力相談支援センター等への相談件数等)

配偶者暴力防止法では、都道府県における配偶者暴力相談支援センターの設置は義務(市町村は努力義務)であり、同センター数は年々増加している。令和3(2021)年4月現在、全国300か所(うち市町村が設置する施設は127か所)が同センターとして、相

談、カウンセリング、被害者やその同伴家族の一時保護、各種情報提供等を行っている。

また、令和元(2019)年度に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は11万9,276件と過去最多となり、5年連続で10万件を超える高水準で推移している(Ⅰ-7-5図)。

I-7-5 図 配偶者暴力相談支援センター数及び相談件数の推移



(備考) 1. 内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について」等より作成。
 2. 平成19年7月に、配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)が改正され、平成20年1月から市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となった。
 3. 各年度末現在の値。令和3年度は令和3年4月現在の値。

(保護命令の申立て及び発令状況)

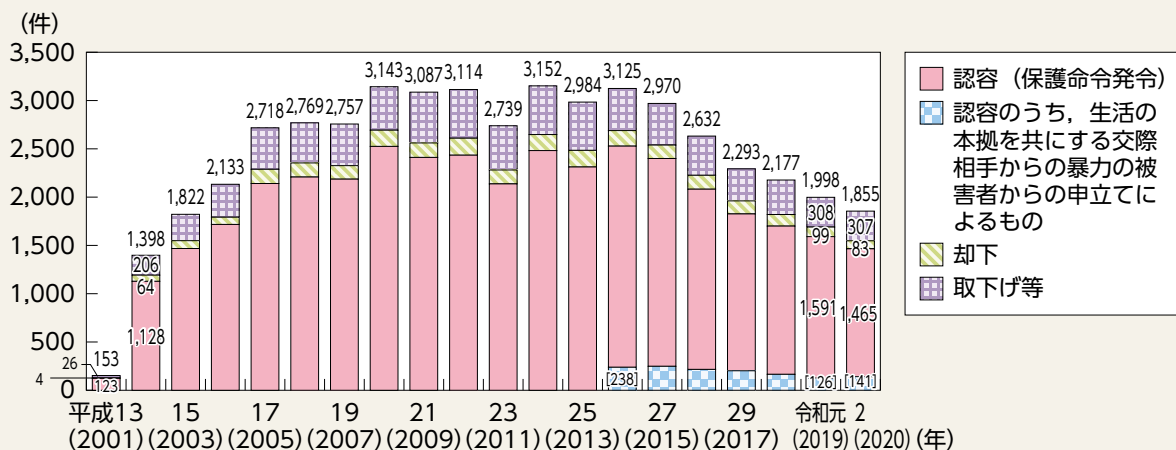
配偶者暴力防止法では、被害者の申立てにより、裁判所が加害者に対し接近禁止命令又は退去命令を発する保護命令の制度を創設し、この命令違反に対して刑事罰を科すこととしている。

最高裁判所によると、法施行(平成13(2001)年10月)後から令和2(2020)年12月末までに終局した保護命令事件は4万9,019件である。

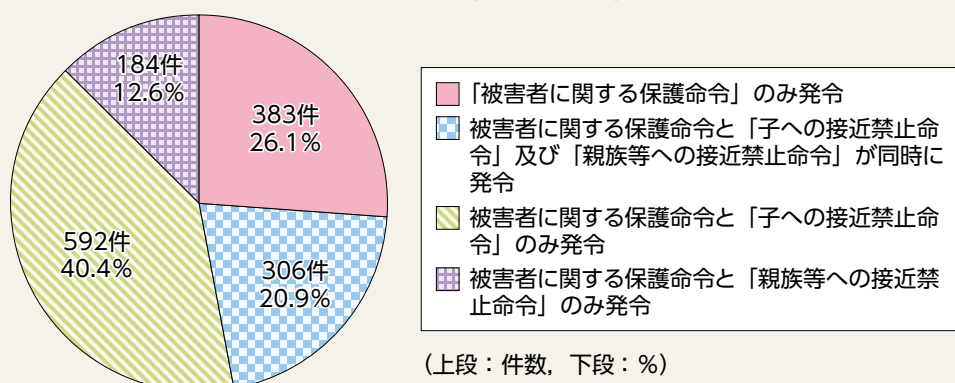
令和2(2020)年に終局した配偶者暴力等に関する保護命令事件(1,855件)のうち、保護命令が発令された件数は1,465件であっ

た。そのうち被害者に関する保護命令のみ発令されたものは26.1%、被害者に関する保護命令と「子」への接近禁止命令が発令されたものは40.4%、被害者に関する保護命令と「子」と「親族等」への接近禁止命令が同時に発令されたものは20.9%となっている(I-7-6図)。

また、令和2(2020)年に終局した事件のうち、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力等に係る被害者からの申立てにより保護命令が発令された件数は、141件となっている。



<令和2年における認容 (保護命令発令) 件数の内訳>



- (備考) 1. 最高裁判所資料より作成。
 2. 「認容」には、一部認容の事案を含む。「却下」には、一部却下一部取下げの事案を含む。「取下げ等」には、移送、回付等の事案を含む。
 3. 配偶者暴力防止法の改正により、平成16年12月に「子への接近禁止命令」制度が、平成20年1月に「電話等禁止命令」制度及び「親族等への接近禁止命令」制度がそれぞれ新設された。これらの命令は、被害者への接近禁止命令と同時に又は被害者への接近禁止命令が発令された後に発令される。さらに、平成26年1月より、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象となった。
 4. 平成13年値は、同年10月13日の配偶者暴力防止法施行以降の件数。
 5. 令和2年値は、速報値。

第2節

ストーカー行為, 性犯罪, 子供に対する性的暴力等

(ストーカー事案の相談等の状況)

警察庁「令和2年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」によると、令和2(2020)年のストーカー事案の相談等件数は2万189件で、前年に比べ723件(3.5%)減少した。ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。)の施行(平成12(2000)年11月)後からおおむね1万5,000件以下で推移していたとこ

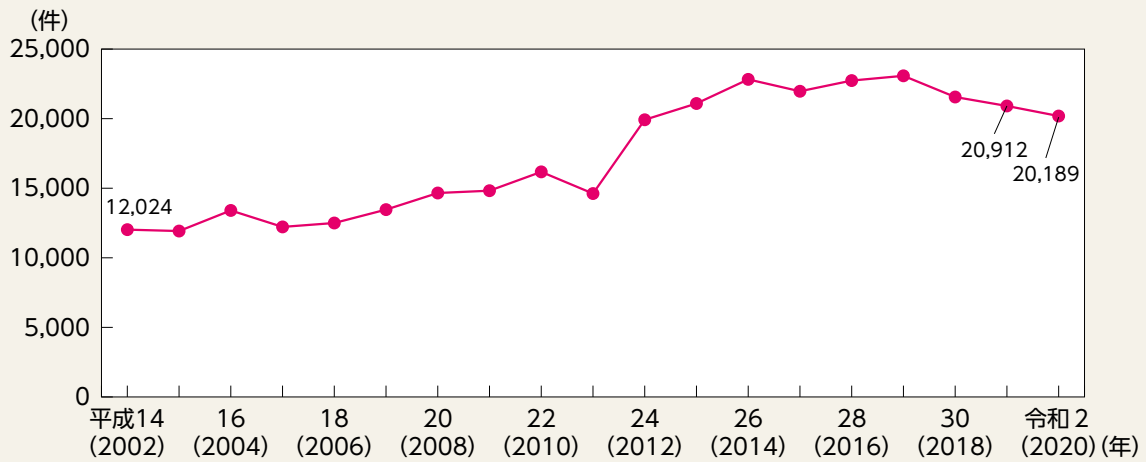
ろ、平成24(2012)年に19,920件と急増し、以後高水準で推移している(I-7-7図)。また、被害者の87.6%が女性で、加害者の80.7%が男性となっている。

内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和2年)において、これまでにある特定の相手から執拗なつきまといや待ち伏せ、面会・交際の要求、無言電話や連続した電話・メール等の被害経験を聞いたところ、1人以上の者から被害を受けたことがある者の割合が、女性10.7%、男性4.0%となっている(I-7-8図)。

また、被害の相談先として、「友人・知人に相談した」が女性51.8%、男性48.5%で

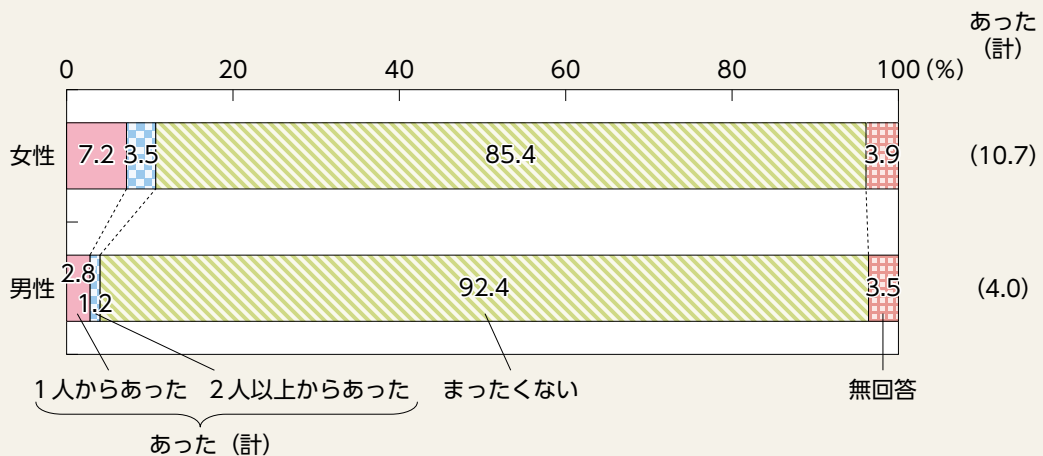
ともに最も高い（I-7-9図）。

I-7-7図 ストーカー事案の相談等件数の推移



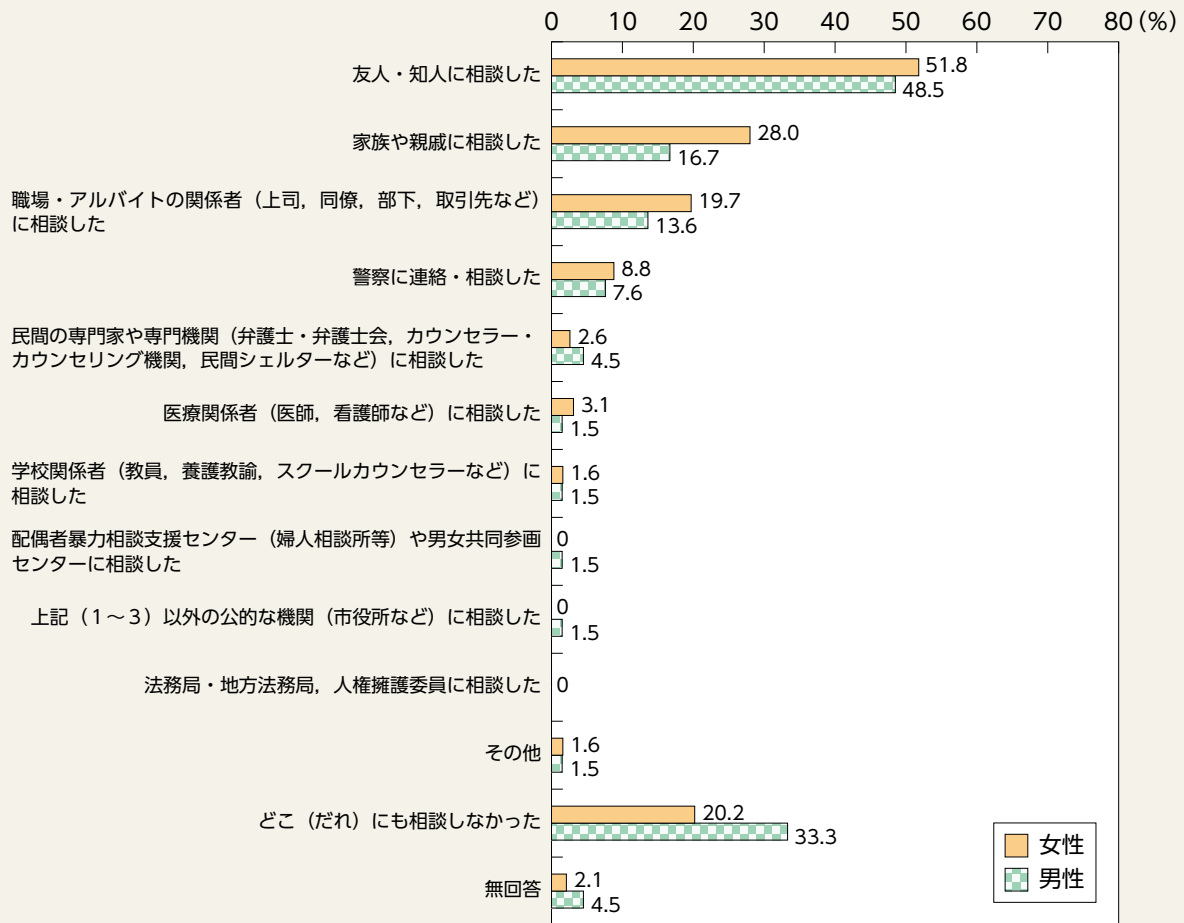
(備考) 警察庁「ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」より作成。

I-7-8図 特定の相手からの執拗なつきまとい等の被害経験



- (備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和2年)より作成。
 2. 全国20歳以上の男女5,000人を対象とした無作為抽出によるアンケート調査の結果による。集計対象者は、女性1,803人、男性1,635人。
 3. 「特定の相手からの執拗なつきまとい等」とは、ある特定の相手から執拗なつきまといや待ち伏せ、面会・交際の要求、無言電話や連続した電話・電子メールの送信やSNS・ブログ等への書き込みなどのいずれかの被害にあったことを指す。

I-7-9 図 特定の相手からの執拗なつきまとい等の被害の相談先（複数回答）



（備考）1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」（令和2年）より作成。
 2. 全国20歳以上の男女5,000人を対象とした無作為抽出によるアンケート調査の結果による。本設問は特定の相手から執拗なつきまとい等の被害にあった人が回答。集計対象者は女性193人、男性66人。
 3. 「上記（1～3）以外の公的な機関」とは、下記以外の公的な機関を指す。
 ・配偶者暴力相談支援センター（婦人相談所等）や男女共同参画センター
 ・警察
 ・法務局・地方法務局、人権擁護委員

（ストーカー事案に対する対応状況）

警察庁「令和2年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」によると、ストーカー規制法違反の検挙は、平成24（2012）年以降増加し、平成30（2018）年及び令和元（2019）年は減少したが、令和2（2020）年は985件と前年に比べ121件（14.0%）増加し、ストーカー規制法施行後最多となっている。ストーカー事案に関連する刑法犯・特別法犯の検挙は、平成24（2012）年以降高水準で推移していたが、平成29（2017）年から令和元

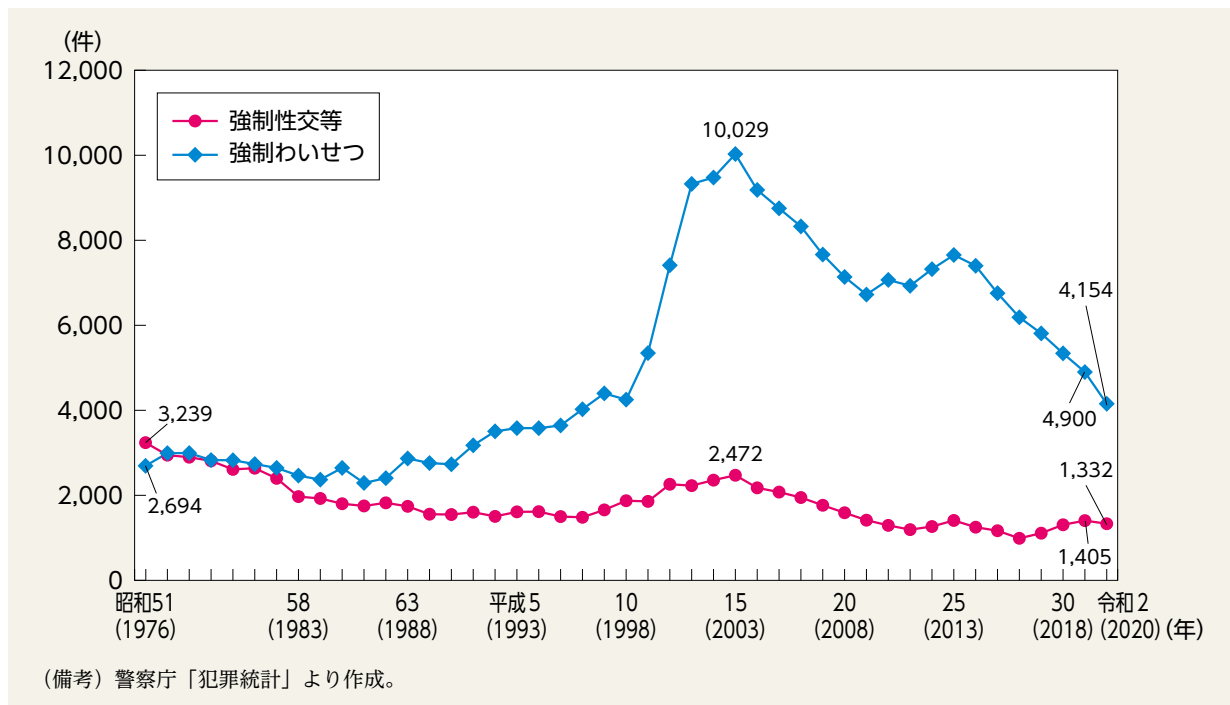
（2019）年は減少したものの、令和2（2020）年は1,518件（前年比27件（1.8%）増）と増加した。また、ストーカー規制法に基づく警告は、平成24（2012）年以降増加していたが、平成29（2017）年から令和元（2019）年は減少したものの、令和2（2020）年は2,146件と前年に比べ94件（4.6%）増加した。禁止命令等は、緩やかな増加傾向にあったが、平成29（2017）年から急増し、令和2（2020）年も1,543件と増加し、ストーカー規制法施行後最多となっている。

(強制性交等・強制わいせつの認知件数)

強制性交等及び強制わいせつの認知件数は、令和2(2020)年は強制性交等1,332

件(前年比73件減少)、強制わいせつ4,154件(同746件減少)となっている(I-7-10図)。

I-7-10図 強制性交等・強制わいせつ認知件数の推移



(無理やりに性交された経験等)

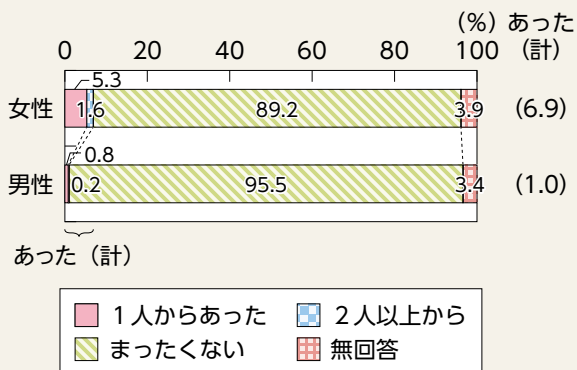
内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和2年)において、これまでに無理やりに性交等された経験を聞いたところ、1回以上の被害経験がある女性は6.9%、男性は

1.0%となっている。

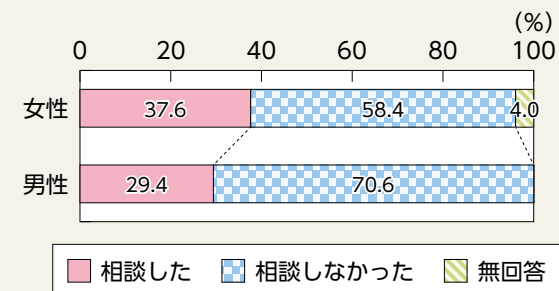
同調査によると、被害経験がある者のうち、被害について「どこ(だれ)にも相談しなかった」者は、女性は58.4%、男性は70.6%となっている(Ⅰ-7-11図)。

Ⅰ-7-11図 無理やりに性交等をされた被害経験等

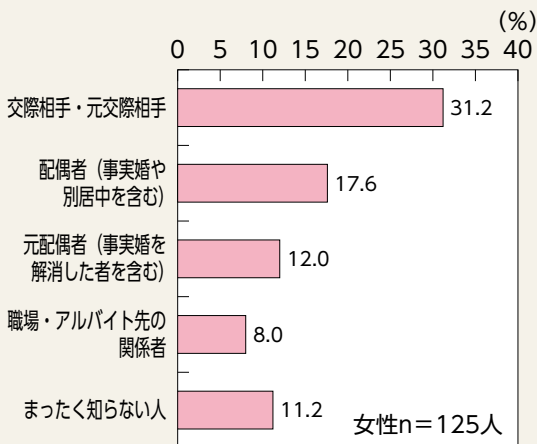
①無理やりに性交等をされた被害経験



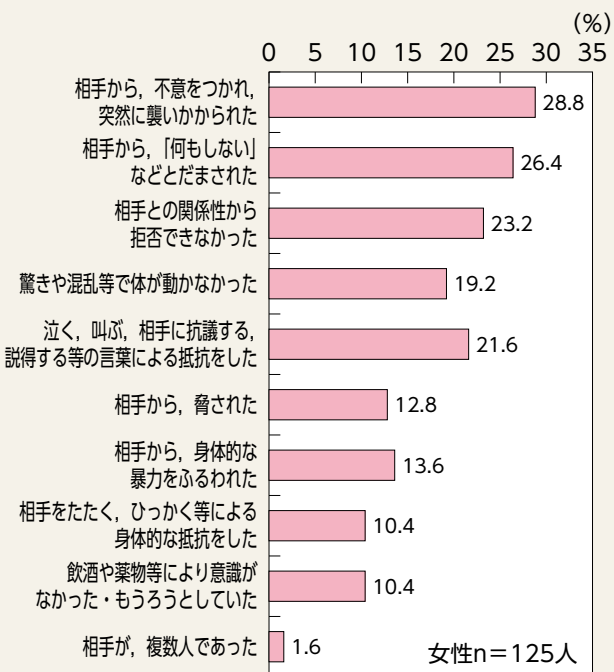
②無理やりに性交等をされた被害の相談経験



③加害者との関係 (複数回答, 抜粋)



④被害にあったときの状況 (複数回答, 抜粋)



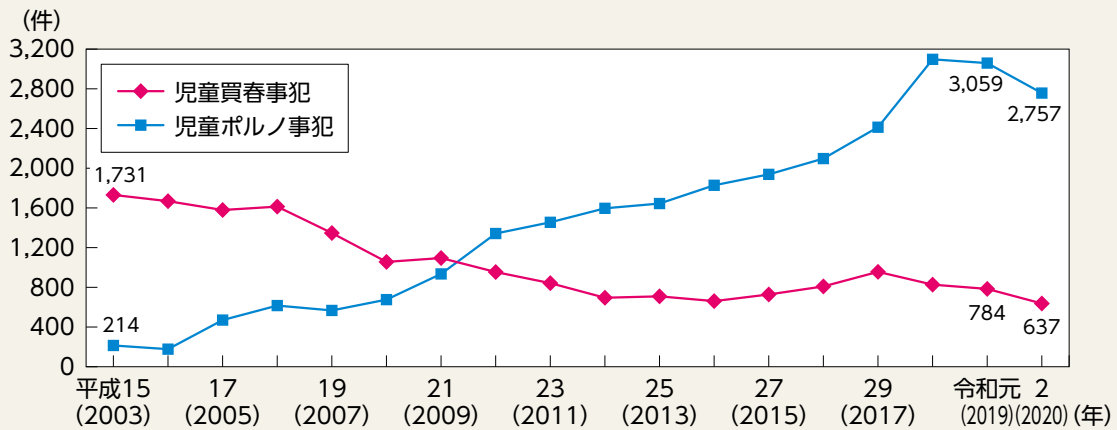
(備考) 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和2年)より作成。

(子供に対する性的暴力の検挙件数)

令和2(2020)年の児童買春事犯の検挙件数は637件、児童ポルノ事犯の検挙件数は2,757件であり、いずれも前年に比べ減少し

た(I-7-12図)。また、児童虐待事件のうち性的虐待の検挙件数は299件(前年比53件増加)となっている。

I-7-12図 児童買春及び児童ポルノ事犯の検挙件数の推移



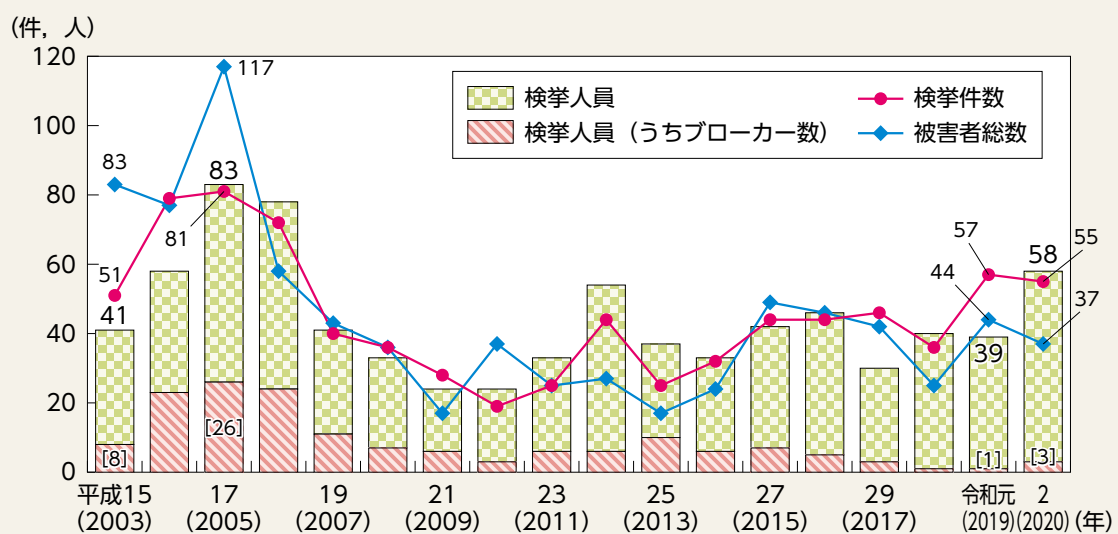
(備考) 警察庁「少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」より作成。

(人身取引事犯検挙件数等)

令和2(2020)年の警察における人身取引事犯の検挙件数は55件、検挙人員は58人(うち、ブローカーは3人)であり、被害者

総数は37人であった(I-7-13図)。被害者の国籍は、日本が30人で最も多く、次いでフィリピンが7人となっている。

I-7-13図 人身取引事犯の検挙状況等の推移



(備考) 警察庁資料より作成。